

289

289-Sa854-4㊦



1200500732398



始



貞族

其後不良久契爾
有也 備之去身
九月十八日死志成
山語 謝之 卷三
何人 亦不知其
念之 口愁傷之徒
家不 但此
其病死 以子龍共

母子 便之 御 安 為
之 中 年 人 之 死
上切 事 之 時
事 亦 不 殊 之 輕 卒
之 向 之 諸 事 之 志
不 亦 心 之 志 才
之 死 候 之 志 乃
故 是 亦 不 切 之 事
能 之 代 事 之 念
比 節 之 末 也 一 之 十

289
SA854
4



鶴田惠吉著

依藤信淵

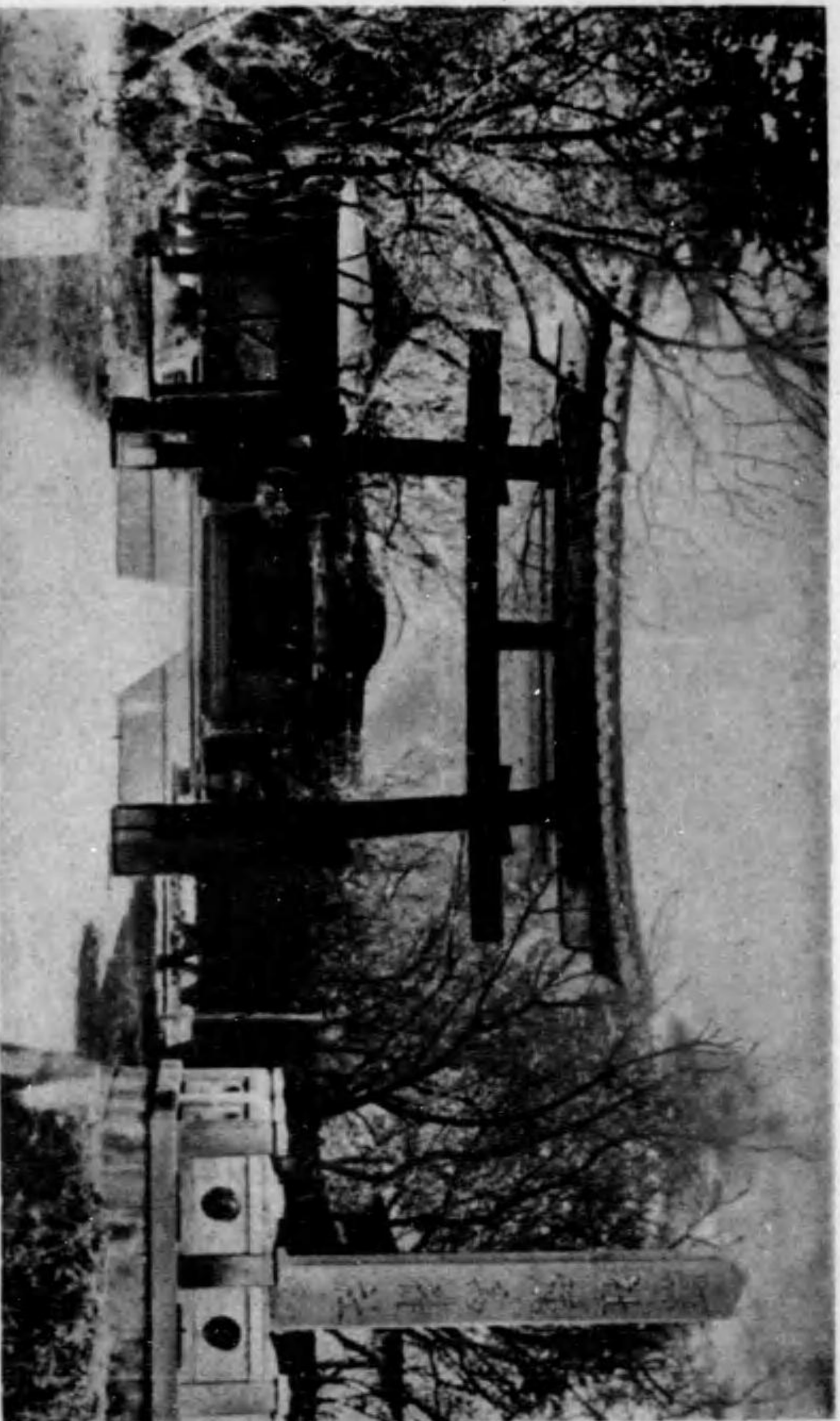
大觀堂刊行





佐藤信淵の肖像

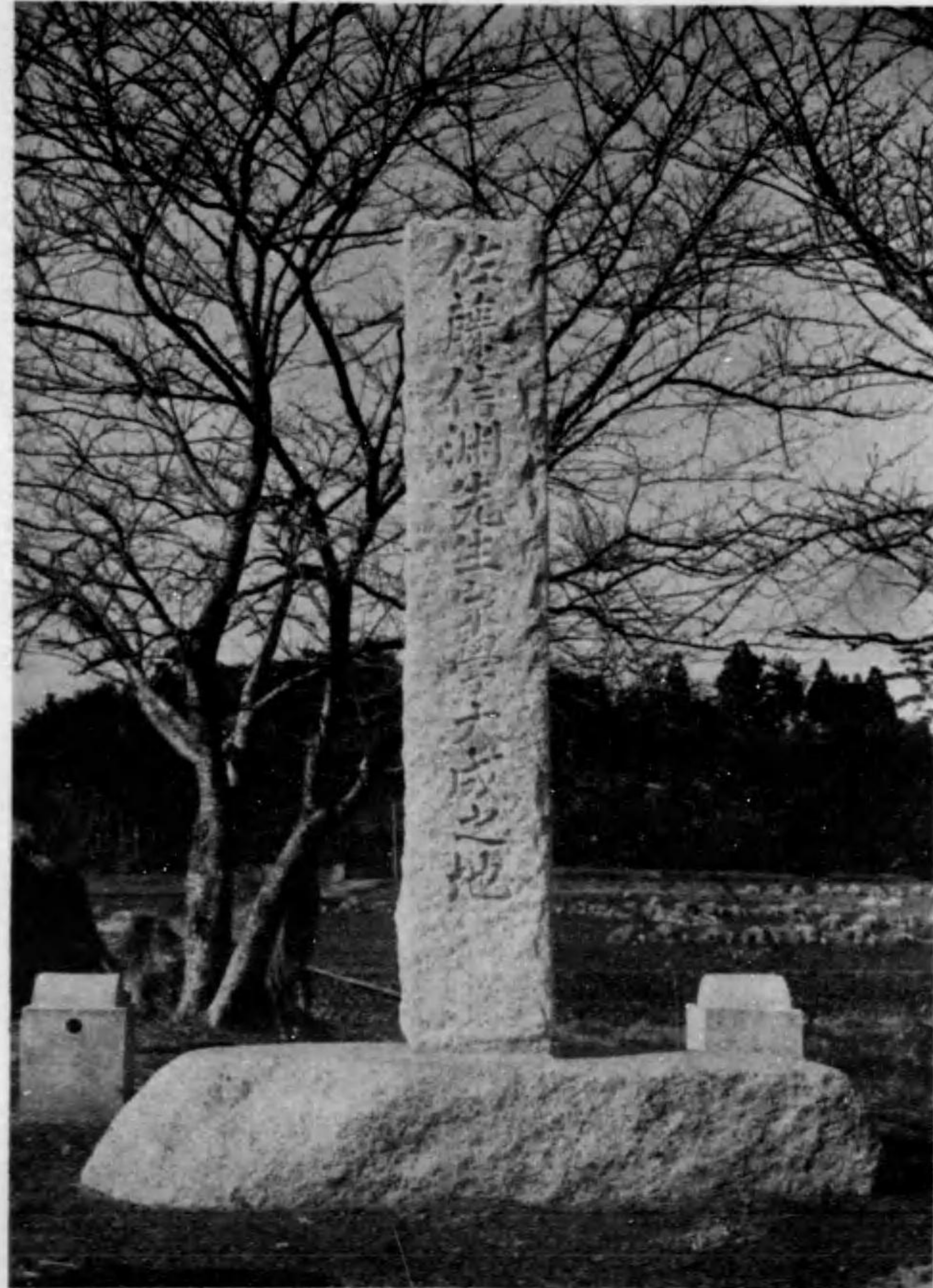
今傳ふる佐藤信淵大人の肖像は六種あるが、此處に掲ぐるところのものは、生前秘藏弟子として最も愛せる猶子大久保仁齋の畫けるものにして、大人は自分に最も酷似せりとして大いに悦べりといふ。その手にせる書は、佐藤家の家學の指導原理を示せる『天地鎔造化育論』である。



社神高瀬るせ祀合を胤篤田平び及淵信藤佐に内園公秋千市田秋



しせ居僑が淵信藤佐
藏士の有所家朝永袋手鹿村合土郡立足北縣玉埼



碑念記地の成大學家淵信藤佐るせ設建に谷豆大町金東郡武山縣樂千

行軍炮箱箱車之圖



此圖之中心線亦二十五年以外
所繪之車及手推之如左上及
上至中心より六寸五分あり

行軍炮車之構造を凡そ言明し
加へて箱車之構造を凡そ言明し
此車之構造を凡そ言明し
凡そ言明し

板本鐵炮箱理論所載・佐藤信淵の發明せる戰車之圖

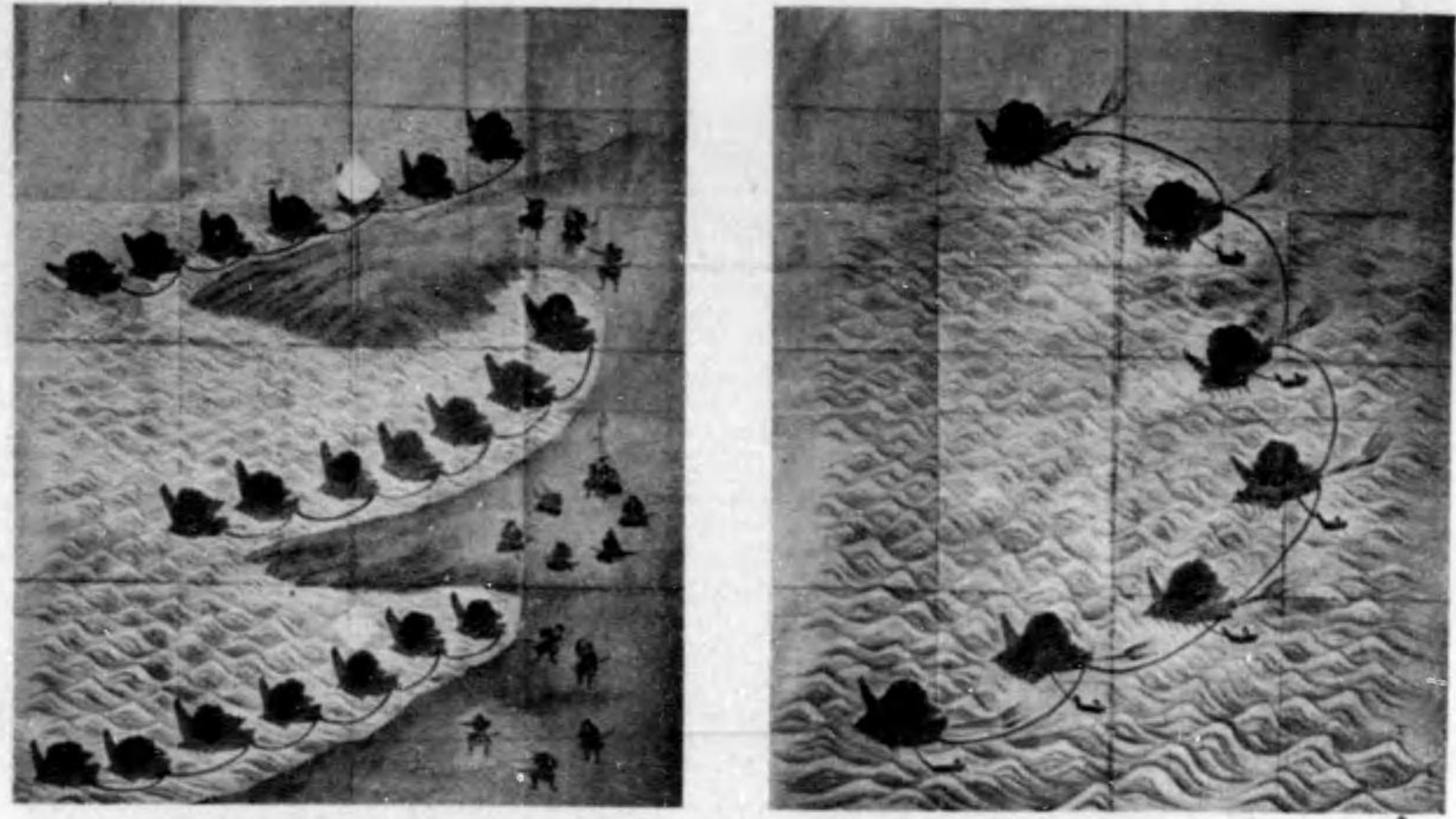


右佛蘭地及ノ製車ハ郡司氏ノ製ス所ナリ
又後ト大地及ト炮臺車ハ阿蘭陀國ヨリ輸入ス
此等ノ車ハ行軍炮臺車ト云ヒ起
止アリ此等ノ車ハ行軍炮臺車ト云ヒ起
之原ナリ故ニ斯ノ圖ニ示ス以テ先哲ノ
善ヲ現シ云
文化六巴巳之年二月朔吉
佐藤百右衛門

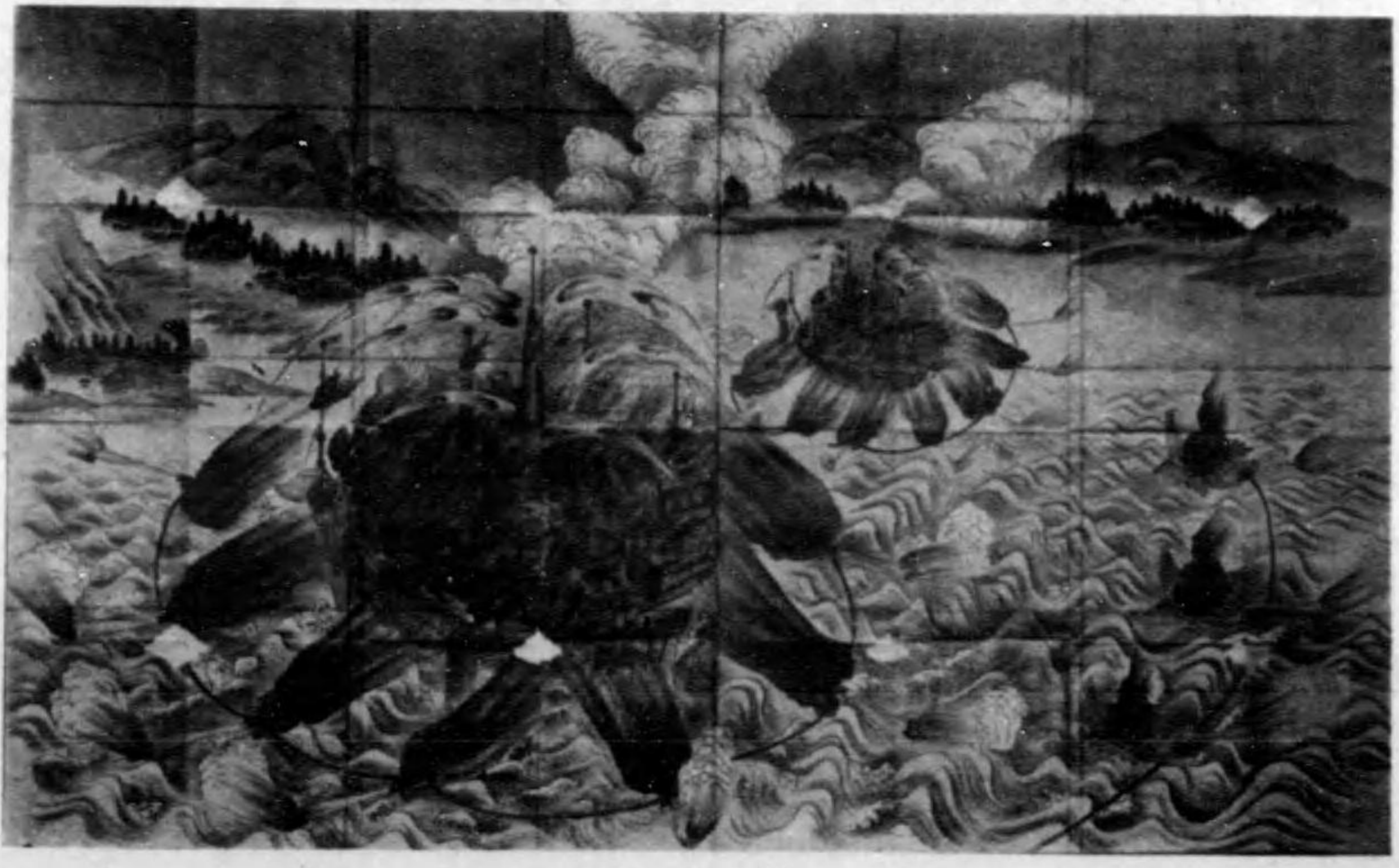
此大砲之座台
銅製トシ
鋼製トシ
銅製トシ
鋼製トシ

阿蘭陀大砲車之構造圖
此大砲車之構造を凡そ言明し
凡そ言明し

高神社奉藏・佐藤信淵自寫阿蘭陀大砲車之圖

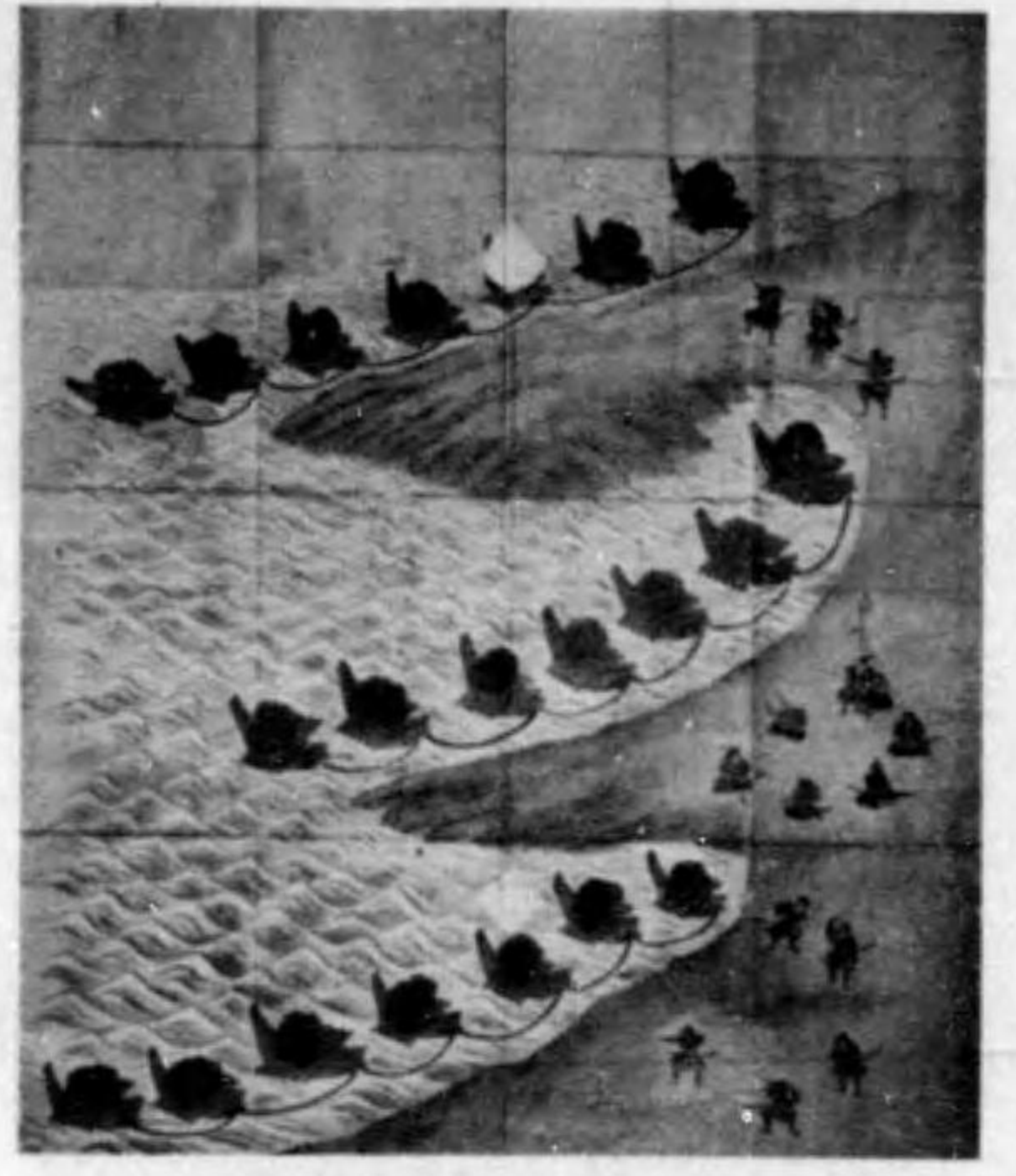


(一の共)



(三の共)

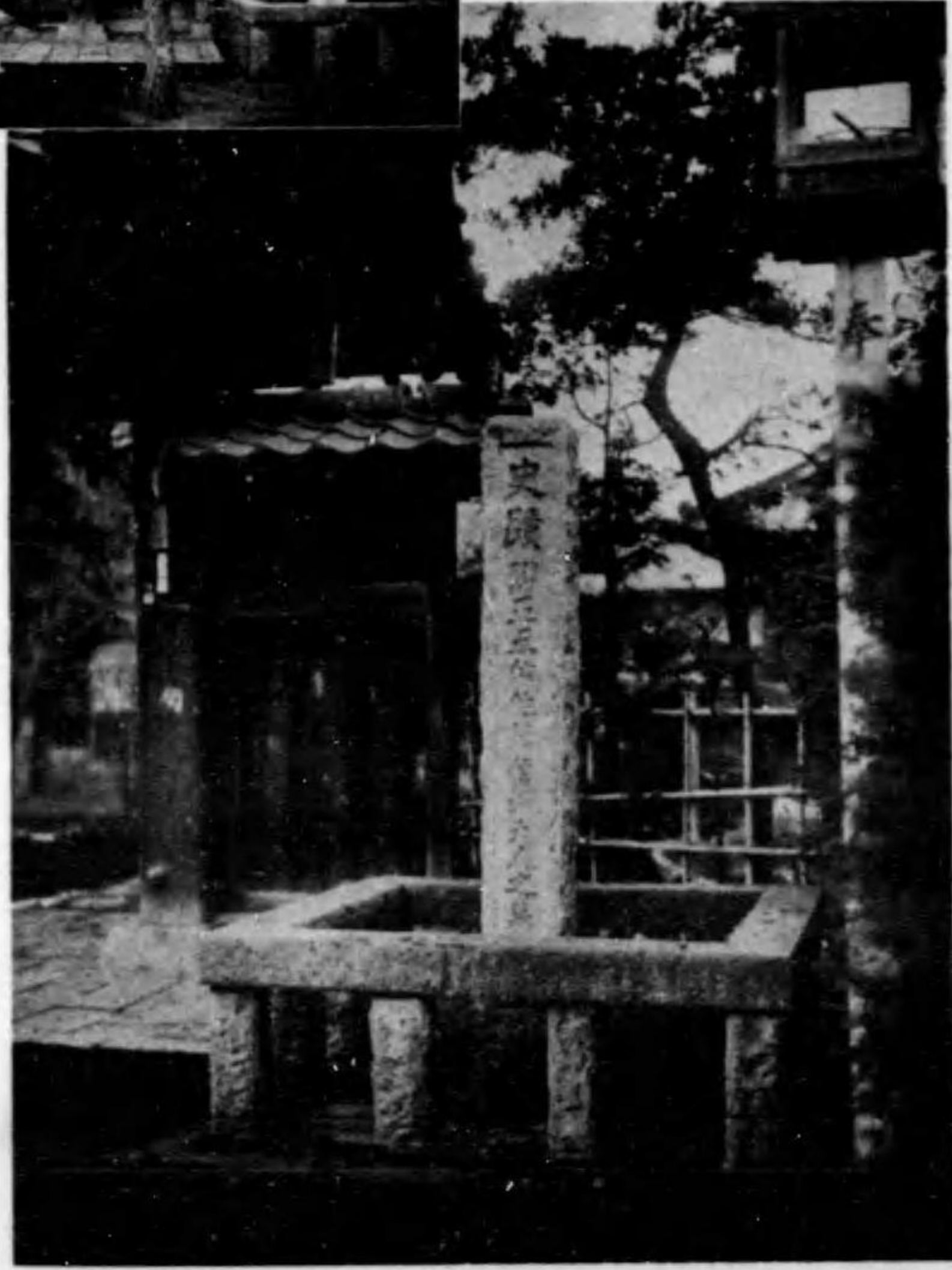
毛利公爵家所蔵・佐藤信淵の發明せる自走火船の圖



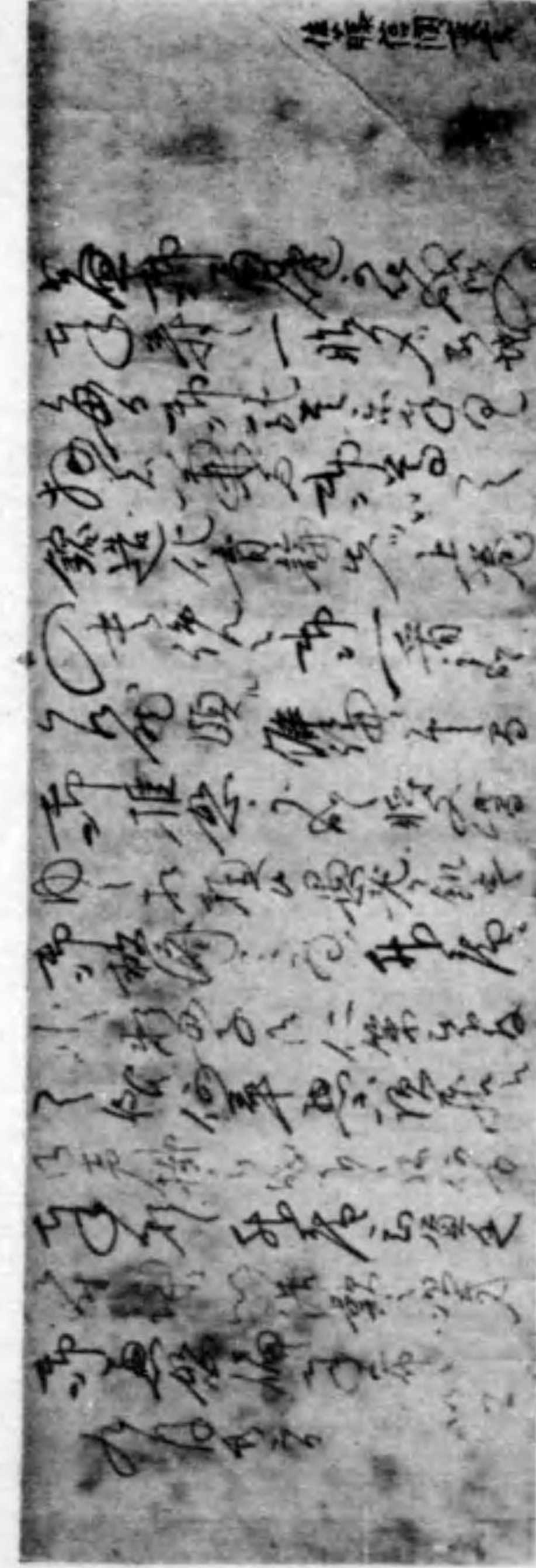
(二の共)

大綱流炮術笈二世 佐藤百祐信淵 爲
 嘉永元年戊申四月十一日筆之
 柳鐵炮之本邦傳來之御由天竺一
 年二當之西洋濱蘭杜耳爾國加皮母國之
 才又上之者本邦ニ交易之通セリ之欲
 大船ニ駕リ始ニ豐後國神戶浦ニ到者ニ國
 主大友宗麟ニ鐵炮ニ被進ニ種々珍物之献
 西洋産物ト本邦産物之互市交易セリ之
 宗麟其進物盛テ之欲ニ且鐵炮之賞玩シ
 于此之國朝ト各々乃今彼年々來ニ交易ス

法尺寸作製銃炮び及律定徑彈銃法古本罪自瀧信藤佐・藏所會窮無



門山の寺應松山壽萬所提善の家藤佐在所目丁三寺圓高區並杉市京東（上）
標蹟史の所墓淵信藤佐るたれらて建に前門寺 同（下）



書翰るれ贈に齊竹川竹りよ淵信藤佐・藏氏郎太信川竹



佐藤信淵の印譜と花押



萬壽山松應寺兆内佐藤信淵(正)及一族(左)の墓

序

佐藤信淵は、積年の研鑽に依り、和洋、竺唐の聖典より其の精粹を簡拔し、是を皇祖天地鑄造の神意に融會折衷して、一家の宇宙觀、人生觀、世界觀を樹立し、以て五代二百餘年の傳統に輝く家學の指導原理と爲し、此の本正しく末明かなる哲理を彼の科學、道學、政治學、經濟學及び兵學に演繹して、其の頗る廣汎に亘れる家學を體系化した。

信淵は此の哲理を基礎とし、其の高邁なる識見を以て、皇政復古、東京、京都、皇道國家建設、高度國防計畫、開國進取、宇内混同、國土計畫、開物増産、統制經濟、四海困窮、救濟東京、瀕及び印旛沼干拓等に至る迄、頗る遠大にして積極的なる皇國百年の長計を論述高唱した。

信淵は當時の國民が幕府の鎖國政策と多年の昌平とに慣れて、徒らに武陵桃源の甘き夢を追ひ、我が肇國の大理想を忘却し去りたるが如き觀ありしときに當り、一日の安居を許さざる境遇に在りしにも拘らず、憂國の至誠息み難く、歿前迄健筆を揮ひ、其の豪快雄渾なる文章を以て、極めて大膽に國事を論じ、眼前の毀譽褒貶を念とせず、知己を百年の後に求めて、其の念願の達成を期した。而して明治維新以來我が國是の確立に依り、信淵の苦言は國民覺醒の警鐘と

もなり、肇國精神還元の活力素ともなり、曾ては白晝の大夢として顧みられざりし彼の所論は着々具現實行せられ、今更ながら信淵の卓見に驚嘆せざる者なきに至つた。

信淵は頗る多才多能の百科辭典的萬能學者にして、其の著書は三百部八千卷と稱せられ、而も其の著書は極めて特異性に富み、其の學說亦三度發展的飛躍を遂げ、且信淵は東西に流離し南北に轉涉して居を遷すこと數十度に及び、又屢々祝融の禍に遭ひて所著を焼亡し、剩へ血縁亦斷絶せしを以て、遺著の湮滅に歸せるもの尠からず、是を以て信淵研究は極めて至難なる情態に置かれてゐた。従つて是迄信淵の學說を批判せる者數十家の多きに達せりと雖も、甲者の論ずる所ときとして乙者の説く所と相矛盾する奇觀すら呈すること稀ならず、又其の傳記を叙する者ありと雖も、何れも小傳なるか又は斷片的のものたるに過ぎず、而も往々にして謬見異説を挾めるものが尠くない。其の八十二年の全生涯を通じて詳述せるものに至りては一もあることなし。されば諸家の從來信淵の傳記と學說とに就きて記述せる所を通觀するに、恰も群盲巨象を評するの恨みなき能はざるものがあつた。

著者は信淵を畏敬すること多年、其の遺著及び信淵に關する書籍雜誌を蒐集して信淵研究を續け來りしに、偶々昨秋秋田市に於て信淵の九十年祭を執行せし際、招かれて講演を爲せるを機とし、從來信淵研究の二大難點たりし學說の全的研究及び其の傳を詳かにせんことを欲し、爾來帝國圖書館無窮會、信淵文庫、秋田縣立圖書館、兵學史研究所、慶應圖書館等所藏の信淵の

遺著に就きて其の異同を辨別し、信淵が生前優遇を享けし伊達侯爵家九鬼子爵家竹川家竹口家等に乞うて有益なる資料を得、信淵に由緒深き彌高神社御嶽神社船橋太神宮菊間神社寶泉寺・松應寺・泉岳寺・大豆谷・鹿手袋の兩舊廬等を歴訪して資料傳説を探り、又帝國圖書館に通ふこと三閱月、舊幕記録たる前人未見の「公事吟味留」市取縮類集、「大救調書」中より信淵の傳記資料を索出し、尙佐藤三家の戶籍を探りて信淵以後の系譜を明かにし、此の外信淵及び信淵に關する書翰數十通を得て、信淵の内面生活を究め、又此の間に於て信淵の遺著を發見せることも尠くなかつた。斯くして得たるものを根本資料と爲し、補助資料として信淵を論評せし幾多の書籍雜誌類を蒐集涉獵し、又信淵の學說を裏付け或は飛躍せしむるに至りたる世相を考覈し、且恰も古土器の破片を拾ひ集めて原形を成さしむるの思ひを以て、一小瑣事斷簡零片と雖も是を捨つることなく蒐集した。固より斯くして得たる資料は頗る多きに達せるを以て、是を簡拔壓縮して漸く本書を成すことを得た。而して是を叙するに編年體を以てし、且是に説を配して、信淵の生活の推移と其の說の展開を知るに便せしめた。是に依りて聊か信淵の全貌を把握するに庶幾からんか。予が本書を成すに當り、前記各方及び毛利公爵家並に佐藤賢司・近伊左衛門・北島一等の諸氏より寄せられたる好意に對して深甚なる謝意を表する。

昭和十五年十一月

鴫田惠吉

凡例

- 一 佐藤信淵の享年には、『八十四歳説』と『八十二歳説』との二説がある。前説は其の誕生を以て明和四年と爲し、後説は明和六年と爲せるに因る。前説は信淵の『横澤兵庫宛書翰』を原據とし、後説は信淵の手澤本『和漢年契』に手書せるに基く。本書は幕府の『吟味留』息丹庵の手記せる『佐藤信淵略傳』及び『墓誌』に據り、『八十二歳説』を採つた。詳しくことは、本書附載の『年譜』を參看せられんことを望む。
- 二 信淵の誕生地に就きては、從來『西馬管内説』及び『郡山説』の兩説が對峙して居る。前者は『農政本論』中編上に記せる所に據り、後者は『草木六部耕種法』卷十四に述べたる所に據れるものである。本書は前記二書に單に故郷と記せるに反し、『横澤兵庫宛書翰』及び『佐藤信淵略傳』に、郡山村に生ると明記しあるに據り、『郡山説』を採ることにした。
- 三 信淵の天明年間に於ける父玄明寓に隨從せる蝦夷及び東日本の遍歴行並に寛政年間に於ける西日本漫遊行の通路に就きては、『佐藤家譜略記』及び『横澤兵庫宛書翰』等其の記する所を異にすと雖も、本書は主として後者に依據し、且其の西日本旅行路に就きては、『黎侮備言』に記せる所に據りて是を補正した。
- 四 信淵は家學の指導原理を得てより、父祖の遺著にも大いに訂正増補を加へて是を再編成し、又祝融の難に遭ひて湮滅せるものは、父祖の名に於て信淵が新に改作した。されば、父祖の遺著も信淵の著書と看做すも、敢へて失當ならざるべし。本書には此の見地より、時として父祖の遺著を信淵の著作として取扱つた場合もある。

- 五 本書附載の『佐藤家五代著述書目録』に記述せる著述年代は、其の書の始めて成れる時を記した。是其の甫著書の年を明かにし、以て學説の擴充進展を知るの便に供せんが爲である。
- 六 本書の装釘に用ひたる扉の『佐藤信淵』の四文字は、信淵の眞蹟に採り、見返しの書翰は、信淵が秘藏弟子佐藤英吉郎元貢に贈れるものに據つた。書翰中彼の名著『鎔造論衍義』に關する部分は特に珍とすべく、是に依りて本書に一精彩を加へたるものと信ずる。

目次

一 信淵の人物と學問……………三

二 家系及び家學の由來……………三

三 佐藤家の家傳書……………二七

四 信淵の著書に觀る特異性……………三三

五 信淵の著書出版……………三六

六 信淵研究の歴史とその種々相……………四二

七 封建政治の頽廢……………四七

八 封建經濟體制の崩壞……………五三

九 天保改革時代の世相(一)……………六六

一〇 天保改革時代の世相(二)……………六二

一一 母の教訓と父の遺訓……………六九

一二 槐園門下の逸材……………一〇六

一三 津山藩の弊政改革……………一三三

一四 遊歴家としての信淵……………一九

一五 醫人としての信淵……………二天

一六 大豆谷に於ける信淵の生活(一)……………二四

一七 兵學家としての信淵(一)……………二四一

一八 兵學家としての信淵(二)……………二五

一九 大豆谷に於ける信淵の生活(二)……………二七〇

二〇 秋田藩の財政改革……………二八〇

二一 吉川家の神道講談所取建一件……………二九四

二二 大豆谷に於ける信淵の生活 (三) 二〇五

二三 信淵の哲學思想 二一七

二四 採鑛冶金家としての信淵 二二四

二五 信淵の經濟論 (一) 二二九

二六 高度國防國家建設論 二三六

二七 信淵の社會政策 二四九

二八 宇内混同大策 二五八

二九 江戸灣及び印旛沼の干拓策 二六三

三〇 信淵の農政學 二七三

三一 鹿手袋に於ける信淵の生活 (一) 二八〇

三二 鹿手袋に於ける信淵の生活 (二) 二八八

三三 信淵の開墾策 三〇〇

三四 蟹社事件と信淵 三〇八

三五 綾部の巡察 三一九

三六 信淵の經濟論 (三) 三二八

三七 師弟愛に花咲きて江戸に還る 三四〇

三八 兵學家としての信淵 (三) 三五二

三九 信淵の終焉と歿後の餘榮 三六二

佐藤家五代著述書目録 三六九

佐藤 信淵年譜 三九〇

佐藤信淵

一 信淵の人物と學問

佐藤信淵は近世日本の生める一大傑士にして、彼は超倫の才氣を懷き、五世傳統の家學を大成して、開物・成務の大道術を藏すと號せざるだけに、絶世の高邁なる卓識を有し、當代を睥睨するの傲氣頗る高く、又、窮理家第一等の人として、其の盛名夙に都下に藉甚たるものあり、幕末に於ける學界の巨星として世に推稱せられてゐた。(註一) 彼が今より百餘年前に示唆せし所の其の豫見は、明治維新以來著々實現し、殊に今次興亞の聖戰勃發以來、彼の學説は再檢討せられ、今や彼は世紀の脚光を浴び、時代の寵兒として世の絶讃を博しつゝある。

信淵は秋田の産、通稱は百祐、字は元海、松庵と號した。又萬松齋・融齋・椿園等の別號あり、晩には専ら椿園と號した。

天性精悍、狀貌魁岸、志氣倜儻、丹鳳の眼、高眉の長きこと眼尾を過ぎ、肘臂を降せば、中指の端膝を過ぐるごとく寸、掌中赤きこと紅の如し、故に郷人彼を呼んで紅掌君と稱した。信淵幼より天才超越し、好んで文を作り、稟賦詩を能くし、又頗る武事を嗜めりと云ふ。(註二)

信淵の性格中最も著しき特徴として擧ぐべきは、其の豪放大膽にして粘り強く、且野人振りを發揮したることにあるが、其の豪放大膽なる所は、父祖四翁に是を見出されるが如く、全く佐藤家特有の天賦に因るものと稱す

べく、其の延展性の強靱なるは、郷土の感化に負ふ所大なるものあるべく、又其の野人振りに至つては、上總大豆谷に於ける百姓生活の影響と見るべく、而して是等が渾然一體となり、更に浮世の荒波は彼をして、巖頭に聳立する盤松の如く、豪宕魁岸たらしめたものと思量せられる。

古來醫家よりは往々傑出したる英物を出してゐるが、信淵も亦其の範疇に屬する一人であつた。醫業は信淵一家の生命線であつた。

信淵の肖像は現在六種ほど傳つてゐるが、彼に最も酷似してゐると稱せられてゐる所のは、彼の秘藏弟子大久保仁齋の揮毫に成れる一幅である。是は信淵の町醫者姿を表したるものにして、彼の風采・性格を觀するに足るべく、彼の面目は躍如として畫面に生けるが如く浮出てゐる。而して其の左手にせるは彼の心魂を込めて著はせる力作『天地鑄造化育論』にして、此の書は佐藤家の家學の指導原理たる産靈の元運を論述したる天文――哲學書である。

信淵の著書は三百部八千卷あつたと傳へられてゐるが、其の内特に家傳書と銘打つたものは、三十六部二百十五卷あつた。信淵は此の家傳書を完備して、所謂佐藤家の家學を大成したるのみならず、其の外に頗る廣汎なる範圍に亘つて實に驚嘆すべき多數の書を著はしてゐる。信淵は斯くの如く多數の書物を著はしてゐるので、一見其の所著は雜駁たるの觀なしとせざるも、彼は其の穎敏なる頭腦により、是を系統的に組織立てゝゐる點は、蓋し他に其の例を見ざる所であらう。即ち其の天文學は、宇宙觀・世界觀・人生觀を呈現せるものにして、是を投網の手繰網の如く根幹として八方に擴大せしめてゐる。信淵の総合的な學問は、是を分類すれば、天文・農政・

農學——測量・氣候・土壤・耕種・培養・樹藝・水利・田畠——物産——山物・鑛産・水産・畜産——經濟——垂統・通移・開闢・權貨——兵學——國防・砲術・造兵・造艦——教化・刑法・醫學・歴史・地理等々、凡そ二十餘の部門に細別せられる。

信淵の學は單に其の間口の廣きのみならず奥行も亦頗る深く、且其の著に『寫眞鏡製法』『石版製法』『洋紅製法』『銘酒原醅秘方』『大銃鑄造金合法』『彈藥後裝法秘訣』等の如きあり、又今日の曳火彈・毒瓦斯彈に比すべき『紫金鈴』、爆裂彈たる『再震雷』と稱する秘彈や、『自走火船』と唱ふる今日の『水雷艇』の如きものを獨人に先んじて發明し、或は現今陸戰の花形たる『戰車』を創製してゐたこと等より考察すれば、彼は正に當時に於ける科學の尖端を行けるものにして、是が或は患家に刀圭を執り、或は田圃に耒耜を握り、耘鋤し、糞尿を掬し、或は羈旅に遊杖を曳き、或は屢々幕譚を蒙つて埒定めぬ寄客となり、其の極めて波瀾重疊たる彼の生活上の所産なるかと思へば、實に驚嘆すべき奇蹟と稱するの外はない。彼の斯かる極めて博大深遠にして、東西を貫く其の多角形的學殖は、恰も萬華鏡の如く燦然として異彩を放ち、萬能學者として我が國に於ける萬學の父とも稱すべく、遠く希臘の古哲アリストテレスにも比すべきであらう。又千古に絶する高邁卓越せる其の達識は、興亞の希望に輝く日本の將來を照す明星として、掩棺九十年後の現代の學界を賑はし、殊に今次の聖戰に當り、彼の夢が時局の進展するに連れて、着々實現しつゝあることは、彼の偉大さを物語るに充分であらう。

信淵が造化三神の至仁至慈なる産靈の神教に基き、萎靡沈滯、半身不隨の状態に陥つて、萬事が消極的退嬰的にして、彌縫策の『觸書』を氾濫せしめてゐた當時の衰運を打開して、我が大和民族の飛躍的發展の爲、肇國以

來我が國に特有なる生々發展の大理想を顯現せしめんとして、極めて積極的進取的に、而も封建制度の抑壓政治の下に、頗る大膽に、組織的且具象的に、其の意見を吐露せる火の如き愛國の熱情は、我等をして欽仰を禁じ得ざらしめるものがある。

信淵が斯く大を成すに至りたる所以のものは、其の誇示する五代二百餘年の家學の背景を有せしにも由るが、彼が超倫の努力を以て、和漢・印度に亘る東洋學の粹を鍾め、和蘭最隆盛時の泰西新文化の長を探り、其の明晰なる頭腦に依つて、能く是を我が固有の日本精神に鑄融陶鍊したるに據る。是を簡明に換言すれば、東西文化を高熱度の坩堝——明晰なる彼の頭腦——に依つて、日本的文化に吹直したのである。而して此の素材に磨きをかけて光を與へ、是を實用に適せしめる爲に、彼は交通不便なる當時に於て、有ゆる冒險を爲し艱難を忍び、山に寝ね野に伏し、周く日本六十餘州を跋涉し、炬の如きその燃犀の燭眼を開開して、山川・草木・風土・人情・風俗・政治・經濟・産業・教育等の實情と機微とを探り、又諸侯・旗下・諸藩の士大夫と膝を交へて政治を論じ、豪商・巨匠と經濟を談じ、老農・老圃と農政を語り、時には又碩學・大家と學說を闘はし、斯くして典籍上より得たる素材其の儘の概念的知識に、肉を附け血を通して生命を吹込み、更に是を過去に稽へ未來に推して、深思苦慮、精研細究を重ね、實際的なる利用厚生の活學問と爲し、而して些しも學問・學派に拘泥せず、獨往獨歩、是を極めて嶄新奇拔なる學說に盛り上げ、椽大の健筆を揮ひ、其の豪快雄渾なる名文章に托して、續々大著小著を頻發して、是を有識の士に頒ち、以て家學の權威を發揮し、其の聲譽と彼の學才とを高からしめたのであつた。而して彼の論を行ふや、其の構想常に組織的にして近世著述の體を爲し、其の敘法も亦論理的であつた。

我が國に於ける農業書の先驅を爲した宮崎安貞の『農業全書』が雜纂的の域を脱せず、又政治經濟書として著名なる熊澤蕃山の『大學感問』、荻生徂徠の『政談』、太宰春臺の『經濟錄』、中井履軒の『草茅危言』、本居宣長の『秘本玉くしげ』等々が、其の意見を隨筆的敘法を用ひて斷片的に記述せるに比し、信淵の著者が是等と其の撰を異にせるは、彼が蘭學の影響を受けたると、一面には彼の獨特なる頭腦の閃きに依つたものである。

従來信淵の學問は、嶄新奇拔を以て鳴り、或は彼の論を以て、白晝に大夢を説くものと爲し、或は其の量を知らざる妄論と爲し、又彼を目して山師とさへ評するに至つた。是蓋し他の學者の説が、徒らに爲政者に追隨せる小乘的瀰縫的意見に墮せるに反し、憂國の念燃ゆるが如き信淵は、敢へて越俎を恐れず、モガル帝國の滅亡と阿片戰爭の結果、並に露人の東進に鑑み、我が日本をして英國の如く飛躍的發展を遂げしめ、又露國の如く蒙昧を拓き、以て西力の東漸を阻止せしめんが爲に、彼は少しも毀譽得喪を念とせず、人其の説を用ひざることあるも知己を百年の後に求め、「他日家學を持つて字内を一新すべし」との氣概と意氣とを以て大乘的見地に立ち、常に「貧窮長へにして、甕に飯米無く、寒兒泣き、餓婦訴ふ」るも、烈々たる憂國の至情は是を顧みるに遑なく、毅然として眼を字内の大局に注ぎ、我が國の將來に考へ、大膽勇敢に幕府を廢し、皇政復古の本然の相に立還らしめて、強力なる皇國日本の出現を希求し、實に巧妙なる敘法に依り、廢幕・皇政復古の文字を用ふることなくして幕府を否認し、皇政復古後の政治機構と其の運用とを説き、進んで世界政策・大陸政策を述べ、白禍を防止して英露の二大勢力を東洋の天地より驅逐すべきことに迄論及したのであつた。今是を當時の我が國內外の狀勢より考察するときは、信淵の此の大論は洵に痴人の夢か、或は狂人の寢言としか考へられなかつたであらうし、

従つて彼は大法螺を吹く山師としか思はれなかつたであらう。

信淵時代の狀勢を内藤耻叟氏の「徳川十五代史」及び幕府の「町觸」に據つて考察するに、當時は内憂外患交臻り、國歩頗る艱難なるものあり、翻つて是を事變下の現世に比較するに、當時が衰頹の一路を辿れるに反し現時は方の上舵を取つて興隆の道程を邁進しつゝあり、時運は正に相表裏すと雖も、共に非常時局に直面せる點に於て、世情頗る酷似せるものあり。當時信淵が家學の秘奥を盡して高唱した「萬貨統括法」(註三)は、甚だ奇警の說を吐けるものゝ如く思はるゝも、萬貨を平準し、物價を公定して融通の圓滑を圖り、以て四民の生活を安定ならしめんとしたる創意は、世界大戰に先つこと七十年前にして、經濟思想の發達せる歐羅巴の戰時統制經濟策の先驅を爲せるものであつた。今次事變に當り、此處にも彼の卓見に聞くべきもの決して尠くないであらう。

信淵が「廣く諸史・百家の書を読み、詩を賦し、文を作る者を才子と稱して此を貴重し、義に勇み仁を行ひ忠を盡し信を守る等のことは、講明せざるには非れども、實徳を修るの警戒嚴ならざるを以て、學問は學問、行狀は行狀と離れて別物と爲り、博學多材の譽はあれども、人世の實用を爲さざること有り、故に學問の行はるゝ國に、或は誠實徳行の君子は少く、自負凌厲なる藪力の強き人のみ多きこと有り、虛文は牟知を發し易く、却て淳朴の俗を傷ふこと有り、察せずんばあるべからざるなり」(註四)と、當時に於ける學問制度の弊害を喝破したるは、其の急所を突きて餘蘊なきものと云ふべく、清水も停滯すれば子子の生ずる譬への如く、質實剛健其の者であるべき支配階級の地位にある武士すら、昌平の久しきに馴れ、華奢に流れて文弱に陥り、徒らに沐猴にして冠する形ばかりの武士が多くなり、甚だしきは其の生命とすべき刀を賣り、又は其の世襲の役株を庶民に譲りて浪

居する者さへ生じ、又一世の木鐸と爲りて國民を指導すべき管の學者も、學問はもと現實の世界より生れたるものなるに、代々經典を講明してゐる間に因襲の久しき遂に其の故郷を忘れて、不知不識文字の末に走り、信淵が述べてゐるやうに、學問は學問、行狀は行狀と現實より遊離して、概念のみを取扱ふ所謂學問藝者に墮し、或は己れの說を曲げて世に阿ねる御用學者に至つては、無氣力にして經國濟民の大計を論じて建策するの勇氣なく、晉徒らに幕閣の鼻息を覗ひ、舊法を墨守するを以て能事とした。百政頹廢し、海防・外交急を告げ、當に萬機一新を要するの秋に際し、爲政家は時勢から置き去りにせられ、學者は虛學を弄してゐたのである。斯くの如き時に方り、實學の巨擘たる信淵の放つた論説は、積年の宿弊禍根を抉剔せるものにして、洵に頂門の一箴たるの觀があつた。信淵は敍上の宿弊に鑑み、「博學多聞にして古代に通達したる儒士は多けれども、能く國家を富盛して萬民を濟救する賢者は稀なり」を憂ひ、眞實の經濟學を樹立せんことを欲し、家學を鍛鍊すること多年にして「古今に貫通し、和漢・印度の道學を融會し、然して此を高皇産靈神の天地を鑄造し給ひたる神意に折衷したる」彼の哲學を經とし、其の博洽なる學と、實社會の各層に廣く接觸して吸收し得たる活知識とを緯とし、極めて遠大なる理想と抱負との下に、遠く慮り深く考へ、是を大にしては一國、小にしては一藩・一郷に適用さるべき、普遍安當にして而も弾力性ある積極的恒久的經國濟民の實學を提唱したのであつた。

元來信淵の學問は、八紘一字の我が華國の大理想、生々發展の我が國民性を其の基調としてゐるだけに、彼の所論は、我が國策として順次實現せられ、徳川幕府は倒れ、諸侯は封土を奉還し、皇政は復古し、江戸は彼の首唱したるが如く東京と改められて帝都と成り、大阪も經濟都市として發展し、鎖國桃源の夢は開國進取の歡喜と

化し、彼の最も苦慮せし國防と軍備は充實して、世界最強の陸海軍を擁し、曩には大清を撃破し、強露を膺懲して、臺灣・朝鮮は我が領土に編入せられ、樺太は我が北の生命線となり、尋で世界大戦に参加して、西比利亚・地中海に迄遠征して武威を輝かし、是に因りて我が南の生命線として信淵の所謂新ヒリビナの諸島即ち南洋群島の統治を委任せられ、又滿洲事變を契機として盟邦滿洲國が誕生し、我が大陸の生命線は遠く境を蘇聯・外蒙に接し、昭和十二年蘆溝橋に勃發した興亞の聖戰に因り、新生中華民國は出現し、將に滿洲國と共に我が防共の外屏（緩衝國）たらんとし、今や我が國運は隆々として皇威は八紘に光被し、東亞の盟主として東洋の重きに任じてゐる。是等はみな信淵が其の名著「宇内混同秘策」及び「存華控狹論」に説ける所にして、信淵は我が國の形勢を論じて、「氣候溫和、土壤肥沃、萬種の物産悉く満溢せざること無く、四邊皆大洋に臨み、海舶の運漕其便利なること萬國無雙、地靈に人傑にして勇決他邦に殊絶し、其形勝の勢ひ自ら八表に堂々として、天然宇内を鞭撻すべきの實徴全備せり」と言ひ、又皇國の使命を論じて、「澆季の愚俗は、支那・天竺等其國の廣大なるを聞き、且皇國の土地小に氣勢の弱きを見て、予が混同大論を聞くと雖も、或は捧腹して其量を知らざる者とし、實に皇國に萬國を使令すべき天理のあることを覺ること無し」と言ひ、而して其の可能に就きて、「——侏儒・缺舌・衣冠詭異の徒、漸々に徳を慕ひ威を畏れ、稽顙匍匐して臣僕に隸せざることを得んや。故に皇國より世界萬國を混同することは難事に非るなり」と言つた。併し信淵の此の大論は百年も先行せるを以て、近眼者流の一笑に附されんことを豫察し、其の先廻はりをして、「予が此論を聞かば癡狂せりと笑ふべけれど」、「必ず明君出ること有て、而して後に用ゐられん者なり」と斷じて知己を百年の後に求めたが、尙も軍・官・民の心得として、

「人々降誕の前に天より賦與する所の性は、即ち産靈の御魂なり、常に能く其産靈の御魂を奉敬して、天地に大功德を立て奉り、以て死後の復命に備ふべし。若夫れ今生の安樂を貪り、臨終の大事を倉略にする者は、永く上神の期なし。勉めざるべけん哉。勉めざるべけん哉」と嚴誡してゐたことは、今も鑑戒とすべきであらう。

更に又信淵が多年苦心研究を重ねた、大利根の水を印旛沼に貫き更に東京灣に通ずる利根運河は、今次未曾有の大事變中にも拘らず、パナマ運河工事をも凌駕する大工事として、本年度より着工せられ、又下總より上總に亘る東京灣沿岸の埋立工事も計畫せられ、世界一の大工場地帯が出現せんとしてゐること等々より考察すれば、誰か彼の千里眼的卓見に驚嘆せざるものがあるであらうか。彼信淵は幕末の國歩艱難の裡に、常に甕に飯米のなきを憂ひ、故紙の裏に原稿を認めつゝ、其の八十二年の生涯を閉ぢたが、彼が「予が如きは、固より草莽偏野の平民たりといへども、國恩を欣戴して和魂の強矯たる事は、豈高貴の人に劣るべけんや」と叫んで、孜孜汲々營營乎として、時艱を匡救克服し、國運の隆昌を祈念して作爲したる彼の研究論策——豫見——夢が、斯くも大地を打つ槌の如く、着々の中實現したる點より見れば、彼は恰も豫言者の如き觀なしとしない。是今次事變に際し彼の抱懷せし「道義的世界觀」・「日本主義經濟論」及び「軍事對策」が再認識せられ、彼の名が大いに世の視聽を宛め、彼の著書が熾んに喧傳せられるに至つた所以である。

信淵が頗る廣汎なる諸學に通曉してゐた萬能學者たりしことは、既述した通りであるが、彼の著書の内容より考察すれば、彼は尊皇開國論者・富國強兵論者・思想家・政治學者・農政經濟學者・兵學者・科學者・大亞細亞論者であつた。又彼の生活史より觀察すれば、醫者であり、百姓であり、旅人であり、學者であり、大著述家で

あり、而して又稀なる熱血男子であつた。

註一。井上頼國・渡邊渡・吉田東伍・田中義能・中田公直諸氏の所説に據る。

註二。佐藤家系圖『佐藤信淵先生誕生之地』第二二頁—第二三頁。

註三。権貨法『佐藤信淵家學大要』第三四五頁—第三七〇頁。『佐藤信淵家學全集』中卷(第三八九頁—第四一〇

頁)。復古法概言『世界大思想全集』第五四卷第三七二頁—第三八八頁。參照。

註四。經濟要略『佐藤信淵家學大要』第三七七頁。

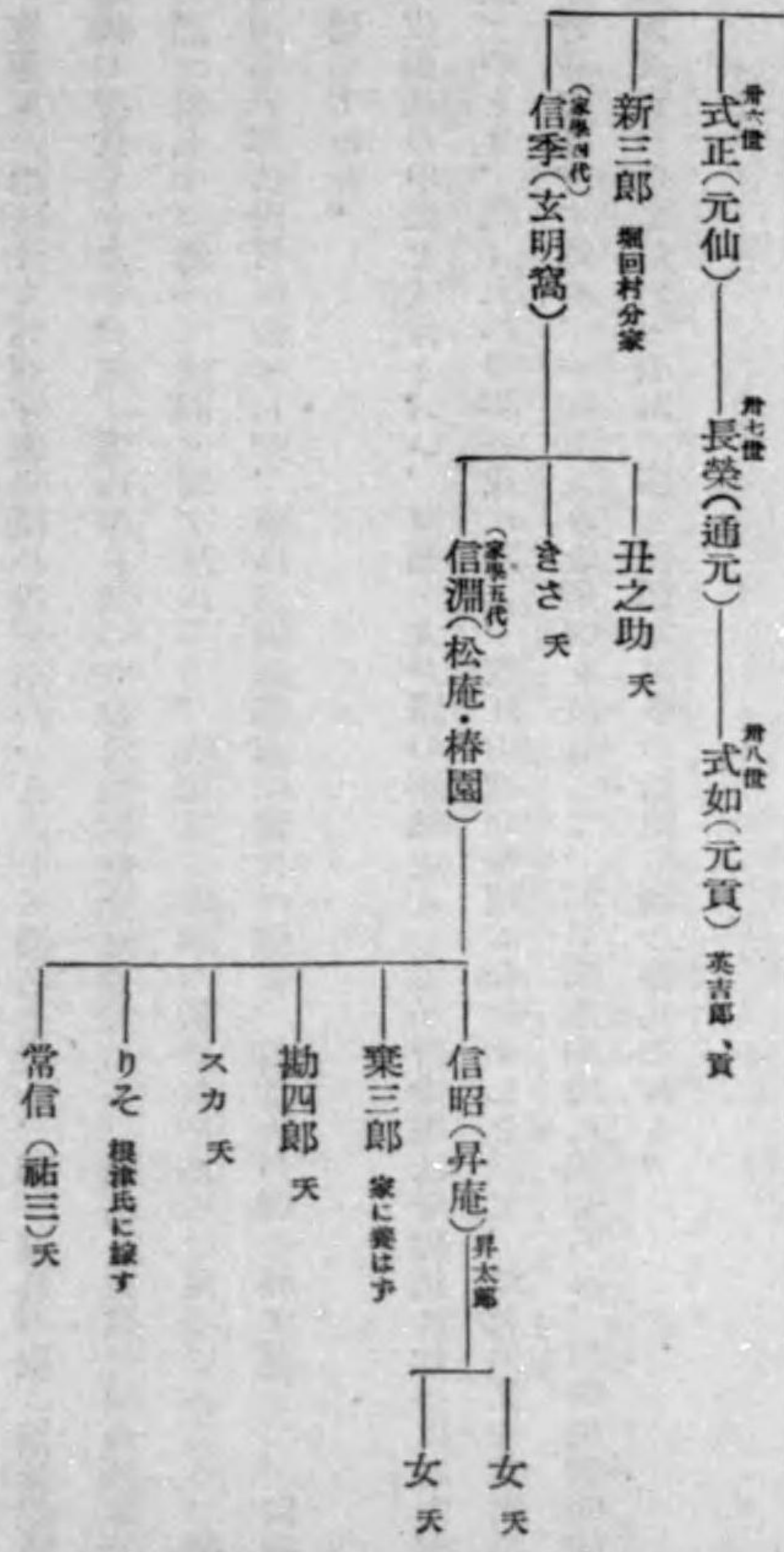
一一 家系及び家學の由來

佐藤家の始祖は九郎判官源義經の四天王の一人として勇名を走せ、源平屋島の戰に能登守平教經が矢表に立ち義經の身代りとなり、武士道の華と散つた左兵衛尉佐藤繼信である。繼信・忠信兄弟の殉難及び二孀二孤の忠孝貞烈は史上今に傳へて美談となす所にして、佐藤家に庭訓の素あるを知るに足るであらう。繼信の子孫は世々陸奥國信夫郡鱒野村に住せしが、後出羽國雄勝郡床舞村に遷り、累世大戸澤の楯に籠りて、同國横手城主小野寺氏に屬してゐた。

佐藤氏の中祖を式信のりのよと云ひ、深堀・大戸澤の兩城主として小野寺遠江守義道に仕へてゐたが、其の孫信慶(信愛)のとき、偶々上杉景勝征伐に際し、直江山城守兼續に合従せしを以て、最上出羽守義光の爲に城を抜かれ、小野寺遠江守を始め、一族五人みな所領を沒收して、石見國津和野に謫せられ、坂崎出羽守成正に預けられた。信慶五世の孫を信正と云ふ。即ち佐藤家家學の始祖信利の養父である。

佐藤氏系圖(其一)

佐藤繼信……式信……信慶……信正……信利(歡庵)……式行(元庵)……信景(不昧軒)



高祖父信利は又信邦とも云ふ。通稱甚助、歡庵と號す。元和七年雄勝郡中仙道村泉澤に生れた。村上縫殿之助の弟にして、信正の養子となり、床舞村に居つたが、正保三年父信正床舞村開發場所へ新堰を開墾せしに、佐竹家より御咎めを蒙り、其の後床舞村五百石の内、百石を手元領知とし、残り湯澤藩主佐竹美作守の領分と定

められしにより、當村は二百年來當家祖先開發の地にて、是迄當家にて自由に致し來りたる趣を申立てしに、御家門の大臣に對し、甚だ無調法の儀なりとして、早速肝煎を召上げられ、父子共に追放せられて、遂に貝澤村海藏寺の傍に移住し、大久保村佐藤元春の門に入り刀圭の術を學びて醫となり、爾來子孫永く是を世業と爲すの端を開いた。

歡庵は天文・地理・農業及び物産の學を好み、又詩を能くした。後慨然として曰く「農は天下の大本なり。我が國は古來瑞穂國と稱し、農を以て國を立つること茲に殆んど二千有餘年、然れども中古以來戰亂鬪争の世となりて、また農事を顧みるの迫なく、田野荒蕪、山林敗頽するに至たり。若しかくの如くにして一朝凶作飢饉に遇はば、百萬の生靈空しく餓死せんのみ。今の時に於いてこれが救済の策を講ずる者は、我れを措いてそれ誰れぞや」(註一)と、遂に刀圭を抛ちて、心を經濟の學に潜め、意を農業の術に用ひた。後單身笈を負うて諸國を遊歴し、到る所老農を訪ひ、又高名大家の門を叩きて、精究多年學術大いに進み、卓然として新得の説を立て、經濟濟民の基礎と成るべき國繪圖の作製に關して述べたる「國土經緯論」二卷を著した。此の書は佐藤家の家學の基原を成すものにして、信淵の息昇庵は、其の内容に就き「佐藤家譜略記」に、「この書は國繪圖を明細に製作するの法を論じ、測量器を以て諸地の方向・遠近を量り、假令ば一郷・一村の土地なりと雖も、南北は赤道下より相去るの度分秒を正し、東西は京都より離れ去るの度分秒を測り、精密なる國繪圖を作る術なり。上天星象の度分秒と、土地行程の里町間とを合體せしめて國繪圖を作るときは、天象の一度は大略行程三十里に當る者なり。然れば一分は十八町に當り、一秒は十八間に當るなり。故に天地合體の地圖を製するときは、その國の里數

町間までも明細に知るべし。假令ばこの國の領内山は何千何百萬坪ありて、野は幾萬幾千坪、田地は何百萬坪、畑は幾十萬坪、城地・邑里・寺社等は何百何十萬坪といふ事みな繪圖にて審かに知るべきを以て、物産等を興すには殊更要用なり。その仔細は、四方一里の土地は四百六十六萬五千六百坪あり、この一坪より米一升づゝ生ずるときは四萬六千六百五十六石なり、また一坪より一年に銀一匁づゝの物産を出せば、その金七萬七千七百六十兩なり。その他何れの産業もその理みなこれと同じ。故に天地合體の地圖を製するときは、その國の分限を暗算するに掌を視るが如し。我が家の農政・經濟の學は、この書を以て基原とする所なり」(註二)と述べてゐる。惜しむべき哉、此の書は湮滅して今傳はつてゐない。又「農政要略」一卷は、天地萬物を化育する等より、百姓に天時を授け、農事に精密を盡さしむることを記せる書であり、「物産興起法」二卷は、草木類の培養法・耕作等の事を詳記せしものである。この外歡庵には著書頗る多く、元祿・正徳の間其名聲甚だ高かつたと稱せられる。歡庵又藥物を以て友を會すること數次、時々財を散じて物産採集に心を用ひ、屹々倦むことなく、異種・奇品と雖も、一目して直ちに瞭然精密に其の名を鑑定せしと云ふ。又夙に田圃に出て百姓に培養術を勸め、勉めて著す所の書を講ずるに方りて、聽人多きときは悦んで是に酒を吞ましめ、聞く者乏しきときは甚だ悲歎した。故に歡庵の講義を聞かんとする者、遂に門前に市を爲すに至つたと傳へられてゐる。歡庵曾つて甲州に遊びしとき異人に遇ひ、川普請水利の法を習得したが、其の水利法は元淨流と稱するものにして、曾孫信季が著はせる「隄防溝洫志」は、此の元淨流の水利法を基礎として著はせるものである。又朝鮮人參を秋田領に植ゑ初めたるも歡庵にして、南瓜の種子を筑紫より持來りて、秋田の地に傳播せしめたるも亦歡庵なりと傳へられてゐる。如斯して

歡庵は佐藤家の家學の基を開いたのであつた。歡庵は元祿十五年四月九日貝澤に於て歿した。享年八十二。海藏寺に葬つた。法名觀安道喜沙彌。今墓は雄勝郡幡野村倉内にある。

曾祖父式行は又信榮とも稱す。通稱は甚助、元庵と號した。寛永十三年由利郡上鹽越村の大庄屋須田惣左衛門の四男として生れ、後歡庵の養子となり、貝澤村に移つて養父の業を繼いだ。佐竹侯の命を受けて朝鮮人參を藥園に植ゑ、又「皇國度數表」を著はした。其の後佐竹侯の老臣梅津大夫の命を受け、南部藩と國界の爭論起りしとき、竊かに機密に參畫して大いに功績ありしを以て、深く大夫の愛顧を得、再び巡廻すること三年、大いに發明する所ありて、是を度數表に書き加へ、更に諸國の形勢と要樞とを論載して五卷の書と成し、是を梅津氏に獻じた。大夫是を見て大いに悦び、佐竹侯に奏し食祿三百石を給して式行を奉仕せしめんとしたが、式行固辭して仕へなかつた。因つて大夫深く其の志を感じ、褒賞として銀の廣卷の長刀及び黃金作りの藥籠各一個を賜ひ、且艶女を以て其の男信景に妻はせた。延寶七年の春、佐竹左衛門と途中下座のことに就き抗爭せしを以て、俸祿を奪はれ居處を逐はれて西馬音内前郷村に遷つた。左衛門は佐竹四家の公子にして、威勢甚だ盛んなりし故であつた。是より名を元庵と改め、薙髮して醫を業とした。其の後四海を周遊し、物産を探索すること二十七年、三十三州を遍歴して採集し、又諸國の形勢を熟察し、諸地北極出地の度分と氣候寒暖の強弱とを比率して、「氣候審驗錄」を著はし、尙書義和分宅の法如く、農時に天理を失はずして、作物を豐熟せしむるに便した。信淵此の書に序して曰く、「この書は昔帝堯義和兄弟四人を四遠の地に分宅せしめ、氣候寒暖の強弱を實驗し、寒暑の大過と不及に因て、作物の合不合あることを明かにし、百姓にその時を授け、農事に心を盡したる法にて、至誠天恩

を敬し、天意を奉るの政事とはこれなり。我が曾祖父元庵、堯舜之道を崇敬すること篤く、天功を亮くるの學を修めて、父歡庵翁の命を受け、少壯の時より遍く四海を遊歴し、國々の氣候寒暑の強弱を驗し、琉球に渡り蝦夷に行き、且つ諸所に越年し、工夫探索すること四十餘年、また阿蘭陀人にも詢ひ謀り、西洋地志等に就き熟く按ずるに、寒暑強弱の次第あること、赤道下より兩極規に至り、六十六七度の間に寒暖の強弱あり、大抵二十四番の氣候行はる。凡そ草木・鳥獸・蟲魚等の化育するに、各その物に適宜なる氣候の養を得て、生長豐熟の功を全うすることを發明せり。故に草木諸作物その適宜の氣候より一番寒き所に植るときは、その豐熟も一等劣り、且つその物も一等下品なりと知るべし。また溫暖の過ぐるもこれに同じ。凡そ寒地に繁榮する者は暖國に衰微し、熱地に滋蔓する者は寒國に凋瘵す。即ちこれ天地の定理なり。故に草木その適宜の氣候より寒温十番以上差ひたる國土に種植するときは、大抵消滅して種を失ふに至る。察せずんばある可らざるなり。抑も氣候の寒暖を審にし、農事に精密を究ることは、即ち堯舜の道なり(註三)と、如斯此の書は草木の生育と氣候との關係とを論じたるものにして、『國土經緯論』に次ぐ農政學の基本書たるを知るに足るであらう。此の書はもと五卷なりしが、現存するものは二卷である。因つて察するに、原本は佐藤家を屢々襲ひし祝融の禍に焼亡し、後更に信淵が書改めしものと思はる。元庵諸國を遊歴するや、到る所其の學術を實地に施して、頗る効驗を顯はし、佐藤家の家學の名を高からしめた。則ち彼の會津藩祖保科正之封を會津に移されし後、元庵を召して富國強兵の大計を諮詢した。元庵具に其の領内を巡視して氣候を審驗し、土性を辨別し、又其の人情・風俗を熟察して、弊政を改革し、殖産興業の急務なるを説きて一書を上つた。正之其の言を容れ大いに經畫する所あり、就中『漆園法律』二卷を

著はして漆樹の栽培法を審かにし、漆園開發の秘訣を示して是を獻じた。正之其の法を用ひ、直ちに領民に令して曰く、『漆樹百本を植ゆる者には賞金として金壹兩二分を賜ふ』と、爰に於てか里民競つて是が栽培に従事した。後果して大いに蕃殖し、遂に是を以て財政を挽回するに至つた。今に至る迄會津より漆液・蠟及び漆器を多く産出し、會津漆器の天下に名あるも、是元庵の經畫に依るものと傳へられてゐる。又彼の都下二百有餘萬の生靈を安んぜしむる多摩の清流をして暴瀾枯渴の憂ひなからしめ、若し一朝水勢の横溢するときは、直ちに是を六郷川に放流して其の度を失はしめず、一支の平流日夜混々として都下を潤澤し、以て人生最要の飲料を供する計畫を爲せし者は、是又元庵なりと稱せられてゐる。實に治水の術明かならずんば、管に運輸の便否、農業上の盛衰に關するのみならず、國家の利害、民命の消長に關する所大なるものあり、是元庵が治水の理を講じて、堤防溝洫に力を盡せし所以にして、現時幾百萬の帝都市民が享受せる水道の恩恵が、元庵の治水の術に負ふ所、蓋し廣大無邊なりといふべきであらう。(註四)元庵は正徳三年六月五日七十八歳を以て西馬音内前郷村に歿した。法名玄安仙妙沙彌。墓は歡庵と同じ所にあり、西馬音内町寶泉寺に過去帳を存してゐる。

祖父信景は字を元伯、通稱を甚太郎と云ひ、不昧軒と號した。元庵の長子にして延寶二年貝澤村に生れた。同七年不昧軒六歳のとき父元庵と共に西馬音内前郷村に移つた。此のとき元庵四十四歳、祖父歡庵五十九歳にして、佐藤家の五翁中直接父祖の庭訓を受けしは不昧軒一人である。不昧軒資性穎敏才力人に絶し、好んで群書を涉獵した。箕裘の業を繼ぐに及び、慨然として曰く、『今や天下奢侈の風に陥りて國用給せず、加之飢饉荐りに起り、途に餓卒あるに至れり。我が家世々醫を業となす。醫はもと仁術なりと雖どもその技小なり、豈廣く萬民を濟ふ

に足らんや」と、諸國を遊歴して益々經濟濟民の學術を修め、耕種・拓地の法、百工製煉の法に至る迄究めざるはなかつた。殊に土性の理を明かにし、又土質を辨することを審かにして、『土性辨』を著はせるが如きは、實に農學上に大なる裨益を齎せるものであつた。不昧軒が草せる此の書の序の一節に曰く、『作物を十分上品に豐熟せしめんことを需むることは、必らずその有餘を損し不足を補ふて、よく作物に應合せしめざれば、天地の化育を全うすること能はず。然りと雖ども、物毎にその土を轉換してこれに應合せしむることは、容易の業に非ざるを以つて、茲に六土四十八等の土を次序して、等毎にその性を辨明し、且つこれに應合する草木とこれを培養するの法とをその下に註し、五卷の書となして『土性辨』と題し、以つて家傳の農法とす』(註五)と、以て其の説の幽を聞き蘊を發して餘りなきを察するに足るであらう。不昧軒は嘗に農政上に自家獨得の新見を現はせしのみならず、又財政上の衰頹を挽回せんと欲するの志を有し、萬貨統括の大計を策して、是を執政に上りしも、舊染を墨守する執政の納るゝ所とならなかつた。又開墾事業に力を盡し、元祿十年門人五人を率ゐて蝦夷に航行し、自ら開墾に従事すること殆ど三年餘、而して大いに好結果を收めたるを以て、蝦夷開拓策を領主に獻じて罪を蒙り、獄裡に苦しめらるゝこと月餘、然れども終始其の説を改めず、遂に放逐せられた。我が國に於て蝦夷開拓を首唱せるは、實に不昧軒が其の先驅であつた。不昧軒は又鑛山事業に従事すること多年、彼の元祿年間に於て、出羽國松岡の金鑛を開き、寶永年間足尾の銅山を開き、豊後國竹田の錫山を開きたるは享保年間のことである。如斯積年の實驗を以て、山相の理を究め、煥然として悟得する所あり、其の當時の坑夫等が鑛山學の詳かならざるを奇貨と爲し、動もすれば種々の虚誕放言を以て豪家を欺き、千金を賭して開鑛の事業に従事せしめ、遂に其の産

を破らしむる者多きを憂ひ、金銀銅鐵の含蓄する山相を精密に論じ、是を實驗に徴し之を學理に考へて、『山相秘録』二卷を著はした。明治九年此の書を開板せし宮崎柳條氏、本書の卷首に序して曰く、『我が邦山相學を唱ふる者、佐藤不昧軒・玄明窩二翁に權輿す。而して今日泰西相山學の精究確實するに如かさること萬々、その論說稍々妄想憶度を免れざる者あり。蓋し二翁草昧の世に生れ、學則の據る可き無く、書籍の徴す可き無くして、時と勢と同じからざればなり。その自ら海内を経歴して、山河を跋涉し、崎嶇を攀躋し、親ら實物に就きて邊摩研討し、日夜孜々倦まず、竟に羈旅に歿す。信淵氏また父祖の志を繼ぎ、益々この道を講究す。三世殆んど一百餘年、可謂務めたりと。若し今にしてこれを現在せしむれば、世以つてこの道の巨擘とす可し。夫れ今人の發明は、昔人の智識に因るなり。古説を陳腐とし、蔑視して可ならんや。この書埋没實に惜む可し云々』(註六)と、以て此の書の價值を知るの料とするに足るであらう。蓋し當時我が國の金銀貨及び金銀銅の地金が海外に流出すること夥しく、元祿時代には屢々貨幣を改鑄し、大判・小判には銀銅を混じ、銀貨には銅を混じ、益々其の質を粗惡にした爲、貨幣價值大いに減じ、民間にては元價の三分の一に下落し、且置造貨幣も行はれ、物價騰貴して人民大いに苦しみ、寶永時代には元祿の惡貨幣を改めて乾字金を鑄造したが、鑄料足らざるを以て、假りに其の形を薄小にして漸く其の數に充つる始末であつたから、不昧軒が自ら東奔西走し鑛脈を發見して諸國の鑛山を開き、又此の書を著はして、鑛山家の爲に埋藏資源開發に便せしめたる其の功績は、實に甚大なるものであつた。不昧軒は又此の書の外に、鑛山經營の實際を述べたる『坑場法律』二卷の著がある。諸國の鑛山家不昧軒の名を聞きて其の門に入る者多く、出羽・奥州・伊豫・但馬・石見・佐渡等に於て鑛山學を唱ふる者は、みな不昧

軒の門人であつたと云はれてゐる。されば不昧軒は實に我が國鑛山學の鼻祖と稱すべきである。不昧軒は門人の請ひにより阿仁の銅山に至り、偶々坑夫と巖洞中に鑛石の良否を實驗中、初め坑中に笛の如き聲を聞きしに、忽然圓山震動して雷霆巨煩の如き大音響と共に、地中より火箴噴發し、遂に此の氣に觸れ呼吸窒塞して倒れた。人大いに驚き急に坑外に引き擧げて介抱せしも、此のとき既に魂魄天に去つて歸らず、諸人泣々屍を納めて故山に送り、延命山寶泉寺に葬つた。ときに享保十七年七月二十九日、享壽五十九であつた。法諡して蘭山得祐居士と云ふ。

明治四十年の夏、日本鑛業會が秋田市に於て鑛山に關する講演大會を開きしとき、我が鑛山學の權威者たる渡邊渡博士が、『獨逸聯邦の索遜國フライベルグ市は鑛山の中心地にして、そこには世界著名の鑛山大學あり。また普魯西國のハルツ鑛山地方のクラウスタール町にも同じく鑛山大學がある。斯くの如く鑛山中心地には何れも立派なる鑛山専門の教育機關が備はつてゐる。秋田は奥羽六縣の鑛山中心地であり、且つ秋田よりは我が國鑛山學の鼻祖を生んだところであるから、此處に是非鑛山専門の教育機關を設置するの必要がある』旨を力説したのが動機となり、明治四十三年三月、現在の秋田鑛山専門學校が設立せられたのであつた。されば秋田鑛山専門學校は不昧軒父子孫三代の記念塔とも稱すべきである。渡邊博士の此の一投石に依り、不昧軒の墓は修補せられ、彌高神社は建立せられ、郡山と西馬音内とは信淵の誕生地記念碑が建設せられ、一波は萬波を呼び起して、是より信淵研究は頓に熾んになつた。

不昧軒は北海道開拓の功に依り、大正七年八月十五日開道五十年記念式舉行の際、北海道長官より、尋で同九年十一月二十三日には、北海道産米百萬石祝賀會長より表彰せられ、又其の歿後百九十三年の大正十三年二月十一日には、畏くも朝廷より生前の功績を嘉賞せられて、從五位を追贈せられた。

父信季は通稱を庄九郎、字を孝伯と云ふ。玄明窩は其の號である。不昧軒の三男にして享保九年十一月十五日を以て西馬音内前郷村に生れた。父不昧軒の阿仁銅山に歿せしときは僅かに九歳にして長兄式正（のちま）に養はれた。長じて田園を分與せられて郡山村に分家した。初め不昧軒の世にありしときより、信季をして經濟開物の家學を講明せしめんとせしを以て、母幼時より教ふるに、父祖三代の遺業を成就せしめんとして、専ら家學を講究せしめた。其の父祖の遺業を繼ぐに及んで、自ら謂らく、『我が國四面環らすに海を以つてし、而して土地豐饒、氣候溫和にして風俗醇良、實に萬邦に秀逸せる天府なり。然り而して陸産の業に於いては、父祖以來みな力を極めて造化の無盡藏を開き、天地の蘊奥を開發して略々その大經を盡せり。然れども海産の事業に至りては、世間未だその説を見ず』と奮然起つて諸國を遊歴すること殆ど四十餘年、其の間水産發達の法を講ずるのみならず、又農政培養の術を講じて、みな實績を擧げた。當時連年凶作打ち續き、又不漁の漁場多く、伊豆の如きは五百有餘戸の村にて、餓死する者二千餘人の多きに達し、甚だしきは一家の老若男女枕を列ねて餓死する者あるを觀て、悵然として曰く、『凶作不漁の時に當りて、先づ餓死する者は漁民なり、豈これを濟ふの法を講ぜざる可けんや』と、是より心を潛めて漁村救濟對策に就きて研究し、彼の『漁村維持法』二卷を著はした。此の書には『漁民の痴（おろ）にして非命にその身を隕（た）すを悲み、これを安養すべきの仕方十箇條を工夫し、且つまた海濱を富贖すべき物産を多く出す仕方十餘種をその後附録してゐる』。殊に此の書中には、彼の『垂統秘録』に示せる社會施設五箇の

外に、「交貨館を立て遍く買人に命じ融通の政を助け、自國の物産を以つて他邦の諸品と交貨するの業を熟練せしめ、諸國物價の貴賤輕重を校り、有無相遷し昂低相ひ轉じて天下の貨物を輻輳し、五市交易の利潤を收しむべし」(註七)と説いてゐることと、「漁民は萬一水軍を出すこと有るときは、皆これ船手の軍卒に用ふべき者なり。故に豫ねてその旨を能く申し含め置くべし。故に漁村は庄屋及び村役人には帶刀を免じ、網主たる豪家共にも帶刀させ、弓・鐵砲・刀・鎗の修練せしむるは殊に宜し。且つまた海岸には大小數多の軍船・幕・旗・具足・鎗・太鼓・弓・鐵砲・其の他種々兵器を皆悉く備へ置いて、大砲は殊に多く鑄造すべし」(註八)と述べて、漁民をして其の本業の外に、平時には貿易の事にも當らしめ、一朝有事の際には水軍に改編せしめる用意と、漁獲量を増收せしめる爲めに、軍事訓練を爲さしめ、以て我が國民の海洋的性格を發揮せしめんとしたことは、頗る注目し値ひすべく、其の門から我が海防論の先覺林子平を出したことは敢て異とするに足らぬであらう。玄明窩には又佐藤家の狹義の意味に於ける家學の組織體と成つてゐる「培養秘録」五卷及び「堤防溝洫志」四卷並に其の圖解三卷等の著がある。玄明窩は又奥州泉の城主本多彈正大弼忠籌の聘に應じて其の弊政を改革し、泉領をして頗る富贍ならしめて實績を擧げてゐる。忠籌は後に若年寄に擧げられ、松平定信・加納久周と名を等うし、寛政の三忠臣と稱せられ、寛政の治に參畫して譽れのあつた人である。

天明元年春、玄明窩は一子信淵を伴つて蝦夷に遊んだ。當時の蝦夷島の景況は殆ど野蠻の域を脱してゐなかつた。玄明窩東蝦夷の根室より西蝦夷の宗谷に至り、更に北蝦夷即ち樺太に渡り、ヲロツコ人の居住する所に至り、彼等に耕作の術を教へて翌年歸國するや、偶々奥羽の地五穀稔らず、所謂天明の大飢饉に遭遇し、餓殍途に横は

るの慘狀を具に目撃し、慨然として浩歎し、「これ常に凶荒の豫備を爲さざる有司失政の然らしむるところなり」とし、是が匡救策及び蝦夷開拓並びに邊防の急務に對して再三建白したが、藩老の容るゝ所とならず、却つて藩政を誹謗するものなりとし、其の罪を鳴らし捕丁を遣はして彼を捕へんことを議した。大夫小野岡氏はかねて玄明窩の賢を知り、急使を驅せて遠國に逃避すべきことを告げた。爰に於て兄式正を迎へて、俱に深く嗟嘆慷慨し、悲憤禁する能はず、乃ち別離の盃を交はして永訣を告げ、且七絶二首を賦して曰く、

不辨邪正道不明

館令變革莫權衡

聖賢書籍拋泥裏

俱矯倭人遠潔誠

○

自稱雁煩已過旬

竊行奸計欲侵人

昭天幸善正災惡

德是不孤必有隣

事匆卒の間に起りしを以て、玄明窩は徒らに縲紲の辱しめを享けんことを懼れ、深く自決せんとした。妻蒲生氏は深く信淵を誠しめ、玄明窩の顧意を促し、身を躍らして深井に投じた。玄明窩は兄式正に促され、信淵を拉して船晦した。ときに天明三年八月十五日にして、夜色正に沈々として月白く、明鏡は中天に輝けりと雖も、遠寺の梵鐘は徒らに諸行無常の悲曲を奏でゝゐた。夫れより米澤・會津等の風土を察し、野州那須高原を踏えて金

山に至り、土人に椎茸を造るの法を教へ、遂に日光の鯨村の猿橋氏に滞寓した。猿橋氏は當時有名なる物産家に於て、曾て農政の不振を憂ひ、深く玄明窩に就いて其の術を學んだ彼の門人である。猿橋氏を辭してより日光山を経て、春三月同國尾尾銅山に至つた。此の地に在る祖父元庵及父不昧軒の門人等が銅鑛分析法の教授を請へると、仁田本村の錫山を開かんと欲して招聘せられたる爲である。淹留すること百有餘日、偶々暑毒を感じて痢を患ひ、遂に旅亭に歿した。壽六十一。實に天明四年八月三日の午後、信淵十六歳のときであつた。法名を肇基院嘉積日大居士と云ふ。墓は今東京市杉並區高圓寺の松應寺にある。玄明窩其の歿するに臨み、深く信淵を誡め、江戸に出で、高名の師に就き、必ず家學を大成すべきを以てした。

信淵は如上の家系・遺傳及び輝かしき學統、並に父祖四翁の念願と宿縁とを負荷してゐたのであつた。

註一。佐藤信淵翁傳(第五頁)。

註二。佐藤家譜略記(『佐藤信淵家學大要』第二頁—第三頁)。

註三。氣候審驗錄(『佐藤信淵家學全集』上卷第三頁)。

註四。佐藤信淵翁傳(第六頁—第七頁)。

註五。土性辨(『佐藤信淵家學全集』上卷第六二頁)。

註六。山相秘録(木版本第一丁)。

註七。漁村維持法(『佐藤信淵家學全集』上卷第四四〇頁)。

註八。同書(第四四六頁—第四四七頁)。

三 佐藤家の家傳書

信淵を語らんと欲すれば、勢ひ其の家傳書に言及せざるを得ない。夫れは家傳書は信淵の生命にして、家傳書を離れて信淵なく、信淵を離れて家傳書を語り得ないからである。

佐藤家の家學なるものは、高祖父歡庵是を創め、爾來曾祖父元庵・祖父不昧軒・父玄明窩の父祖四世相承け、五世信淵に至り遂に是を集大成したものである。而して此の家學は、元來一子相傳の秘術にして、誓紙を以て入門したる者のみ口授するを家規としたものであるが、後にはその澆滅せんことを懼れ、是を紙に筆して篋底深く秘藏したものであるが、更に追々増補して内容も豊富となるに連れ、口授も困難となりし爲、筆寫して是を授くるに至つた。是が即ち家傳書と稱するものである。

歡庵翁始め四翁の著書もみな信淵が大いに校訂増補して體系を整へたものであるから、佐藤家の家傳書なるものは、事實全部信淵の著書とも見做さるべきものにして、是家傳書と信淵とが密接不離の關係にある所以である。佐藤家の諸翁は孰れもみな著述を好み、五代二百餘年の長年月を費し、其の苦心の結晶として頗る多くの著書を成した。而して其の内特に家傳書と銘打つたものは、三十六部二百十五卷あつたが、信淵は『佐藤椿園家傳書目録』の劈頭に、『我家勸農・開物學は、日の大神の神意を奉じ、萬物を豊かにして、國家を富し、士民を養ふの

法なるを以て、悉皆亮・天功の實業なり。故に堯舜之道と全く同じきを察すべし。世上に多き農書とは頗る異なり、輕々に看過すること勿れ(註一)と述べてゐる所より察すれば、佐藤家の家學なるものは、全く富國濟民の増産を目指して發祥したことが知られるであらう。

佐藤家の家傳書は凡そ七部門に大別せられるが、其の第一は信淵が所謂我が家の農政學と稱するものにして、夫れは「農政本論」・「國土經緯論」(歡庵)・「氣候審驗錄」(元庵)・「土性辨」(不昧軒)・「隄防溝洫志」(玄明窩)・「隄防溝洫志圖解」(玄明窩)・「草木六部耕種法」・「培養秘錄」・「種樹圖法」・「種樹圖法附錄」・「種樹秘要」・「田畧年中行事」の十二部六十七卷を指すのである。信淵に従へば、「農政本論」は禹・稷の躬稼したる法の餘裔にして、是を羽翼するに、「國土經緯論」・「氣候審驗錄」・「土性辨」・「隄防溝洫志」・「草木六部耕種法」の五書を以てし、是を五部書と稱し、本論は綱の如く、五部書は目の如しといつてゐる。信淵の農政學と稱するものの中には、書名に據つて直ちに判知し得られる如く、純然たる農政學の外に、測量・氣候・土壤・水利・耕種・培養・樹藝・勸農の八目が包含せられてゐることが知られるであらう。而して信淵は、又此の内の「國土經緯論」・「氣候審驗錄」・「土性辨」・「隄防溝洫志」・「培養秘錄」・「種樹秘要」・「草木六部耕種法」の七部五十卷を特に七部書と稱へ、是を總稱して「草木六部耕種法」とも云ひ、佐藤家の代表作として重視してゐるものである。

第二は物産書にして、是には「山相秘錄」(不昧軒)・「山物論」・「海產論」(不昧軒)・「牧牛馬法」・「漁村維持法」(玄明窩)の五部二十五卷があり、伯益が事業の餘裔として、是又佐藤家にて重視せる書物の一群である。

第三を教化の書となす。「五倫講義抄」(元庵)・「通警訓解」(不昧軒)・「濟民瑣言」の三部二十二卷あり、古契が

人民を教へたる支流と稱してゐる。

第四は皇陶が事業を亞ぐものとして、「律令合璧」・「協中錄」の二部二十五卷の刑法書を示してゐる。

第五は兵書である。兵學は信淵の最も好み且得意とする所にして、是には有名なる「宇内混同秘策」・「自走火船圖說」・「陸戰法秘訣」・「水戰法秘訣」・「水陸戰法錄」・「東西火攻辨」・「存華挫狄論」等、信淵の著述としては最も多種を出してゐる部門であるが、家傳書としては、「防海策」・「鐵炮窮理論」・「三銃用法論」・「禦侮儲言」・「兵法一家言」の五部二十三卷を選んでゐる。

第六は經濟書にして、此の部門にも「垂統法」・「經濟要略」・「經濟提要」・「經濟問答」・「經濟問答秘記」・「復古法」・「復古法概言」・「復古法問答書」・「權貨法」等著名なものが多數あるが、信淵は「經濟要錄」・「經濟要錄補遺」・「通移輕重法」(不昧軒)・「開闢決塞論」(不昧軒)・「物價餘論」の五部三十卷を選定してゐる。此の部門は信淵が所謂我が家の經濟學又は經濟道と稱せるものにして、農政・開物の兩部門と併んで佐藤家の家學の代表的ものである。信淵は前記農政學と合はせて、ときに農政經濟學とも稱してゐる。此の部門は經濟學者の研究の對象と爲れるものであるが、信淵の經濟學なるものは、今日の生産・分配・消費を論究する經濟學とは異なり、彼が「經濟とは、國土を經營し、物産を開發し、部内を富豊にし、萬民を濟救するの謂なり」(註二)と定義してゐる如く、現今の經濟學の外に、政治學を多分に包含せる頗る廣義の經濟學にして、佐藤家の家學の秘奥を傳ふるものである。

第七は封事・政治地理學・神代文字・天文學に就きて述べたるものにして、「責難錄」・「薩藩經緯記」・「神字日

文考』・『鑄造化育論』の四部八卷を収めたるものである。

今此の家傳書を作者別に見れば、歎庵の一部二卷、元庵のものが二部十五卷、不昧軒の著が五部二十二卷、玄明窩の手に成れるものが四部十六卷、其の他の二十四部百四十五卷は全部信淵の著書にして、總體の三分の二は實に信淵の述作に係かるものである。而して此の内既刊書が十九部八十八卷、未刊書が五部二十四卷、不傳書が十二部八十八卷と成つてゐる。此の家傳書のみならず、今知り得る限りに於ては、佐藤家五翁の所著は二百五十部七百五十八卷の多數に達してゐるが、是等の著書の内現在傳はつてゐるものは、百八十一部三百四卷にして、惜しくも六十九部四百五十四卷は湮滅又は散佚に歸した譯であるが、今其の原因を尋ぬるに、佐藤家にては、信淵の生前、天明五年、文化八年、同十二年、文政十二年、弘化三年の五回、其の歿後、安政二年及び文久二年の二回、都合七次の祝融に焼亡し、且信淵の嗣昇庵の歿後血縁を喪ひし爲、遂に或は湮滅し、又は散佚したるものと思はれる。現存の傳書は、前記の回祿の災を免れしもの、或は昇庵が亡父の門人及び舊友より借寫せしもの、或は廣く傳寫せられて流布せしもの、又は舊諸侯家に獻じて秘藏せられしものである。而して傳書の内にも家傳書目録より卷數を減じてゐるもの、如きは、一旦焼亡の後信淵が再作せしものと思惟せられる。併し佐藤家の遺著が今も尙單行本又は大要本・全集本の外に、多くの叢書中に収録せられ、或は寫本の儘相當多數殘存してゐることを思へば、其の遺著が信淵の生存中は勿論、現在に於ても頗る珍重せられてゐる爲であつて、佐藤家の著書が如何に國家に貢獻し、世人に裨益を齎してゐたかと窺はれるであらう。

註一。佐藤椽國家傳書目録（『佐藤信淵家學大要』第一頁）。

註二。經濟要略（同書第三七五頁）。

四 信淵の著書に觀る特異性

信淵が我が學界の秀峰として仰がるゝ所以のものは、一にして足らずと雖も、其の天明元年十三歳にして父玄明窩に従つて蝦夷地に遊び、始めて家學に一步を踏み出してより、嘉永三年八十二歳を以て此の世を去るまで管を捨てず、家學に精進すること實に七十年、其の間晨興夜寐學者生活に其の全生命を打込んで、彼が「經史の簡古にして蘊奥なる、容易に國土を經營し物産を開發し境内を富實して、萬民を安集するの用を爲すことを得ん乎——我家の經濟學は——和漢神聖の經史より淘汰したる精粹」(註一)なりと、其の家學の淵源と著書の典據並に其の苦心とを告白してゐる如く、簡古にして含蓄深き我が國の神典、竺唐の古經及び和蘭窮理の新學を熟讀歎味反芻し、深思苦慮して其の中より精粹なる滋味を抽出し、是を更に鋒融陶鍊し、思索を重ねて、其の五代二百餘年に亘り、而も頗る廣汎なる綜合學的の家學を大成したからであることは論ずる迄もなく、而して又彼の學問に幅があり深さがあり、其の所説が我が民族精神を遺憾なく其の儘表現せしめて居り、且又我が國の明日、否遠き永劫迄の富強と隆昌とを祈念して立論してゐるだけに、千古に絶する卓見として、久遠の生命を有してゐるからでもある。今日本國民の一人々々が頭を傾け、胸に手を當て、彼の説に聽從するならば、誰一人として、彼が一億國民に代つて、我等の血管に脉動して高鳴つてゐる所を、書き現はして呉れたものとして、感銘しないものが

あるであらうか。

信淵は斯くして其の研究したる所を、三百部八千卷と云ふ尨大なる書冊に筆したと言はれてゐる。其の絶倫なる精力と不撓の努力とが、實に此の驚嘆すべき偉大なる業績を結果したのであつた。彼は其の稟賦の天才に加ふるに、其の超倫の大努力を七十年間も敢行し續けたことであるから、汗牛充棟も嘗だならざる群籍となり、彼が又無類の大著述家としても、其の名を騙はるゝに至つたのである。此の苦心の成果たる彼の著書は、既述せる如く惜しくも其の大部分が湮滅又は散佚して、今は僅かに數百卷(註二)を遺すのみと爲つたが、此の殘された數百卷が、現在信淵研究の好個の貴重な資料と爲つてゐるのである。

信淵の著書は、是を本質的に通觀すれば、凡そ次の如き三つの特異性が認められる。彼は我が國に於けるカメラ學者(Kamerulist)と稱せられてゐるだけに、當代の諸侯伯を對象として成されたかの如き觀なしとせざるも、彼が「古を好むの書生からその學を誹謗せられ、今に瀾るゝの有士からその法を忌刻せられ、その量を知らざるものとして捧腹せられ、または癡狂せりと嗤笑せらるゝも顧みず、後來の英主宇内を鞭撻する志ある者は、先づこの編を熟讀せば、思ひ半ばに過ぎん者なりともいひ、また必らず明君出づること有つて、而して後に用ゐられん者なり」と述べてゐる所より考察すれば、彼は寧ろ知己を百年の後に求めて、其の歿後の爲政治家、有識者に讀まれんことを目的として著はされたものと觀るべく、夫れが其の特異性の一つである。而して是は彼の著書が永遠の生命を持つてゐる最も顯著な特異性である。

信淵は屢々幕禮に追はれて、家眷の饑寒に苦しめるを顧みる邊なかりしにも拘らず、又著述の第二義的目的を

念とせず、常に高き示標を掲げ、毅然として皇國の富盛繁衍と日本精神の明徴昂揚とを企圖して、其の論策と述作とに専念したればこそ、珠玉の名篇を數多著はし得たのである。苟も國家百年の長計を策する指導者や學者にとつては、好鑑戒と稱すべく、信淵の此の遠大なる本願と其の崇高なる態度とは、推服するに足るものがある。而して又信淵は十年二十年前に書いた舊著に對しても、是に關して新しき事實を發見し、又は後に至りて新に研究したること等あれば、常に掩ます掩ます幾度も重訂増補してゐることが其の特異性の二つである。『土性辨』は文化四年の校訂に成れるものなるも、其の中には天保三年に完成せる『草木六部耕種法』のことが記されてゐる。文化四年は天保三年を距ること實に二十六年の後である。是を以て觀ても、信淵が如何に學問に忠實であつたか、覗はれるであらう。

信淵は又家傳本を需むる人の地位とか、其の人の居住する地方的關係を顧慮して、其の内容を取捨改竄して是を與へてゐる。是其の特異性の三つである。是所謂「別本」の名を冠せざるを得ざる所以にして、『經濟提要』・『權貨法』・『物價餘論』・『種樹園法』・『内洋經緯記』等に其の例を見出されるであらう。而して斯くの如く其の内容を大いに異にせずとするも、同一種の寫本數部を取つて、是を比較検討して觀れば、其の中の何れを決定本と爲すべきかに就き、是が判斷に苦しまざるを得ざることに屢々遭遇するのである。斯かる複雑なる編述法に因つて成れる信淵の著書は、到底今日の印刷本に對して有する我等の書物觀とは、頗る異なれるものがあり、傳寫本に據つて信淵研究を爲さんとする者の大いに注目すべき所である。

註一。經濟要略（『佐藤信淵家學大要』第三七六頁—第三八二頁）。

註二。現在知られてゐる信淵の傳本は、百七十一部二百七十四卷ある。



五 信淵の著書出版

佐藤家の家傳書——信淵の著書には、『鑄造論衍義』八十五卷、『經濟總錄』六十卷、『籌海新書』五十卷と云ふやうな浩瀚なる大著を始めとして、『椿園秘記』・『自走火船圖說』・『太陽正昇度』の如き僅か數十紙にも満たざる小冊子に至る迄、天文・地理・歴史・政治・農政・經濟・兵學・醫學・工學・教化・刑法等々、二十餘の部門に別れて、内外古今に亘る三百部八千卷ありしと稱せられしほどに、正に萬葉の花が學園に一時に咲亂れし如き壯觀さを呈したことであらう。

信淵は多作家ではあつたが、濫作家ではなかつた。多作は動ともすれば濫作に陥り易いが、彼は多作家なりしにも拘らず、其の著には頗る名作が多かつた。當時盛行したものは、農政・物産・經濟・兵學の部門に屬する諸書で、農政書に於ては、『農政本論』・『草木六部耕種法』・『土性辨』・『培養秘錄』・『十字號糞培例』・『種樹秘要』の諸書があり、物産書に於ては、『山相秘錄』・『坑場法律』・『漁村維持法』等が擧げられ、經濟部門に於ては、『經濟要略』・『經濟要略』・『物價餘論』・『垂統法』・『經濟問答秘記』・『復古法概言』等があり、兵學者に於ては、『鐵炮窮理論』・『三銃用法論』・『自走火船圖說』・『水陸戰法錄』・『防海策』・『禦侮儲言』・『東西火攻辨』・『兵法一家言』等があつた。

佐 家の家學は、本來主に形而下の學問にして技術を伴ふもの多きを以て、直接指導して傳授する建前になつて居り、而して是を上梓すれば廣く世間に流布して、其の誇りとする家學の性質を喪失するから、家規として嚴しく、『印可の門人に非れば見ることを禁』(註一)と、唯誓紙を入れたる門人にのみ書寫して是を授けたのであつた。然れども信淵の晩年に至り、『水陸戰法錄』及び『經濟問答秘記』が開板せられ、嗣昇庵の代に至り、『硝石製造辨』・『鐵炮窮理論』及び『經濟要略』が上梓せられた。是等は限定版を以て剞劂に附されたもので、一々筆寫するの煩を避ける爲上梓して置いて、新入の門人ある毎に是を頒布したものと思考せられる。

信淵の嗣昇庵は、克く箕裘の業を繼ぎ、内憂外患を慷慨して建白する所ありしも容れられず、遂に慶應元年九月子なくして病歿した。妻の甥吉野米太郎後を繼ぎしも、才學なく到底此の輝かしき佐藤家の家學を嗣ぐべきの器にあらず、唯僅かに佐藤家の墳墓・祭器を守り、家傳書を保管するに過ぎなかつた。其の後昇庵の妻は他に再嫁し、米太郎も又出で、山本氏を襲ひし爲、佐藤家は遂に絶家となり、家學は全く廢滅に歸し、米太郎は家傳書の保管に困難を感じ、漸次是を鬻ぐの止むなきに立ち至つたのであつた。爰に於て、會ては門人にすら他見を戒めてゐた秘書も、家學の主を喪つて、傳寫はおろか他人が出版しても咎むる者もなきに至つたのであつた。

明治維新に際し、内務卿大久保利通は、信淵の『混同秘策』を讀んで、彼が雄圖に感じ、東京食都を建言したと傳へられ、又其の後參議海江田信義は、此の書を三大臣十參議の回閱に供せりと云ふ。斯くの如く廟堂の大官が信淵の書を読むに至り、彼の名は明治維新以來頗る揚がつたのである。彼の名が斯くも高くなるに連れて、其の遺著を尋ねて是を出版し、佐藤家の秘書を公開せしめんと企圖する者が尠くなかつた。

明治四年織田完之氏は、松蘇翁と謀り、『農政本論』を刊し、其の後、米太郎を探りて佐藤家の傳書を得、又信淵の門人を訪ねて寫を請ひ、『十字號糞培例』・『培養秘録』・『土性辨』・『田畧年中行事』・『内洋經緯記』・『致富小記』・『經濟提要』・『農政教誡六箇條』・『種樹秘要』・『養蠶要記』・『混同秘策』を開板し、又若林高孝氏と『漁村維持法』を、衣笠濟氏と『垂統秘録』を、小島百之氏と『物價餘論簽書』を、福住正兄氏と『賣雜錄』を共板した。天野順太氏は明治七年山口に於いて『培養秘録』を、市川清流氏は同九年『草木六部耕種法』を、宮崎柳條氏は同年『種樹園法』・『隄防溝洫志』・『山相秘録』・『經濟要録』を、島村泰氏は同十年『田畧年中行事』を、渡邊渡氏は同三十九年『坑場法律』を夫々上梓したが、此の外特別なる意圖の下に出版を企てたものが三人あつた。即ち井上頼園・福住正兄・奈良原繁の三氏が夫れである。井上氏は教部權大錄兼大講義にして、明治六年に『鑄造化育論』を開板してゐるが、其の引の略に曰く、『其說皆實際有用者、非從事空言之比、又其窮天地萬物之理、必引古傳爲證、可謂窮理家第一等之人也。如此書雖固有難信者亦足知神典古傳符于實測之說合于天地之眞理、則不可不嘉尙矣、此予之所以刻而弘傳也』(註二)と述べて神習舎から出版してゐる。是に依つて此の書が、東西の學說を融會したる苦心の作たるを知るに足るであらう。福住氏は二宮尊徳の高弟にして、深く信淵の識見に推服せる一人であつた。從來報徳社に於ては、信淵の著書を以て社友の教科書として使用し來つたのであるが、『天地鑄造化育論』は、『佐藤信淵翁卓抜の見と該博の識とを以て編述せられたる者にして、神道の本原、造化の眞理至れり盡せり。洵に本教に入るの門』(註三)とし、且『此書の如き教旨の蘊奥を含有するを以て、特に主として研精する』の要ありと認め、社友の讀解し易からしめん爲、伊豆の萩原正平と共校し、駿河の

高田宜和をして訓譯せしめて上梓せしめたのである。斯くて報徳教の哲學的根基を強化し、以て報徳社の今日の隆盛を來すに至つたことは、注目に値するであらう。又奈良原氏(後の男爵)は當時内務大書記官であつたが、ときの内務卿松方正義に、『佐藤信淵著内洋經緯記一冊、織田完之より相示し候間、拙者休暇に投じ、車を馳せ船橋町に到り、夫より海濱に徘徊して實地考量候處、如何にも便利、書中詳悉する通り、眞に力を用ふる少く其功之に倍し、容易相整候に而、當今重要之事件、眼前實益之集る無難儀に有之、尤房總諸郡に涉る地勢に而大事業に付、新川を掘り漕運に便する等、大體之畫策又は於政府若干の資力を支出御着手相成度存候。開墾稍就緒候得ば、水陸二藏之產出夥敷事故、庶民之土着を企圖する如趣市は勿論之儀に而、士族投産等之關係も是莫大なる義と存候。仍而閣下にも一應實地爲點檢御出張相成様致度』(註四)と、東京灣に臨める兩總四郡の海岸干拓計畫を建議し、而して此の書を上梓して世人に其の趣旨を周知せしめんとし、『該書は信淵多年之計策、國家之鴻益を創始する儀に付、開板致し、普く世上に此旨趣を令知度、閣下卷首に題字御認被下ば幸甚』と認めて題字を乞ひけるに對し、松方内務卿は、『偉哉經世之略足以起後世』と揮毫して是を贈つた。斯くて奈良原氏は自ら是を開板した。奈良原氏は又『薩藩經緯記』をも上梓したが、自らは『此書は薩隅日を経緯するの要領詳細懇切至らざる所なし。佐藤信淵は我薩州を距る五百里外の人にして、五十四年前其地理・物産探究明辨する斯の如き、豈敬服感銘せざるべけんや』(註五)と序し、參議伊藤博文が是に『務大禮重本計』と題してゐる。今をときめく維新の兩元勳が題字を掲げ、内務權大書記官奈良原繁氏が出版したことであるから、信淵の名が大いに昂揚せられたことは云ふまでもなく。

以上はみな單行本として公刊せられたものであるが、其の後明治三十九年に至り、織田完之・玉利喜造の兩氏に依りて『佐藤信淵家學大要』が出版せられ、大正十四年に瀧本誠一氏に依つて『佐藤信淵家學全集』が刊行せられ、尋で昭和十年には大川周明氏の『佐藤信淵集』が出版せられた。是等には前記單行本として既刊せられたものゝ外に、其の他の多くの遺著が収録せられてゐるので、佐藤家の遺著は大いに普及し、是が爲に信淵研究が熾烈となり、是より信淵に關する論文や著書が盛んに世に公にせられて、信淵の偉大なる業績が大いに世人の注意を引くに至つた。

佐藤家の遺著は、前記の如く單行本或は全集本の形で出版せられたが、又各種の叢書にも採録せられて刊行せられた。即ち『中古叢書』・『近時海國必讀書』・『海防叢議』・『日本文庫』・『日本産業資料大系』・『世界大思想全集』・『蠶桑古典集成』・『岩波文庫』・『日本經濟大典』・『大日本思想全集』・『日本海防史料叢書』・『改造文庫』・『日本教育文庫』・『先哲遺珠』等に、其の一部、乃至數部が収載せられてゐる。上記せる單行本・全集本・叢書本に採録せられたる佐藤家の遺著を計校するに、凡そ七十一部百五十卷に達してゐる。是が嘉永二年以來今日に至るまで、出版せられたる佐藤家の著書の全部である。

註一。泉原法略説（『佐藤信淵家學大要』第六六二頁）。

註二。鑄造化育論（『神習舎本』序）。

註三。天地鑄造化育論（『高田宜和訓譯本』例言第一頁）。

註四。内洋經緯記（『木板本』卷首）。

註五。薩藩經緯記（『木板本』卷首及び第一頁）。

六 信淵研究の歴史とその種々相

信淵研究の歴史を追懐するに、今より五十二年我が國財政學の先覺たる松崎藏之助氏が、明治二十二年一月、『國家學會雜誌』に『日本のかめらりすと佐藤信淵論』を發表したるを以て嚆矢とする。爾來今日まで數十家の論文なり著書なりが公表せられてゐるが、今其の跡を顧みるに、ときに隆替變遷なしとせざるを以て、凡そ五期に分ちて是を觀るを便利とするであらう。其の第一期は維新以後より明治三十七八年頃までである。此の期は今迄門人以外には觀ることを得ざりし佐藤家の秘本が續々公刊せられて自由に讀破し得らるゝこととなり、又明治維新の元勳が題字を揮毫し、明治政府の大官が自ら是を出版すると云ふほどであつたから、是を得て佐藤家の家學の何物たるかを知らんと欲する者が相當あつたことは、夫れ等の書が可なり版を重ねてゐたことより想像して推知せられる所である。然れども信淵の傳記なり學說なりを闡明にせんと試みる者は、洵に寥寥として晨星の觀なきを得なかつた。即ち松崎氏を始め、飯村粹氏の『佐藤信淵翁傳』、山本美越乃氏の『佐藤信淵の農政を論ず』が夫れである。以上三氏は信淵研究の先驅を爲したものと云つてよい。第二期は明治三十九年より大正十三年迄である。此の期に於ては『佐藤信淵家學大要』が刊行せられて、此の書には佐藤家の著書十八部二十三卷が一冊に收められてゐる爲に、研究者に頗る便益を與へたこと、翌年夏秋田に於て日本鑛業會が開催せられて、信淵

の學說研究が熾んと爲つたばかりでなく、偉徳顯揚事業が起ると共に、傳記・史蹟等に關する研究も亦隆盛となり、彌高神社の建立、誕生記念碑の建設等と爲つた。此の期に於ける研究物としては、中田公直氏の『佐藤信淵の農政學說』を始めとして、河上肇・海老名一雄・水野鍊太郎・渡邊渡・大川周明氏等の論文が、信淵研究に油を注ぎ、信淵の名を高からしめたことは争はれない。第三期は大正十四年より昭和五年頃迄の間である。此の期は『佐藤信淵家學全集』が刊行せられ、此の書には佐藤家の遺著五十九部百十六卷を收載し、從來公刊せられざりし多數の書を含めるを以て信淵研究者に一層の便宜が與へられしと共に、佐藤家の家學の内容が大いに世人に認められるに至つたのである。又佐藤家の遺著が、多くの叢書に收められたのも此の期よりの事にして、是又信淵の著書が世に知らるゝの機會を多からしめた。此の期の所産としては、羽生五郎氏の『佐藤信淵に關する基礎的研究』を始めとし、發表機關も大いに増加せし爲、論文としては瀧本誠一・内田繁隆・口田康信・坂井申生・橋田丑吾・本田定雄・大森金五郎氏等が擧げられる。第四期は昭和六年九月柳條溝に滿洲事變が勃發せしを契機として信淵研究は大いに活潑と爲つた。云ふ迄もなく信淵の大陸政策が果然再認識せられた爲めである。此の期は大體昭和十一年頃迄續くものと見てよからう。此の期に於ける研究の主なるものは、小野武夫氏の『佐藤信淵』を始めとして、『歴史公論』が特別號として『佐藤信淵の研究』を發刊し、是に三上參次・河野省三・有馬成甫・羽倉敬尙・佐藤堅司・山本勝太郎・土屋勝藏・織田雄次・川田瑞穂・森銑三・高橋源一郎等諸氏の論文が掲載せられてゐることは、信淵の名を廣く世に知らせる爲に大いなる役割を演じたものと云つてよからう。此の外、高倉新一郎・菅菊太郎・近伊左衛門氏等の異なる角度よりの研究は、多彩なる信淵の學殖を物語るものと云へよう。

第五期は昭和十二年七月蘆橋溝に今次日支事變勃興してより、今日に至る迄の間に於て、前期よりの繼續とも見られるが、此の興亞聖戰に拍車せられて、信淵研究は一層熾烈と爲つた傾向が認められる。即ち信淵研究者が頗る増加し、信淵の遺著は頗る高價となり、殆ど古書店街より其の姿を消すと云ふ有様である。此の期に於ける研究物としては、著者の校註せる『宇内混同秘策』を始めとして、論文としては『秋田教育』が信淵の九十年祭記念として『佐藤大人九十年祭記念號』を發刊し、是に河野省三・佐藤堅司・小野襄・川越重昌・橋良之助氏等のものが登載せられ、又著者の講演録が併載せられてゐる。此の外、土屋喬雄・佐藤堅司・小野武夫氏等の新たな研究が觀られる。此の期は又信淵に對する二回目の偉徳顯揚期とも觀られる。曩には松應寺に『史蹟尊皇家贈正五位佐藤信淵大人墓所』の大石標が建てられ、また昨年春には鹿手袋の舊居保存が決定し、舊臘には大豆谷に『佐藤信淵先生家學大成之地』の一大記念碑が建立せられ、本年は彌高神社の大修補が行はれると共に、記念館を造つて遺著や遺品を蒐集することゝなるし、西馬音内では十ヶ年計畫で神社建設の計畫が進められてゐる。

我が國古來の學者の中で、最も多くの人々の研究の對象と爲つてゐる者は二宮尊徳翁である。併し尊徳に對する研究は報徳教の一點に歸着される感あるに反して、我が信淵に於ては、百科全書の知識の持主であつた爲に、彼に對する批判は有らゆる角度より論ぜられて居つて、是は我が國の雲の如く林の如く數多き碩學・鴻儒の中にも、決して觀ることの出来ない、彼の獨壇場であり偉觀でもある。而して是は嘗に過去及び現代に於て行はれたばかりでなく、未來性を十分に具有してゐる彼の學說に對しては、將來も永く行はれることであらう。

信淵に關する研究は、是を本質的に分類すれば、一般的研究・傳記的研究・遺跡研究・書史學的研究及び學說

研究の五部門に大別し得るが、今是等をみな詳述する迄なきを以て、其の學說研究の中より主なるもののみを示すこととする。

先づ、信淵の識見に關する研究としては、水野鍊太郎氏の『先見の明ありし佐藤信淵』(學生)、著者の『事變に際し佐藤信淵を憶ふ』(日本及日本人)、佐藤堅司氏の『大亞細亞主義の先覺佐藤信淵』(世界知識)がある。次に農政に關する研究としては、山本美越乃氏の『佐藤信淵の農政を論ず』(内外論叢)、坂井申生氏の『佐藤信淵の開墾地農場管理法』(帝國農會報)、橋田丑吾氏の『佐藤信淵の重農學說』(斯民)、坂井申生氏の『佐藤信淵の東京灣埋立干拓計畫』(帝國農會報)、高倉新一郎氏の『佐藤信淵と蝦夷地開拓』(社會經濟史學)、大森金五郎氏の『佐藤信淵が江戸灣經營說の一部』(歴史地理)、菅菊太郎氏の『佐藤信淵と舊宇和島藩の農業』(經濟史研究)、著者の『佐藤信淵の開墾策に關する研究』(秋田縣農會報)等に觀るべく、經濟に關する研究には、松崎藏之助氏の『日本のカメラリスト佐藤信淵』(國家學會雜誌)、河上肇氏の『幕末の社會主義者佐藤信淵』(京都法學會雜誌)、瀧本誠一氏の『佐藤信淵の國家專賣法』(三田學會雜誌)、口田康信氏の『佐藤信淵の富國策に就て』(社會科學)、本田忠雄氏の『佐藤信淵の商業管理法』(商工經濟研究)、山本勝太郎氏の『佐藤信淵の人間經濟學と統制經濟論』(歴史公論)、近伊左衛門氏の『神道經濟觀と佐藤信淵』(半農會報告書)、土屋喬雄氏の『佐藤信淵の垂統法に就いて』(理想)等あり、政治に關する研究としては、大川周明氏の『佐藤信淵の理想國家』(日本精神研究)、内田繁隆氏の『佐藤信淵の政治學說』(早稻田大學經濟雜誌)、小野武夫氏の『佐藤信淵の國家思想』(教化運動)を學ぐべく、思想に關する研究には、河野省三氏の『思想史より觀たる信淵』(歴史公論)及び『佐藤信淵の思想』(秋田教育)の二篇がある。兵學に關する研究としては、海老

名一雄氏の『佐藤信淵と海防策』（歴史地理）、有馬成甫氏の『佐藤信淵の國防思想』（歴史公論）、羽倉敬尙氏の『近世兵學史上に於ける佐藤信淵』（歴史公論）及び佐藤堅司氏の『佐藤信淵の兵法觀』（歴史公論）、『佐藤信淵の對英兵法觀』（世界知識）、『佐藤信淵の兵學觀』（秋田教育）の諸篇に指を屈すべく、又其の他の諸學に關する研究としては、渡邊渡氏の『佐藤信淵の山相學に就て』（東亞の光）、富士川游氏の『佐藤信淵と蘭學』（歴史公論）、秋岡武次郎氏の『佐藤信淵と地理學』（歴史公論）及び著者の『佐藤信淵の社會經濟論』（社會事業）がある。

信淵の學說に對する諸家の論評は、洵に百花撩亂の壯觀と稱すべく、彼の遺著及び諸家の論評を大觀するに、信淵の抱懷せし産靈の神教を基調とせる國體論・道義的世界觀・國土的農業政策・日本主義經濟論及び彼の獨創的兵法觀の如きは、永く日本の將來を示唆する指針として推稱せらるべきであらう。

註一。『佐藤信淵翁傳』等信淵研究書は殆んど絶版で入手困難である。

註二。上掲論文登載の雜誌も、今日これを全部取り揃へることは殆んど不可能といつてよい。

七 封建政治の頽廢

東洋にては、『國危うして忠臣現はれ、家貧しうして孝子出づ』と謂つてゐる。『知識發達史』の著者米人ドレーパーは、社會進歩の大勢は恰も一己人の發達する如く、自ら一定の順序ありて易はるものにあらずと説いた。各社會を別の角度より覗き、異なる言葉を以て表現せりと雖も、共に所詮人は時代の子なることを意味するものとして解さるべきであらう。私は是迄佐藤家の家學を中心としての信淵に就いて敘述を續けて來たのであるが、是より數節に亘り、信淵を生んだ當時の世相を述べて、時代が信淵の學說に及ぼせる影響に就いて考察することしよう。

徳川家康江戸に幕府を開くや、『公家諸法度』を定めて公家を抑制し、又『武家諸法度』を制して諸侯を檢束し、大名・小名の配置に最も考慮を運らし、其の領地を全國に犬牙錯綜せしめて、互に相控制せしめ、或は諸侯に土木を課し、或は江戸に參觀せしめて、其の資力を費させ、且嗣子なければ家名を斷絶せしむる等の策を立て、和漢古來の封建政治の長を採り短を補ひ、益々封建體制を強化して四民を壓伏し、其の政權維持に努めたのであつた。

徳川幕府の最も恐れしは、外様大名にあらずして寧ろ牢人であつた。關ヶ原役後除封せられし八十家の家士に

して牢人となりし者十餘萬人、其の後大阪陣迄に改易に依つて生じたる牢人は約十五萬人ありしと云ふ。是等の腕に覚えのある一族組の剛の者は大阪に集つて徳川方を惱ました。大阪落城後落人となつて諸國に四散した牢人も相當あつたことと思はれる。一見形には觀えざるも、事あれば雲の如く集まる是等の牢人は、幕府の憂懼の種となつてゐたから、徒黨は禁條の第一としてゐたのである。二代秀忠・三代家光の創業時代は過ぎて、慶安四年家光薨するや、果然由井正雪・丸橋忠彌等の亂起るに及び、幕府は牢人の増加せんことを懼れて、諸侯臨終の養子を許したので、先づ諸侯檢束の制が緩和せられ、幕府の諸侯に對する睨みは是より弛み始めたのであつた。

家光の乳母春日の局が大奥に重んぜられて以來、老女於萬の方・矢島の局など勢力を大奥に張り、此の頃上方下りの飛鳥井・姉小路の兩上臈は勢力頗る強く、遂に幕政に干渉するに至つた。大老酒井忠勝は此の二人の上臈と結托し、家網の病弱の故を以て、政治を任せられ、獨り權を擅にして弊政甚だしく、風教壞亂して諸侯にも家督相續に關する紛争續出し、伊達騒動・加賀騒動・黒田騒動等の御家騒動が絶えなかつた。大奥上臈の政治容喙と權臣の跋扈は、爰に端を發して因襲と成り、舊府夫れ自身を弱體化する因を成した。

興國の鍵は、昔も今もかはらず、質實剛健の氣象を涵養し、勤儉尙武を實踐する者の手に固く握られてゐる。家康始め撥亂を裁定して覇政を布くや、頼朝の政治に倣つて、質素を守り驕奢を誡め、武を假せ、文教の力に依りて泰平を維持せんとし、是を永制化せしめた。五代將軍綱吉は忠清を退け、堀田正俊を大老に任じ、始め文教を興し政令嚴肅にして善政ありしも、正俊殿中に於て若年寄稻葉正休に刺されて後は、近習の士柳澤吉保を起して大名に列し老中に登用したが、吉保將軍の寵を負みて權を専らにし、賄賂公行し請託に依つて事を決するに至

り、所謂柳澤時代を現出して政綱大いに亂れた。綱吉又漸く政治に倦み、祖法を破りて奢侈に耽り遊宴を事とせしを以て、財政頗る困難に陥り、貨幣を改鑄しけるに、却つて物價騰貴しければ、粟米を受くる旗下の士は收入遽かに増加して、奢侈の風益々長じ、所謂元祿風を生じて都鄙に及び、士風も亦頓に頹廢した。物價騰貴は貧民の増加を來し、下層社會の生活を不安ならしめた。是より幕政は一弛一張せしと雖も、奢侈の風は永く宿弊と成り、綱吉以後屢々儉約令を下すと雖も牢乎として抜けず、遂に幕府衰亡の一要因と成りしのみならず、諸侯を始め士農工三民の痛苦と成り、獨り町人のみ榮えて貧富は片落しと成つた。信淵の高祖父歡庵翁が農政學を唱へて名聲を博せるは、此の頃のことであつた。尋で家宣立ち、新井白石を顧問と爲し、財政を整へ、善政見るべきものありしも、在職僅か四年にして薨じ、子家繼甫めて四歳にして職を襲ぎしも、亦四年にして薨じた。

八代將軍吉宗は深く心を政治に用ひ、室鳩巢・荻生徂徠を顧問とし、言路を開き、人材を登用し、質素儉約を守り、大奥の女中五十餘人を減じ、冗費を省きて幕府の財政を豊かならしめた。又貨幣を改鑄して慶長の制に復し、御定書百箇條を制定して斷獄の評準を示し「六諭衍義大意」を作りて民間に教へ、大岡忠相を町奉行に登庸して民政に當らしめ、火消組を作り、火避地を設け、養生所を置き、醫術の發達を促し、水利を通じ墾田を奨め、砂糖の製法を傳へしめ、青木昆陽をして甘藷を諸國に植ゑしむる等頗る民生に盡す所あり。又米商會社を起さしめ、蘭書の禁を解き、又放鷹を興し、水泳を勵まして士風の振興に努めた。斯くして紀綱大いに張るに至つた。信淵の祖父不昧軒が各鑛山を開いて、鑛物資源の開發に努めたのは此の頃のことであつた。

吉宗の子家重は暗愚且多病なりし爲、近臣權を弄し田沼意次は其の威權最も盛んであつた。尋で家治立つや、

意次は老中となり、其の子意知は若年寄に任ぜられ、父子心を合はせて事を行ひ、賄賂公行し、課税重く人民大いに苦んだ。會々櫻島・淺間の噴火・利根川の暴漲等天變地異頻りに起り、飢饉亦續きしかど、田沼父子是を擁蔽して知らしめざれば、將軍は常に天下は泰平とのみ思ひしと云ふ。信淵は父玄明窩に従つて、淺間の噴火の被害や天明の飢饉の慘狀を具に目撃し、又槐園塾に在つて、田沼時代の弊政下に呼吸して、其の惡政を痛感したのである。

十二代將軍家齊は、意次を退け松平定信を擧げて銳意治を謀り、享保の治に復せんと勉めた。定信は若年寄本多忠籌・若年寄格加納久周と共に寛政の三忠臣と稱せられ、賢明の譽れがあつた。田沼以來の弊政を除き、賞罰を明かにし、賢人を擧げて佞人を退け、勤儉を以て衆を率ゐ、捨訴・籠訴を許して言路を開き、又中井竹山を召して政治を問ひ、風俗を正し、武備を盛んにし、其他凶荒に備へて豫備倉を設け、負債償却の法を設けて旗下の困窮を救ひ、人足寄場を石川島に設くる等頗る觀るべきものがあつた。世に是を寛政の治と云ふ。「物價論」は定信の物價對策を述べたものである。家齊の一世五十一年間は、徳川時代中に於ける最も太平無事の世であつた。然れども焉んぞ知らん、後年徳川幕府を倒壊せしめた皇政復古論及び對外問題は、永く深海に潜める底流の如き觀を呈してゐたが、此の時代より漸次勢力を増大して、其の姿を表面に現はし始めたのであつた。

天保八年家齊に代つて家慶が立つた。當時江戸は太平の極に達し、旗下の諸士は概ね奢侈に耽り風俗亦華美に流れ、文化爛熟して所謂大御所時代の餘澤を偲ばしめるものがあつたが、一度眼を外に轉ずれば、農村は荒廢に歸し、諸國は飢饉に喘ぎ眼もあてられぬ慘狀であつた。「經濟問答秘録」の著者正司孝祺は、「近世二百五十年の太

平は稀代の事にして、天下一般漸々奢侈の風俗となるは老人の知る所の如し。今天下の人民皆亂世も近づかんとすと巷説するは定めて世に富貴の人の驕奢なるを羨み惡みて言ふ者歟。今時の風のまゝにして年経なば、隆者必衰、疑ふらくは百年の永續も計り難し」(註)と警告してゐたが、果せるかな大阪には大鹽平八郎の亂が起り、其の餘燼が熾つてゐた。家慶は此の弊政を改革せんとして、老中水野忠邦をして其の衝に當らしめた。忠邦は濱松藩主、水野四家の一にして、本家は沼津、同族には結城・鶴牧・新宮の三家がある。忠邦は、世を享保・寛政の昔に還さんと欲し、儉約令を下して風俗の矯正を計つた。忠邦は鹽谷宕陰を聘用し、又村田春門を招きて濱松に曳馬文庫を設けて和歌を學び、其の著に歌書「常侍集」十卷もある位にて、世に傳ふるが如き峻嚴一方の人ではなかつた。儉約令を徹底せしむる爲に、遠山左衛門尉景元を北町奉行に、鳥居甲斐守忠耀を南町奉行に任じて、禁令を取締らしめしに、忠耀陰險にして奸譎、忠耀の爲めに冤獄に羅織せられたる者頗る多かりしを以て、みな忠邦の命する所として誤認せられたるが爲であつた。忠邦は又砲術家高島秋帆を召して操練を試み、大小砲を製せしめ、旗下・家人の一般に遊惰柔弱に赴けるを憂ひて武技に心を用ひしめ、又外國船に對しても、文化令に倣つて頗る強硬なる天保令を下した、是が世に云ふ水越天保の改革である。松平定信の寛政の改革ですら、町方は俄かに沈鬱に陥り、商人は商ひがなくなり、諸職人も職を失ふ者が多くなり、「白河の清きに魚も棲み兼ねて、濁る田沼の昔戀しき」と怨言を放ちしほどであつたから、忠邦に對する非難は甚だしかつた。信淵は忠邦に弊政改革を諮問せられて、是に答へんとせしに、忠邦は惜しくも喧々囂々の裡に翻けられ、以後剛直の士なく、幕政は頽廢の一途を辿るのみとなつた。

信淵は和漢洋の地理・歴史に精通してゐたが、特に家康以來の歴史・政績には深き注意を拂つて是を研鑽し、我が國の民俗精神に則つて、其の國家觀・政治論・兵學觀・對外策を論述してゐるが、就中皇政復古論及び對外策は、何人も筆にし得ざりし所を、忌憚なく論じ去り論じ來りて、我が國民の嚮ふべき所を示唆したるは敬服の外はない。

註。經濟問答秘記『徳川政教考』下卷第二〇〇頁。

八 封建經濟の崩壊

徳川封建時代に於ける社會組織を観るに、京都に皇室を戴き、朝廷に隸して公卿あり、江戸には幕府に直屬して旗下・家人あり、地方には諸侯の下に大夫・家士あり、是等に從屬して農工商の三民あり、又全國の社寺には社家・僧侶があつた。

斯かる社會組織の下に、夫々頗る多くの階級があり、みな世襲制度にして、是に依つて社會の秩序が維持せられたのであつた。例へば『新撰鯖江志』に據れば、鯖江藩は僅か五萬石の小藩であつたが、家老より従士までの間に六十三階級、小頭より足輕迄の間に十二の身分格式があつたと云ふ。又弘化元年の調査に據れば、武州本庄宿に於ては、宿役人二十三戸、本百姓四百三十七戸、水吞百姓六百九十戸あつたと云はれ、江戸にては、地主・家主・地借人・店借人の四階級、大阪にては、町人・准町人・借家人の三階級に別たれてゐた。殊に武家に於ては、各階級の間に嚴重なる格式があつて、生活の様式さへ異にしてゐた。

此の時代の社會經濟機構の特徴としては、武家政治の結果として、(一)軍用經濟であつたこと。幕府を始め諸侯・旗下・寺社等は土地を領し、且其の臣下に給せし俸祿も米なりし爲、(二)農本主義の經濟であつたこと。是等の領地は割據的たりし爲、(三)自給自足經濟であつたこと。邪宗門禁遏の必要より、(四)鎖國的經濟であつた

こと等が擧げられるであらう。農村依存の農本主義經濟は、其の最も著しき特質と稱すべく、上には皇室の御料、公卿の所領あり、幕府は其の直轄地として全国各地に約八百萬石の天領を有し、其の旗下の士は、元祿十二年の調査に據れば、其の數七千六百九十人あり、其の知行總高も相當の額に達してゐたことであらう。他方諸侯の數は、弘化四年の『高順武鑑』に據れば、二十萬石以上が十九藩、十萬石以上が二十九藩、五萬石以上が四十九藩、二萬以上が七十六藩、一萬石以上が八十七藩、合計二百六十藩あり、此の外全國に互つて數千の寺社領があり、又所謂飛領と稱するものもあつたから、實際日本六十六州中には大小數萬の經濟ブロックに分たれ、且軍用・飢饉用等の爲、貯藏をも爲し、剩へ交通不便なりし爲、自ら自給自足經濟體制を採らざるを得なかつた。天明三年の大飢饉のとき、熊本藩主細川越中守重賢が、隣國の飢民に安價を以て米を賣つたことが美談として推稱せられた位に、恐慌に際し地を接する隣藩の人民が、死ぬか生きるかと云ふときでも、容易に物資を他藩へ移出しなかつたことが察せられるであらう。是が封建制度下に於ける社會經濟機構の常體であつて、幕府は特に農政問題には意を注いで來た。されば家光は寛永十九年八月令(註一)を以て、農民の衣食住に就き、左の如く嚴令を下してゐる。

- 一、在々百姓食物之儀不及申、雜穀を用、米多くなべざる様に可申渡事。
- 一、當年在々に而酒造り申間敷事。
- 一、在々に而、うどん・切麥・そうめん・そば切・餅・まんぢう・豆腐、其外何に而も、五穀の費に成候もの、

むざと致し商賣仕間敷事。

- 一、百姓之衣類、男女共に此以前御法度之如く、庄屋は縮紬木綿可着之、わき百姓は布木綿可着之、えり・帶等にも右之外よき物を仕間敷事。

附、袖・ゆきながく仕間敷事。

- 一、百姓屋作不應其身儀仕間敷事。

如何に質朴なりし時代とは云へ、頗る嚴重なる儉約令である。又是と同時に左の如き勸農令を下した。

- 一、耕作不着にいたし、年貢不沙汰に仕、いたづらなる百姓有之においては、田地を取上所を拂ひ可申事。
- 一、ひとり身の百姓相煩ひ候て、耕作なりがたき百姓有之においては、其一村としてたがいにたすけあい、田畑仕つけ收納致候に可申付事。
- 一、如毎年堤・川除、正月五日より無油斷可申付事。
- 一、道・橋念を入、往來滞なき様に可申付事。
- 一、木苗など植可然場所には、木苗をうへ可申事。

此の二教令は、農本主義經濟體制を維持する上には、基礎法とも稱すべき重要なものであるから、此の後永

く祖法として屢々繰返して觸れてゐるが、幕府の基礎が鞏固となり、泰平が打ち續くや、いつしか奢侈の増長と爲り、農業輕視と爲つて、信淵が「今時堯舜の道は空談と云て、天功を亮くるの實業を修むる者の絶て無が故に、君たる者が百姓は國家の本なるを忘れて、此を愛育蕃息せしむべきの天理を知らず、況や勸農は國家專一の事なるが故に、咎を盡さずんばあるべからざるを知らんや。大抵皆驕奢にて下々の難苦を知ることなく、唯愛姫・寵臣等と春花の朝、秋月の夕、酒食譚樂して年月を渉るべきのみ、且又家老・用人等も百姓を輕賤し、農務を過逼にして國家の大事と思ふ者は幾んど稀れなり。此の如き流俗なるを以て、僅か五十石、三十石の諸士までも、耕作は極めて下賤なる者の勤と覺へ、勸農開物の實業に骨折て、國家を富し百姓を安ぜん事を心掛く者は絶て有ること無く、高く止て自ら尊大にし、糞尿を調合する説等は聞くも嘔噦を發する者あり。故に百姓も此流弊に化せられて、高慢なる者は往々農を廢する者あり。管子曰、一夫不田有受其饑者、一婦不織有受其寒者」と可歎の事也。諸士流俗の弊風に薰臭し、高く止りて自ら尊大にし、骨折の業を嫉みて汗穢物を嫌ふ。夫れ骨折を嫉で汗穢を嫌ふときは、逸豫を嗜で華麗を好むべきは論するに及ばず。凡爲臣者の情己が所嫉嫌を其君に可勤の理なし、必ず己が可嗜好を以て其君に可勤は普通の人情なり。凡そ群臣嗜好を勸る所には、頗る英主と雖ども不知不識其勤に従ふこと多し。故に官殿・林泉等の製作より、其他玩器・衣服・飲食・譚樂に至るまで、華美豪華暗に度を超て花費極て多し。加之不慮なる散財出來て府庫空虚し、必財用不足の禍に罹り、後には苛政を行つて百姓の財を剝奪し、或は種々の惡計を運らして花利金を莫大に借り入るゝと雖ども、火山に水を瀉ぐが如く、其焦渴を潤すこと能はざるに至る」(註二)と喝破して、行き詰まれる封建經濟の核心を衝けるは、流石に炯眼と

稱すべく、徳川氏及び其の一黨は、霸業既になつて江戸開府の目的を達し、其の基礎業に鞏固となり、泰平永く打ち續くに及び、其の創業の精神を強調する人物に乏しく、遂には是を忘却し、又徳川幕府の支柱として重大役割を演ぜし農本主義經濟政策は、徒らに其の形骸のみを存して其の魂は退化してしまつてゐた。興國魂の退化ほど恐るべきはない、孟子が「入則無法家拂士、出則無敵國外患者國恒亡矣」と謂へるは至言と云ふべく、古今東西の三千年の歴史を閉するに、國家・民族の興亡は、みな此の興國魂の存否に懸かれりと斷するも敢て過言ではあるまい。武家の棟梁たる徳川氏既に然りであるから、其の駕御の下にある諸侯以下の武士階級が、幕府と共に同病相憫んでゐた。幕府が前記の二教令を屢々繰返して觸れて觀ても、夫れは單なる不渡手形にしか過ぎなかつた。已に目標を見失つてからの幕府の經濟は、恰も舵をたえて洋中に漂へる船の如く、一度大風が起ればいつ難破するやも知れぬと云ふ危殆を孕んでゐた。武陵隱士は武家の窮乏に就いて、「武家は多く借財の道に身上を奪取られ、近來大家も小家も困窮大方ならず、或は人を減じ、高を減じ、或は以前十人遣ひしは五人になり、馬を繋ぎしは止にいたし、又は借米など號して、家來の宛行を減じ、又は日賄の扶持方をも渡し兼、或は取凌ぎ出來兼るとて武家の規矩をも辨へざる領分の百姓、又は由緒もなき町人杯を頼みて、家の内外を見せ聞せて年分幕方の宛行を請、諸事彼ものの作略に預り、或は領分・知行の内、物持の百姓などへ用金を無心し、或は用立、上ヶ金の多少に隨ひ褒美の高下を付け、或は紋付の服を呉、又は切米・扶持など與へ、又は苗字・帶刀を免し、又は格式を授けなどするなり」(註三)と物語つてゐるを觀ても、武家の生活が逼迫してゐたことが察せられるであらう。

武家の生活が逼迫すれば、不仁とは知りつゝも苛斂誅求の手は百姓に向けられた。忍苦の百姓は其の重斂にも盲従する爲、其の子を墮胎・陰殺して迄も是に堪へた。陸奥・出羽の兩國ばかりにても、赤子を陰殺すること年六七萬人を下らなかつたと云ふ。加之信淵が『農政本論』に、『享保十七壬子の年に、西海道の諸州凶作甚しく、且つ又疫熱大に流行し、豊前國小倉の領内に於て、男女死する者七萬餘人、肥前國佐賀領内に於て、男女死する者十二萬餘人、筑前國に於ても、男女死亡すること九萬六千七百二十餘人、中國筋に於ても男女死亡すること極めて夥しく、米の直段甚だ以て高く、一石の價銀二百八十五匁、四斗入一俵の代銀百十四匁なりしと云ふ』(註四)と述べてゐるが如きに至つて、何んぞそれ酸鼻も極まれりとせずや。既に然りとすれば、甚だしきに至りては一家四散し、戸口減少し、田圃は荒廢し、生産は益々減退し、愈々窘蹙するに至つた。大原幽學が關東取締へ提出したる上書に據れば、下總國香取郡長部村の如きは、『明和年中には四十軒の家數追々退轉致し、天保元年には二十四軒に相成り、何れも賭博・酒色等に溺れ農業を怠り、鹿田・荒畑多く出來既に亡村に可相成の處云々』(註五)とあつて、農村の荒廢振りが想像せられる。

併し百姓も愈々立行難きに及んでは、強訴して嘆願した。安房の萬石騒動、佐倉領の木内宗吾の籠訴の如きは、其の著しき例であるが、如斯ことは全國各地に行はれたことと觀えて、幕府は次の如く屢々鎮壓令を下してゐる。明和八年五月二十日には、『可願儀あらば其村之村役人を以、支配之役所に相願可申儀、若村役人不得之筋候はゞ、百姓惣代一兩人にて可願出候處、近來百姓共大勢申合、領主・地頭屋敷門前に相詰、致強訴候類多有之、右之通大勢御府内に立入、領主・地頭屋敷門前に集、剩往來をも妨候段、對公儀不届之至に候。——以來右體

御府内え立入、領主・地頭屋敷門前に相詰候はゞ召捕、於奉行所吟味之上理非之無差別、頭取之者は重御仕置申付、其餘之百姓共も縦門訴に不加候共、一同答可申付候』(註六)と令し、安永六年九月十日には、『強訴・徒黨・逃散は、前々より御法度之處、遠國之百姓共、辨も無之、難立願を企及強訴、又は徒黨して遺恨有之者之家居を打こわす類有之、其度々御仕置に相成——却て願筋は村役人を以、御料は御代官、私領は地頭へ訴、吟味を可受事にて、勿論御代官・地頭非分と存候儀有之は、其筋之奉行所へ可訴出事に候。然を徒黨強訴すれば、たとひ可立願にても、其趣意に不拘、頭取は不届及申、夫々御仕置申付る事に候。御仕置に相成候もの、其身は首を被刎、先祖より之株をつぶし、父母妻子は路頭に迷ひ候辨も無之、愚昧之仕業にて誠に不便之至候。畢竟常々村役人共等閑に心得、百姓共へ不申教故之儀と相聞候間、得と可辨ため觸知らせ置候。永く忘却いたす間敷者也』(註七)と觸れ、天明元年八月二十一日には復又、『諸國百姓共、徒黨強訴致す間敷旨度々觸も有之候處、又々心得違、大勢申合、及理不盡候者も有之、右之内には、其趣意も不辨、外々騒立候に乗じ、罷出候族も有之、不届に候。畢竟村役人共常々制方等閑故之儀と相聞候。此以後右體之儀有之、他領へ罷越候儀も候はゞ、早速領主より人數差出、引返、理非之不及沙汰急度仕置申付候様可被心得候』(註八)と嚴令してゐるが、役人の措置が非道なる場合には百姓一揆と迄發展した例は各所にあつた。領主へ嘆願しても聞き入れられぬ場合には、他領へ逃散して訴へ出ることもあつた。『南部史要』に據れば、南部の領民は仙臺領へ大舉して強訴してゐることを記してゐる。即ち『天保八年正月九日、八幡寺林・安儀・高木・二子附近の農民徒黨し、藩の裨政を隣國に訴へんと計畫をなし、數千人鍋倉に集り、湯口へ廻り清水野・紫野邊にて二手に分れ、一は岩崎川へ假橋を

かけて渡過し、仙臺領六原に出でんとせしが、境界詰合の彼地役人等嚴重に警衛してこれを拒み進むを得ず、これ等の報盛岡に達したるにより、目付上山繁記・官手仁左衛門等徒目付・同心等を隨へ同地へ急行し、慰諭して觸散せしむ。然るに一方の農民は本街道より進み、鬼柳番所役人の制止を用ひずして仙臺領に入りたるより、相詰合の彼地役人等これを抑留し、三十人毎に同心一人を附し且つ炊出しをなせり。この報により盛岡より勘定奉行欠端儀右衛門・目付木村與市等急行して仙臺の役人と交渉し、首謀者三人を留めその他は悉く歸郷せしめたるが、首謀者は盛岡へ護送の上それ／＼處刑せられたり。斯く農民一揆頻々として起り形勢容易ならざるを以て、家老毛馬内典膳は花巻に出張し、その他の役人また各方面に出張して農民の願意を聴取したるが、願書夥しくして大行李に滿ち馬にて運搬したり」(註九)とあるを觀れば、背に腹はかへられずして此の舉に出でたるなるべく、當時農民の慘狀が如何に深刻であつたか、覗はれるであらう。

武家と百姓が如斯相關的に苦惱せし秋に、獨り町人は兩者より搾取して豪奢を極め、奢侈の風を助長してゐた。是に就きて武陵隱士は、「近來町家の者共氣嵩に成、武士を輕しめ百姓を侮り其傲慢法を越すなり。扱當世右體町家の増長したる事ながら、其内にも惡むべきは風俗もまた憐むべき風俗もあり、是貧者と富者の偏なり。其惡むべき風俗なるもの荒増を云、先御用達町人等、譬へば御爲替金・御廻米の御領物・其外品々、御用を勤る者共、常々優美に暮し私用を整にも御用物にし、道中往來をも御用物にも非ざるに、己が商賣筋の荷物にも御用の繪符を立、道中帯刀御免杯いふ事にて、宰領の者迄も駕籠に乗り、宿次格外の人馬を費し百姓を傷め、公義の御威光を己が富有の威光と並べ立て、大小名も雜儀奔走に預り尊敬を盡す故に、彌氣嵩になるなり。我知れる者に京都

住居の御用達なるが、年々江戸へ往來するに道中水の替りをいとひ京都の水を持すなり。是十萬石以上ならでは出來難し、諸事はを以知るべし。又金銀を貸にも、御名目を假りて御用金と等しく嚴重に貸附、是又公私二つの威勢を嵩に係て貪り、人を輕しめ、分量の用捨もなく莫大の利潤を貪るなり。都て是に准じて何事も御用の名目を犯し、或は長持・挾箱・挑灯・風呂敷等迄御紋を付、妻妾及び手代を携へ、物見・遊山にも皆御紋附の品を用るなり。扱又右御用達町人等、常に遊興・遊樂を業とし、遊里に通ひ、又は妾宅杯所々に補理し、衣食の美善を盡し、榮耀に耽り餘るなり。武家の放逸なる時は夫々御咎御叱り等もあり、又富有なるものへは時に臨んで一役をも被仰付事なり。又武士の富有なる餘り譽れにならず、吝嗇卑劣なる謗りを受る事ながら、町人は御用達のみに限らず、何程放埒を盡す共咎る人なく、又何程金銀・珠玉を澤山に集めたりとも憎むなし、武士と競べる時は樂なるものなり」(註一〇)と述べて、商賈の富有と豪奢を難じてゐる。

さて徳川幕府の一年の歳計は幾何であつたかと云ふに、寶曆五年四月、幕府は歳出豫算を十三萬七千兩と定め、同八年四月には以後五ヶ年の歳出を毎年十一萬二千七百兩銀三貫目に減じたが、是は經常費のみにして、臨時費及び殿中の經費は遙かに經常費の上に出でゐた。幕府は屢々儉約令を下せるにも拘らず、ときには家宣・吉宗の如き緊縮政策を取れるものもあつたが、概ね奢侈に耽り、殊に綱吉・家齊は頗る驕奢を極め、且海防費や政務の擴張、物價の騰貴等に依り、政費は膨張するのみであつた。天保十三年の歳計を觀るに金藏にての支拂は百四十二萬三千二百五十六兩、淺草・本所の米藏にての支拂は四十二萬八千十五石となり、十數倍の増加を示してゐる。而して又在庫の正金を觀るに、左の如くである。

寛永十年十二月 一、〇七九、七六三兩
 明和七年十二月 三〇四、一四八兩
 天明八年十二月 八一七、二〇七兩
 文化十四年十二月 六五〇、八六〇兩

幕府は財政の窮境を脱せんが爲、總國役金を命じ、大阪商人より百萬兩の御用金を集めしに拘らず、府庫の正金は減退し、歳入は不足を告ぐるを以て、是を補填せんが爲、貨幣を改鑄して其の質を粗悪にし、其の形を薄小にせし爲、却つて物價の騰貴を來して益々窮乏に苦しんだ。此の外問屋制度を認めて冥加金を上納せしめた。江戸六十五組の間屋に對して、壹萬貳百兩を課した一例中、金貳百兩以上のものを示せば左の如くである。

一金貳百兩 藥問屋 本町組
 一金貳百兩 同 大傳馬町組
 一金三百兩 疊表問屋
 一金五百兩 水油問屋
 一金千兩 裝飾問屋

一金貳百兩 瀬戸物問屋
 一金貳百兩 藍玉問屋
 一金千兩 木綿問屋兩組
 一金貳百兩 干鯛締粕魚油問屋
 一金三百兩 煙草問屋
 一金五百兩 吳服問屋
 一金千五百兩 下り酒問屋
 一金三百兩 醬油酢問屋
 一金貳百兩 菱垣廻船問屋沖船頭

又御用金を命じたが、是は人民の怨嗟を買つた。今是に依つて、苗字・帶刀を免した一例を左に示さう。

天明八申十月二十五日於御勘定所、御用金被仰付、三人扶持宛被下之。但苗字御免。道中並出火之節帶刀被仰付候事。

一金八萬兩 芝田町八丁目 仙波太郎兵衛(牛車の特權を有す)
 一金六萬兩 兩替 三谷三九郎(明治に至り三井につぶさる)

一金五萬兩	芝田町	堤彌三郎(豊田庄兵衛)
一金五萬兩	白銀町	松澤源八
一金五萬兩	新川	鹿島清兵衛(酒問屋)
一金四萬兩	金吹町	中井新右衛門(播磨屋)
一金九千兩	鎌倉河岸	田村才右衛門(豊島屋)

封建專制時代の特質として明君・英主の現るゝに於ては、頗る善政が行はれるが、是に反して庸主・暴君の出づるに於ては、公私の經濟を混淆して、人民を苛政に泣かした例は尠くない。徳川幕府に於ても奢侈に耽つたのは綱吉より始まれる如く思惟せられてゐたが、實は正史に據れば其の兆は既に家光の時代より始まれるものと觀られる。『徳川十五代史』に據れば、慶安四年家光の薨後、家綱は大奥の女中三千七百餘人を放つてゐるが、是は大奥の女中の一部分と思はれる。是に因つて考ふるに千代田城の大奥は恰も女護島の如き觀があつたことゝ察せられる。さては此の大奥の女中の取締格たる飛鳥井・姉小路等が權臣を動かして政治に干與することゝ、大奥の女中等が奢侈を極めてゐたことが想像以上に甚だしかつたことゝ考へられる。又家光の法會の際には、諷經の僧徒二千七百十一人に布施金七千七百兩を與へてゐるが、諸國納經の僧侶は八百六十三人に及び、正に萬僧供養以上であつた譯であるから、其の榮華のほどが思ひ浮べられるであらう。綱吉の豪奢は世に知られてゐる所であるが、犬十萬頭を飼養したと云ふ。是蓋し世界古今の歴史に其の例を觀ざる所であらう。其の犬小屋の設備・

飼料・世話役の扶持・手當等は莫大なる數字に達すべく、此の時代に浪費せられたる金額は甚大なるものがあつたであらう。家齊は寛政の治を以て稱せられてはゐるが、是又頗る驕奢を極めたことは歴史の傳ふる所である。

『徳川政教考』は、『文政十年將軍家齊太政大臣と爲る。謂ゆる後宮の佳麗幾百人、千年の山の數々は、一十五男・二十六女、六十年の太平の秋、此頃を以て最中の望月となせり。而して是れみな後藤三左衛門新金銀の吹替出目納の利益に由れる一場の夢のみ。二十年五百萬兩の上納金、二百萬兩の私金は皆惡貨の目すり掠めに非ざるなし。財政の亂るゝこと此に至りて極まれり』(註一)と報じてゐるが、必ずしも誇張の文字にはあらざるべし。

徳川幕府の將軍中には、綱吉・家齊の如き自ら驕奢に府庫を空乏に歸せしめたものもあるが、中央集權の政策として諸侯をも窮乏に陥れた。即ち諸侯の財力を殺ぐ爲、土木を命じ、又參觀交替の制を設けて其の資力を消耗せしめた。土木は臨時の事ながら、參觀交替は實に諸侯に取りては、容易ならざる散財であつた。參府・歸國の道中費もさることながら、江戸邸の修築には尠からざる費用を要したることは、前田侯・水戸侯等の江戸邸跡を觀ても察せられるであらうが、始め江戸邸は一ヶ所なりしも、火災の頻々たる爲上邸・中邸・下邸等數ヶ所に大邸宅を構へ、而も火災毎に是を改築する營繕費は、巨額に達せしことゝ思料せられる。信淵に師事せし丹波綾部藩主九鬼式部少輔隆都侯の『履歷集』を觀るに、文政五年より明治三年迄に六度回祿の禍に遭遇して居るのから考へても、其の造營費の尠からざりしことが察せられるであらう。此の外遠國へ轉封せられし者もありしことゝて、諸侯の窮乏は押し知るべく、而して是は又其の家臣をも貧乏の淵へ追ひ遣つたのであつた。

此の外に看過すべからざる一事は、外國貿易であつた。是は一方には奢侈を増長せしめ、一方には我が正貨を

海外に流出せしめ、我が國總體の富力を減退せしむるものであつて、封建經濟體制崩壊の期を早からしめたといへるであらう。『日蘭貿易三百年の親交』・『朱印船貿易史』等に據れば、徳川時代には一般に鎖國とのみ信ぜられてゐるが、其の實貿易を許可せるは、流球・朝鮮・支那・和蘭の諸國にして、其の内和蘭より我が國に輸入せる商品は、支那・東印度・ベルシャの生糸、歐羅巴・亞細亞の絹織物・毛織物・木綿及び麻織物を主とし、蘇枋木・樟腦・胡椒・砂糖・丁子・肉荳蔻、ベルシャ・印度の製革・水牛皮・鹿皮・鱧皮・鏡・硝子器等にして、輸出品の内には、陶器・漆器・屏風・米・麥・酒・醬油・茶・煙草・干魚・豚肉等なりしが、何れも少額にして、其の主要なるものは金・銀・銅及び樟腦等であつた。始め日蘭貿易は船數は四五隻乃至十二隻、輸入は六七十萬乃至二百萬グルデン、輸出は百萬乃至三百萬グルデンにのぼり、益金も從つて多く、寛永十九年より萬治三年に至る十九年間の總益金千三百八十五萬二千グルデンにして、内經費百四十八萬二千グルデン餘を差引くときは、平均一年の純益金六十五萬一千グルデン餘、即ち銀約二千二百八十五貫目に達し、一見甚だ利益あるが如く見ゆるも、輸入品は生糸が主要額を占め、其の他おもに奢侈品なるに對し、輸出品は金・銀・銅等を主とせしを以て、通貨にも差支ふるに至りしを以て、追々其の貿易額を減少したるが、今享保十八年一ヶ年の輸出額を觀るに、定額銀千百貫目、協荷銀百貫目、銅五十萬斤となつてゐる。全徳川時代を通じては、夥しき額に達せしなれば、邪宗門を恐れて行つた鎖國の陰に、斯かる驚くべき我が國力を衰弱せしめた貿易が行はれてゐたのであつた。

註一。徳川十五代史第四編（第一七頁—第一八頁）。

註二。農政學解嘲（『佐藤信淵家學大要』第二二頁—第二三頁）。

註三。世事見聞錄（『近世社會經濟叢書』第一卷第一二頁）。

註四。農政本論（『佐藤信淵家學全集』中卷第一六四頁）。

註五。幽學全書（第一四二頁）。

註六。徳川十五代史第九編（第一六九頁）。

註七。同書（第二一七頁）。

註八。同書（第二三九頁）。

註九。南部史要（第三〇七頁—第三〇八頁）。

註一〇。世事見聞錄（『近世社會經濟叢書』第一卷第一五七頁）。

註一一。徳川政教考下卷（第一六三頁—第一六四頁）。

九 天保改革時代の世相 (二)

天保の改革は徳川幕府の政治上及び經濟上に於ける一大變革期にして、我が國の近世政治史・經濟史上及び文化史上に於て大いに注目すべき事件であつたが、恰も此の時代は信淵が最も其の才學を發揮し、且又彼の名及び佐藤家の家學が大いに世に紹介せられた時期であつて、此の時代の世相を知ることが、信淵の學說を究明する上に頗る重要な關係を持つ。即ち佐藤家の家學殊に農政・經濟・兵學等は、此の時代の時艱を匡救克服するに、頗る恰當せる學問であつたから、信淵は此の時代に於て頻りに諸侯の招聘を受けて其の諮問に答ふるに、其の獨創に成れる得意の著書を以てし、又此の時代以前に成れる彼及び父祖の著書も多く此の時代の要求に即應して改訂せられ、又特に天保改革の立役者たる水野越前守忠邦の諮問を受けたるが如きは、彼の學問が當時如何に重視せられてゐたかを物語るものと云ふべく、畢竟彼の學問は時代思想を反映せる所産であつたのである。

信淵は我が國に於て始めて統制經濟體制を唱へたるを以て、自由經濟時代の學者は頗る奇異の眼を以て彼の説を睜つたのであるが、今天保改革時代に於ける『市中取締類集』・『諸事留帳』・『町觸』及び『修身孝義鑑』に據つて、當時の世相を觀察するに、時勢こそ異なれ其の様相には、現代の夫れに頗る髣髴たるものがあつて、是に對處せんとした彼の説には大いに示唆せられるものがあるが、爰には前記の文獻に據り、天保改革時代に於ける

世態の梗概を述べて、信淵の學と説とを觀る上の葉としよう。

天保の改革は天保十二年五月十三代將軍家慶の時代に、老中水野越前守忠邦が幕閣の主班となつて行つてより、同十四年閏九月忠邦が罷免せられる迄、約二年半に亘つて行はれたものであるが、實は此の改革の序曲とも云ふべきものは、天保二年頃より始められてゐたものである。

天保の改革が何故に行はれたかと云ふに、盛者必衰の理に洩れず、家齊の驕奢が風を爲して、江戸百數十萬の市民は固より、全國津々浦々の人民に迄及び、家齊の末年には其の極に達し、既に述べたる如く、武家と農民は共に窮乏に喘ぎつゝあるにも拘らず、獨り商人のみが贅澤の極みを盡して、富の分配が片落しとなれる所へ、天保四年以來天譴とも云ふべき飢饉や天災が頻年打續き、生産減退して物資は著しく缺乏し、剩へ錢相場下落して物價は昂騰し、爲に下層民の生活を脅威すること甚だしきものがあつたから、家慶は享保・寛政の治に復して、人民の痛苦を交除せんとしたのであつた。

天保二年より同十四年に至る十三年間に亘つて行はれたる政治・經濟・國防等に關する改革を、其の彙類に依り是を大別して、其の概要を略敘せんに、先づ教學刷新策として、昌平坂學問所仰高門内の日講を公開して、貴賤に限らず其の聽問を差し許し、大藩をして大部の書を藏版せしめ、全國の寺子屋師匠に命じて、筆學の傍ら男子には高札・觸書の文・五人組帳前書・庭訓往來・實語教・大學・小學・女子には女今川・女誠・女孝經の類を授けしめ、江戸市内は年々増加する寄席を制限して、麴町龍眼寺門前・青物町・南本所元町・兩國橋際・湯島天神社地門前・深川永代寺門前町・江戸橋藏屋敷・麴町五丁目・櫻木町・神田小柳町・二葉町・下谷金杉上町・本

所相生町等の十五ヶ所とし、其の出物は神道講談・心學・軍書講談・昔噺の四業と定め、是迄人氣を呼んでゐた女淨瑠璃を禁じた。又國民讀物として新板せんとする書物は、儒書・佛書・神書・醫書・歌書・輕きかな本・曆書・天文書・阿蘭陀書籍翻譯物に限らしめ、「異教・妄説等を取交へ作り出し、時之風俗・人之批判等を認め候類・好色繪本等堅可爲無用事」と達し、是迄權現様と稱へしめてゐた家康に就いては、其の名を記すことを許し、何書物によらず、新板のものは作者並びに板元の實名を奥書に記さしめ、板行の節は板元より町年寄館市右衛門へ届出で、彫刻出來の上は奉行所へ一部宛差出さしめ、内證にて板行したる者は板木を焼き捨て、懸り合ひの者は吟味の上嚴重に咎めることとした。又當時流行した歌舞伎役者・遊女・女藝者等を一枚摺りにしたる錦繪及び續草紙の類にて繪柄等格外入り組み、おもに役者の似顔・狂言の趣向等を書綴り、其の上表紙包みに彩色を施したるものは、其の板行並びに發賣を禁止して、忠孝・貞節等を元立てとして綴れる兒女の勸善に役立つものにして彩色七八度摺り一枚十六文以下の三枚續き以下に限り、但し三枚以上の續き物にても、十哲・八景・兩海道圖繪十二景・七賢人・六藝・六歌仙及び角力繪は其の開板を許したが、繪草紙の店頭に於ける其の陳列方法は、「見世へ釣し置き候儀、上中下三段共四枚以上堅く無用之事」と令せるが如く、頗る徹底せるものであつた。後此の取締りは、一層嚴重となり、學問所をして其の檢閲に當らしめた。「泰平年表」の著者大野權之丞が綾部に禁錮せられ、戲作者爲永春水が獄に投ぜられ、寺門靜軒の『江戸繁昌記』、戲作者柳亭種彦・春水等著述の人情本の版木を焼いたのも、此の教學刷新の犠牲と爲つたものである。斯くの如く天保の改革に於ては、教學の刷新に頗る重きを置いたことが知られるであらう。

質實尙武を旨とすべき武士が遊惰に耽り柔弱に陥れるを憂ひて文武を獎勵し、高島秋帆が蘭人に就きて西洋兵學を學べるを聞き、是を召して徳丸原に於て、大炮の點放及び歩兵銃陣の操練を行はしめ、諸士の武術を閲し、又大小炮を鑄造して旗下・家人に武技を修練せしめ、大いに士氣の振作に意を用ひたが、此の爲本屋・具足商が直段の引上げを行ひしを以て、「今度御改革に付、文武兩道彌無怠可相嗜旨被仰出候に付而は、書物類並武具・馬具類新規修繕等數多可有之之處、弓馬・鎗劍稽古道具類迄も直段引上げ候趣に相聞、以之外に有之、殊に來卯年日光御參詣に付、御供之面々武具・旅道具等買上げ候儀に付、右之品々直段早々引下げ候様可致、若觸面之趣不用もの有之候は、直に召捕急度嚴重に咎申付候間、右渡世筋之者共へ、壹人別に爲申聞、急度可相守候」と云ふ嚴達を下し、又軍用馬の直段に就き、「近來馬喰馬其外共賣買高價に相成候。御用馬に相成候内にも良馬は稀に候之處、諸家買入之節過分之價を以賣渡候之者も有之哉に候。たとへ良馬に候共相當價を以取引可致事に候。乗合等宜相勝れ候馬に而も代金貳拾五兩、其上之良馬に而も同三拾兩を限り、右より決而高直に賣買致間敷候。其餘は右に準馬振等之様子に隨ひ、是又相當之直段に而賣買可致候。貪利に拘り良馬を隠し置、或は諸家買入之節賄賂筋之儀も有之候而は、以之外之事に候」と令して、武家窮乏の折柄に付、旗下・家人等の文武修練に要する調度類の價格を抑制し、以て彼等の斯道練成を助長したのであつた。

當時は武家專制時代であつたが、其の獨善を誡め、自肅自戒して、綱紀を肅正し、吏道の刷新を圖つた一部份としては、武家法度を頒つて諸侯の禁條を再認識せしめたのを始めとして、五畿内・中國・四國筋の領主・地頭等が自國の産物は勿論、他國の産物をも買ひ集め、賣物を荷物に引直し、藏屋敷に圍ひ置き、高直の相場を見計

らひて賣出し、又は出入りの町人に賣り捌かして締め賣り同様の取り斗らひを爲すを禁じ、又諸國の年貢米・大豆石代金納に用ふる相場は、毎年十月十五日より同月晦日までの間に、國々の町場・市場にその相場書へ、代官・領主役人の奥印を爲し、勘定所の指圖を仰ぎ、吟味の上相場を取極めることになつてゐたが、國々の内には作略を以て相場書を出す所もあつたので、堅く是を戒飭した。又加役方組與力同心が其の役宅へ町人を呼び寄せたり、自身番屋へ來りし者を捕へ、是に繩を懸けて厳しく吟味したりすることを禁じ、火付盜賊改組の者共が、辻番所にて借りたる傘・下駄・提灯と引合はせの印鑑との間に、紛らはしきことの多きは戒めた。又武士が町人と共に唄・淨瑠璃を女師匠に就きて稽古することや、武家屋敷を町人に貸すことや、武家屋敷・組屋敷の空地へ、張店を出すこと等を禁じて、武士の町人化、士魂の俗化を防ぎ、以て士風の維持に努め、又陸尺・仲間等の武家奉公人共ががさつになり、鐘・長柄・駕籠を投げやりにし、悪言を吐き、錢さしを商店に押賣し、買はざるときは亂暴を爲し、屋敷に居るときは博奕などに耽るを以て、是等を禁ずると共に、彼等を口入れする人宿・素人宿に令して、缺落人等身元正しからざる者を人請せざるやう取締り、人滅しの際は「可成程は知行所之者召置可然候。惣而相對に召置候ものも、何様にも用事辨じ候はゞ、男振無構可召置事」とせしめ、武家窮乏の折とて、「尤衣類等隨分僉服を着し、召連候家來共衣類見苦候共苦しからず、都而無益之費を省き、武備非常之手當專一に心掛可被申候」と達して、一方には士風の頹廢を防ぎ、一方には武士の體面を保ちつゝ、武家の本分を伸張せしめんとしてゐた心構へが察せられる。天保十四年八月四日前將軍家齊を増上寺に葬つたが、其のときの町觸の一節に、「二階之儀、有來窓之戸前日より切、外より掛金をかけ名主共致封印置、御當日朝二階相改、階子

爲引人一切差置間敷事。表之戸御當日朝より建置、尤用事等は相違、御通棺一番之御拂に而べ切、外より掛鐵を掛可申候。尤透間有之所は兼而目張致し置可申候。家内之もの共儀は、極老人・小兒等は前日より親類共方へ差遣、其外之者は表見世には不差置、勝手之方に差置可申候。焚火之儀は、御當日朝六半時限相止、且又夜に入候而も見世に而は火をも燈申間敷事」とあるに據つて、當時に於ける幕府の威嚴が察せられないでもないが、市民も相當横着に爲つて來たものと見えて、訴訟公事人が呼出しの刻限に出頭せず、又番所内に酒食を持込むことは勿論、酒氣を帯びて出廷することを禁じてゐたにも拘らず、門前の町屋にて飲酒の上出頭する者もあつたので、是を嚴戒してゐること等より考ふるに、此の頃既に政令が頗る弛んでゐたことが知られる。因つて幕府當局は民間側の肅正をも促したのであつた。

忠邦は當時に於ける弊政の原因を、多くの學者達が口を揃へて叫べるが如く、奢侈にあるものと爲し、部分的には屢々其の禁止令を出してゐたが、遂に總括的に次の如き奢侈禁止令を發した。

- 一 不益之手間懸り候高直の菓子料理等向後無用に候。是迄拵來候共相止可申候。
- 一 能裝束甚結横成も相見へ候間、向後手輕之品相用可申候事。
- 一 はま弓・萬蒲刀・はご板之類、金物並箔用ひ申間敷事。
- 一 籬並もてあそび人形之類、八寸以上可爲無用候。以下之分は龜末之金入どんす類之裝束不苦事。
- 一 籬道具、梨子地は勿論蒔繪に候共、紋所之外無用之事。

一 高直之鉢植物賣買令停止候事。
一 きせる其外もてあそび同前之品々、金銀遣ひ候儀は勿論、彫物・象眼之類並蒔繪等結構に致間敷候事。
一 女之衣類大造之織物・綾物無用可致候。縫糸等入候而も、小袖一つに付代銀三百目、染模様小袖表壹つに付代銀百五拾目を限り、夫より高直之品賣買致間敷、尤帷子も右に准じ可申事。
一 町人共一統花美之儀無之様致し、自今町人男女共之分限不相應結構之品着用いたし、亦是髪之かぎり等迄も大造成品相用候者有之候は、組之者見懸次第右居所、名前等相糺、町役人爲差添直に奉行所へ召連致吟味候間、左様に可相心得事。
一 櫛・笄・髮差之類、金は勿論不相成、籠甲も細工入組高直之品相止、櫛代百匁を限り、笄・髮差右に准じ下直に仕込可申事。

但髮結之縮緬に色切をこしらへ、又は女之用ひ候はき物鼻緒等、高直之品賣買致間敷候事。
今般厚き御主意を以風俗改候様仰出候儀に付、不輕相心得可申候。尤是迄仕込置候品も可有之候に付、來寅年より急度停止たるべく候條、觸面之趣相背候者於有之は、役人相廻し懸穿鑿無用捨嚴重咎可申付候。——
自今奢侈高價之品武家方に候共、誂候者有之候は、奉行所へ相同可任差圖候。
右之趣は武家方へも被仰出候間、此旨町中へ不洩様可觸知もの也。

此の禁止令に依れば、商人に對しては猶豫期間を與へて夫れ以後の發賣を禁止し、是迄武家方は除外してゐた

が、既に注文したる品物に對しては奉行所の差圖を仰ぐこととし、以後は其の使用並に賣買を禁止し、違犯者は罰することとしたのであつた。此の後も禁止及び制限の品目を追加して益々是を高度化して行つた。例へば初物の如き贅澤なる食物、金銀裝飾の看板、髮結床の彩色したる繪障子並に暖簾、或は廣棧留にて文字を縫ひ、又は手敷を懸けて景様を飾りたる簾等を禁止し、小兒の玩具は銀一匁又は錢百匁、石燈籠・手水鉢・踏段・庭石は金拾兩、鉢植は金三兩以下に制限したるが如き是であつた。

忠邦は奢侈流行の温床を芝居と花街にあるものと認め、境町の狂言座勘三郎、同羽左衛門、操座吉右衛門、葺屋町操座歌右衛門、木挽町の狂言座權之助等の芝居小屋を猿若町に移し、役者の外出には編笠を冠りて素人と交通することを禁じ、又深川永代寺門前町外各所にある料理茶屋・水茶屋をして商賣替へをなさしめ、其の抱への酌取女・茶汲女をして正路の渡世替へを爲さしめ、已むを得ざる者は新吉原町に移轉せしめた。又土弓場の矢取女、寄席の茶汲女・女商人、場末髮結床の女下刺及び女淨瑠璃並に女の三味線・淨瑠璃を教ふることを濡らなる女の接客業を禁じた。此の外出家・社家・山伏・修驗・神職等の町住居、陰陽師・普化僧・道心・尼僧・行人・神事舞太夫等の本寺或は社家より弟子に紛はしき證文を取ること、尼僧の弟子取り、町中に於ける諸出家の法談及び木魚講・富士講・題目講・念佛等と唱へ、開帳又は葬式の際、鐘・太鼓を叩き多人數集まることを禁じて、大いに風俗の肅正を計つた。

生活改善方面に於ては、天保五年及び同十四年の再度(五年間の)儉約令を出して、生活費を切下げしめ、百姓の餘業を禁じ、衣服は百姓及び身分輕き者は縮服とし、町人は武家と違ひ金銀融通を以家業相續致候事に候間、



一般に儉約質素而已心掛候様申渡候はゞ、業柄に寄候而は差支候儀も可有之候哉に候得共、譬へば町人共衣類之儀一體縮・紬・麻布を可用」と特例を認め、更に「御用達町人共之儀は、御目通へ罷出候節斗、羽二重・龍門之衣服用不苦」として此の二種の着用を許したが、豪商にとつては是れでも儉約であつたのであるが、武家に對しては、

一衣服諸道具等随分有合候を用ひ、古く候共見分無構可用之、新規之儀可爲無用候。朔・望・廿八日其外御規式等之節は格別、平日は白小袖着用に不及候事。

但上着之品今迄嶋類着用無之候向、今後有合に着用すべき事。

一家來之衣服猶以見苦數候共、被用候は可用之、並綿有取交候共、何れにも勝手に能様に可申付候。尤女衣服可爲同前事。

と云ふ天明度の儉約令が繰返し觸れられた。此の頃屢々天災・饑饉打續き極度の食糧難に悩み、米價高騰して江戸市内にすら餓卒を見るに至り、幕府は春米屋に對して、

此節江戸表有米拂底に而米價高直之處、當月朔日大風雨後は猶更高直に相成、市中難儀之趣に候間、格別之御仁惠を以、此度三拾五石に付金四拾貳兩之積を以御拂米被仰付候間、勝手次第町奉行月番御役所へ罷出鑑札

請取之、淺草御藏へ罷出米請取、右相場に准じ下直し、小買之ものへ賣渡候様可致、尤代金は請取候日より數十日之内に御役所へ持參可致候。

但御拂米買下げ候分は、賣帳別に拵、三升以下買候ものへ斗賣出に帳面留置、三升以上買求候者へは、通例商ひ米賣渡候様可致候。

と觸れて拂米をなし、又品川・板橋・千住・内藤新宿の四宿に救小屋を建てるほどであつたから、酒造米を三分の二減石し、食物商人は「親子・兄弟養子之外讓替不相成」、死失・缺落等にて相續人無之、或は御咎請候分は減切にいたし候」と漸減を計り、家臺見世及び高價なる菓子之製造販賣を禁する等米及び雜穀の浪費を防ぐと共に、節米・倉食を厲行せしめた。領主・地頭・寺社にても是に准ずる措置を取つたが、農民は生きんが爲に倉食・代用食・郷土食・救荒食の工夫を凝らした。家屋の建築に就いては、「家作之儀、隨分小住居に致し、成丈棟不高様、内造作等も專質素に可致、瓦葺之儀先年以來被仰出候通可致——梁間は三間を限、高さ之儀は棟瓦式丈三四尺を限、并路次之上家根建續け不申、路次限棟を分け相建可申、大坂建と唱候庇地迄本家の内へ受込、往還際へ二階家柱相建候儀致間敷、表通は惣體庇建に可致、都而景曜而已に拘、奢が間敷家作間敷候」とその設計を明示し、武家に對しては、「家作等不怠儀は無用之事」と達示してゐる。冠婚葬祭等に就いては、「家督嫁娶之振舞は、近年御定之趣を以猶又軽く致べし。其餘之祝儀は吸物盃事に而振舞無用に候。小身之輩は一向に吸物盃事無用たるべき事。但常之來會、平日用ひ候給物之外少も取締申間敷事」及び「以來葬送之節、忌懸り候もの斗り麻

上下着用可致候。且右之節懸意之者又は町内・組合等之故を以大勢附添参り候儀堅く相止可申候。無據子細有之者に候はゞ四五人を限るべく候。何れ之葬送并法事等迄成程軽く可致候。若相背候はゞ急度可申付候」と觸れてゐるが、極めて簡素質朴な實質的規式に改められたのである。

當時の市中治安の状態を見るに、物價殊に米價の高騰は下層階級の生活を脅威して難民の増加を來し、是等難民は浮浪者・非人の徒と化して市中を横行し、神事・佛事若しくは子供の髪置・袴着等の際祝儀等をねだり、出錢少きときは、悪口雜言を吐き、殊に子供連れの女非人に至りては甚だしき者があつたので、浮浪者・山伏體の物貰ひを禁じ、非人は非人頭善七・松右衛門、穢多頭彈左衛門をして是を取締らしめた。又生活不安は刑事事犯を増加し、鼠小僧次郎太夫等の怪盜が横行したのも此の頃であつた。其の外「町奉行火付盜賊組之者并重き御役人、其外御役人家來杯と偽り、物取又は押買・代錢不相拂、或はねだり事いたし候もの」又は「似せ金銀拵候もの并捌候もの」が横行したので其を取締りを嚴にすると共に、是を取締る爲に、「近來面體を隠し候頭巾を拵へ、途中にかぶり候者數多有之、奉行所尋者に紛數候間、前々より有之丸頭巾・角頭巾之外一切かぶり間敷候」とて異様な頭巾を禁じ、また怪火が多いので、斯かる物資缺乏の際に火事が起つては一大事であるから、「火之元之儀毎々嚴重之町觸申渡有之、當年は格別之大火も無之候得共、此節怪火訴數多有之、米穀諸色共高直之時節柄、此上火災有之候而は、諸人及雜儀候事に付、火之元之儀彌心付、夜番・夜廻り等別而嚴重にいたし、町役人共懇に見廻り、若怪數體之もの見請候はば、無用捨捕押召連可訴出候」と火の用心を警しむると共に、「十月朔日より三月晦日迄木戸々々夜四時限り切、右刻限通行之者は、番屋々々に而拍子木を打送可申候。木

戸無之場所は竹矢來補理入口を附、右同様可致、番屋へ家主に不限裏店之者に而も人相増詰、手あらまち有之候節は早速相消候様可致候」と夜警を嚴重にせしめ、家造りを成るべく土藏・塗り家の瓦葺に改めしめ、水溜桶を備へしめた。又是迄兩役所・牢屋敷出火の節は、市内の髮結組合から人足が駆け付けて其の御用書類を持退する掟になつてゐたが、組合を全部差止めたので、新たに南町奉行所には、四番組・五番組・六番組・七番組・八番組・九番組・十番組・十七番組・十九番組及び品川より九十一人を、北町奉行所には、一番組・二番組・十一番組・十二番組・十四番組・十五番組・二十番組より九十四人を、又牢屋敷には、三番組・十三番組・十六番組・十八番組・二十一番組及び新吉原より五十四人を夫々割當て、官廳重要書類の燒失防止を圖つてゐたことは、非常警備の周到なるを思はしむると共に、市民全部に責任を持たせ、且動ともすれば離反し勝ちな官民の間に親しみを持たせたことが感ぜられる。又斯かる世智辛き社會不安の情勢下に得て行はれ勝ちな、賭け事や射倅心が流行する例に洩れず、此の時代に於ても其の病弊が庶民層のみならず武家屋敷にても行はれるので、博奕は勿論、飴賣りになぞらへて人を集め、寶引・こま廻し等の博奕に類する商賣、又は神社縁日或は町々の往還にて、往來の人に賭錢を出さしめ、鬮を振り是に中りたるものに品物又は錢を渡す等の賭け事一切を禁じた。又富閫は庶民の射倅心を唆り其の弊害も少くないので、文化度谷中感應寺・目黒瀧泉寺・湯島喜見院に對して其の興行を禁止したるが、文政度に於て再び是を許し、菅本堂・本坊に於てのみ札を賣らしめることとした。然るに此の頃に至り復又頗る盛行し、門前の茶屋等にて札を取り次ぎ、市中の掛床等に於て大行に賣り捌き、中には中買ひをして市中を賣り歩くものも出て來たので、本堂・本坊以外の札賣りを禁じ、違犯者は召し捕つて罰することにした

が、後には總て富閣を禁止し、興行許可の際は一般に觸れ知らしめることとした。

江戸名物の山王祭・神田祭・花火、諸國の大社・名刹の出開帳や、さては鯔背な江戸つ子の文身も天保改革の對象となつた。即ち「山王・神田祭禮之趣、罷出候練子其外裝束へ天鷲絨を切込みの龜の尾其外へ金糸相用候儀有之、都而花美之儀は致間敷旨兼々申渡置候間、組之ものは不及申、町役人共迄相制候處、右之類支度いたし置候品を下々着、上覽所前は不及申、組之前等目に懸り候場所を相通り候旨相聞不埒に候。此度神田明神祭禮は不及申、向後都而祭禮之節、右體之儀有之候はゞ、名前承り置追而急度可申付候」とし、又「當六月十五日山王御祭禮之處、是迄度々申渡置候通、無謂町入用等相掛候儀は有之間敷候得共、衣類其外都而上品高價之品不、相用萬々質素に致、寄合所等補理候儀は勿論、度々無益之寄合酒食、入用等相應候儀は堅く致間敷候。手拭・半天・股引と號、祭禮不罷在ものへ差遣し、且配りもの積もの等之贈答一切相止め可申候」と觸れて所謂御祭り騒ぎを誡め、又神佛開帳に就きても、「近年神佛開帳之節、境内或は盛場等へ大造之見世物等差出候間、自群集致し喧嘩口論不絶候。既寛政十一未年觸流し候趣も候間、造物奉納致し、大造之見世物等差出候儀は、神佛崇敬之意に違ひ不埒之事に候。以來開帳之節無謂新規之大造之造り物、或は見世物等致し候儀決而無用可致候。右之通文政十亥年五月觸置候處、尙又近來大造之造物致し候趣も相聞、此節追々開帳も有之候處、今般厚き御趣旨被仰出候に付、若心得違之者於有之候、吟味之上當人は勿論、町役人共迄も急度答可被申付候」と達示し、花火に就いては鍵屋彌兵衛、玉屋市郎兵衛に對し、「其方儀大川通に而たて候花火からくりと唱へ候分、代銀三拾匁を限りに致、筒物玉火等右に准じ、空に上りの高さ等は文化度申渡候通り相心得、市中卸賣致候花火等、葭筒

相用竹花火決而仕入申間敷候」と申し渡した。又文身を禁じたが、是は風俗にも拘り、殊に無疵の惣身に疵を付けるのは恥すべきの至りだと云ふのであつた。

衛生方面を観ると、薬園栽培の朝鮮人参を民間に拂下げ、町方困窮の病人共に、醫學館より薬を施與し、或は小石川養生所に收容せしめた。又町醫の供方が病家につきて、酒代・辨當代を食ふことを禁じた。此の頃既に女醫師と云ふものが觀えてゐるが、血の道の療治等を認め、胎身の者の頼みに應じて預り置いて墮胎するに於ては、其の女醫師のみならず頼み人までも罰した。理髮に就ては、髮結床は女の下刺り・繪障子・華美なる暖簾を禁じ、富札の取次ぎを差止め、役所出火の際に於ける駈け付け人足の義務を免じ、結賃は二十文を十六文に引下げしめ、女髮結は是を禁じた。湯屋は特別火の元に入念せしめ、男女の入込みを禁じ、女湯は月六齋に焚かしめ、暮六時限り仕廻はせ、湯銭は八文に引下げしめたが、更に大人・小人共六文に引下げしめ、其の旨表に張出さしめた。かうして當時に於ける浮世の宿圖であつた湯屋・床屋が改革の對象として取上げられたのは、單に衛生や料金の問題ばかりでなく、風俗取締りの上からなされたものであつたことは勿論である。以上はおもに政治方面に現はれたる天保改革の種々相にして、是を要するに、奢侈佚樂の風俗を匡正して、弛緩せる國民精神を作興し、非常時型の荒波を乗切り、以て享保・寛政の治に復さんとする強制手段であつたのである。

一〇 天保改革時代の世相 (二)

さて幕府は此の破局に瀕せる窮乏經濟状態を如何にして濟救せんとしたかと觀るに、誰もが水越天保の改革とし云へば、直ちに極端な儉約令を想起せしめるが如く、奢侈禁止令・儉約令を日に月に頻發し、五ヶ年間の儉約令を二回も繰り返し、極度に消費の節約を圖つたが、奢侈は積年の宿弊となり、斯かる消極策のみにては物價は思ふやうに低落安定せざるを以て、低物價政策・金融政策等のあらゆる角度より、應急・恒久の二策を講じた。而して物價對策中、我が國に於て最も重要なものは米價對策である。天保四年の饑饉のとき幕府は、「此節江戸表米拂底に而、米直段高直之處、當八月朔日大風雨後は猶米價引上、市中雜儀之趣に付、御藏御有米之内安直段に而御拂米有之、其上其日稼之ものに御救米も被下置、右體厚き御仁惠も有之候間、兼而申渡置候通、米商賣之もの共持圍米不致正路に賣捌候儀は勿論、萬一隠し圍米致置候もの有之候は、嚴敷可申付旨、其外素人共飯米も餘分不貯置、専ら飽食を相用可申段觸置候處、猶亦米價引上候儀は、大風雨後引續不季候故にも可有之候得共、米屋共之内には兼々懸意出入致し候武家方預り米杯と唱圍米致置候もの、又は武家方内にも新穀入津を相待追々買上、扶持之外圍米致し候出入町人共へ申付置候向も有之候哉、右は主人存候儀には有之間敷、全家來共之取斗にも可有之哉に候得共、諸人之難儀を不顧高直段に成候を相待捌方致し候心得之向も有之候は、此上廻

り之者差出、萬一利徳のため圍米致候もの有之、警武家方預り米杯といふ共、不差免召捕置、其武家方家來共町奉行所へ呼出、遂吟味萬一偽之申分於相知は、當人は可爲曲事、家主・五人組・名主迄答可申付候」と觸出し、又同年の饑饉には、「當年雨天續、六月以來米價格別高直に相成、市中之者共雜儀之趣相聞、於町會所も御救米被下候間、兼而申渡候通、米商賣之もの正路に賣捌候は勿論、素人ども飯米も餘分に不貯置、當時専ら食を相用、可成丈け米穀之不足を補ひ候様厚相守、都而米穀を以製候品無益に餘分之仕入不致、程能相減商候様可致旨、當七月中相觸置候。右之趣相觸其後市中之もの爲御救拜借米被仰付、厚御世話被爲在候段相辨、彌以前條之趣急度可相守候。今般米商賣人之内相場合如何之儀相聞入申付候。此上共素人共も餘分に飯米等貯申間敷、別而米穀を以製候品は當分之内成丈け相減じ商ひ可申候。若等閑に心得候者有之は嚴重可申付候。右之通猶又町中不殘可觸知旨、小口年番名主共可申渡候」と訓令し、尋で又、

近年米直段相續高直之處、此節甚高直に相成、町方一統困窮および、此上下直に不相成候而は取續兼候趣相聞候。右に付米問屋ども荷主より預置候商ひ米有之候もの、荷主共に掛合貯不置、仲買に不限米商賣人は勿論、素人へも最寄次第直に賣渡候様申付、若米圍置候者有之は、町中より可訴候。吟味之上其米取上往公儀御拂可被仰付候。

一米下直と相成候迄、米問屋共仕入米之外、上方筋地廻り共入津之米穀は勿論、雜穀等迄問屋仲買に不限、素人に而も勝手次第直に引請賣買致し、他國取引廣く相成候様可致候。

一米買に來候共、直段相對致しねだりケ間敷儀申間敷候。若又理不盡成仕方も候はゞ、米屋より可訴出候。

と觸れた。米價は享保二年に江戸は一兩に付一石四斗、大阪は一石に付銀四十二匁と定めたが、天明七年に江戸は一兩に付一斗八九升、大阪は一石に付銀百九十匁に改められ、江戸にては約九倍の直上りとなつてゐた。此のとき幕府は一兩に付一石二斗の割りで拂米をして米價の引下げを計ると共に、賣呑み・買溜めを禁じ、米の供出及び回收を強制し、節米・倉食を令し、且米騒動の防止を策する等、米に對する有ゆる非常對策を講じたのであつた。食糧以外に最も多く米を消費するものは酒造であるから、直轄地は奉行・代官・預所役人、私領は領主・地頭、寺社領は寺社奉行・組支配頭より其所の酒造家に對し、其の酒造量を三分の一に減石せしめ、所によりては夫れ以下に減石せしめ、又は全く酒造を禁止するも勝手たるべきこととし、江戸其他諸方の下り酒問屋・地廻り酒問屋・酒仲買人に對しては、入津樽數分量を三分の一に減せしめ、小賣方へは極上酒壹升の直を三百三十六文に引下げ、中酒・下酒は是に准じて引下げて賣らしめた。然るに地酒拂底となりし爲、在方賣りを専らにして相場を引上げ、或は上酒へ下酒を多分に割り入れて公定直にて賣捌き、全くの上酒は銘酒と唱へて格外に高直に賣り、且問屋賣買直段は買方より來年を見越し、闇直にて糶買する向もあつたので、若し違反する者あるときは、當人は嚴科に處し其の所の役人までも處罰すべきことを申渡し、又酒造家に對しては、米高・減石高を調べ、元高を嚴重に改め、不時に役人を遣して過造・隱造を檢査せしむることとした。其の後米穀潤澤になるに及んでも、以前の酒造米高の内半高を酒造に充てしめることとしたが、國柄により竊かに隱造・過造する向もあつたので、心

得違ひなきやう重ねて觸れた。

水油は燈油として當時に於ては、頗る重要なものであつたから、幕府にては本所に油絞所を設け、靈岸島に油寄所を置いて水油の專賣を行つた。是が本格的な專賣法と經濟統制の濫觴である。水油の原料たる菜種の栽培を奨励し、其の取引に就き、關係問屋筋の行事共に對し、『在々菜種作方之儀厚御沙汰有之、其筋より仕法申付候に付、江戸町人共猥に菜種買入、他國へ賣捌候而は御趣意難行届に付、追而沙汰候迄は御用之外、在々より菜種買集賣買致間敷候。御用種納方致し候もの共納殘等有之節は、相等之直段を以本所油絞所に而御買上相成條、右油絞所へ可申立』と通達し、組々世話懸り名主共へは、『前書其筋問屋共へ申渡候通、支配限御用種相納候者其外町中不洩様申含、心得違無之様可致』と觸れ、下り水油問屋・同問屋並仕入方・油仲買・米仲買行事共に對しては、『其方共儀は、在々菜種引受不申趣調中申立候得共、猶又前書之通可相心得』と嚴重に申渡した。其の後江戸市中水油賣捌方主法を改めて、油寄所を取拂ひ、問屋及び問屋並仕入方へ直接賣渡さしめることとした。街頭家臺見世の食類商ひを禁じたのも、一面には食料制限と奢侈禁止にあつたが、他面には防火と燈油の節約とより來たもので、當時種油が如何に大事なものであつたか、覗はれるのである。

味噌・鹽・醤油は米穀に續く萬民の日常生活必需品であるが、是に對して忠邦は如何なる對策を講じたかと思ふに、是は又酒屋とは違つて、業者側から世柄を認識して自肅的に進んで價格を引下げ、賣徳を歩引きし市内不同なく一定價格にて賣捌くべきことを申出た。是に就き、下り鹽問屋・下り鹽仲買問屋・地廻鹽問屋・醤油問屋・味噌問屋行事共へ、『當夏以來諸色高直之處、米油之儀は厚御世話も有之候處、右に引續其方共渡世に致す

鹽・醬油・味噌格外高直に付取調候處、口錢實徳之内相減、夫々歩合引下げ方申立に付、其段御奉行衆へ申上候處御開被置候間、其旨相心得猶出精いたし直段引下候様可致、尤相場高下共其時々申立差圖を請候様可致」と申渡してゐる。

古今都鄙を通じて副食物の主なるものに豆腐と油揚がある。豆腐は古來堅一尺八寸、横六尺の箱にて九丁に切り、一丁に付代錢五十六文、焼豆腐は九丁豆腐を二十六枚に切り、一枚に付代錢四文、油揚は一丁を二十二枚に切り、一枚に付代錢五文宛に賣つて來たものであつたが、物價直上りの爲、豆腐屋共は一箱を九丁又は十丁に切り、一丁を六十文に、又焼豆腐と油揚は各一枚を五文に賣つてゐたが、與八と云ふ者は切り方を古制にかへし、豆腐一丁を五十二文に、焼豆腐は古來の通り四文に賣ることを願出たので、是を差許し、他より差障り等中間敷き旨を觸れてゐる。是によつて當時に於ける豆腐や油揚の直段を知るに足るであらう。

當時の江戸市民の燃料たる薪炭に就き、『市中取締類集』に、『近在より百姓共陸付に而御府内へ炭薪附出し候節、問屋之もの近在口々へ出張居、右附出し候を捕押問屋方へ連参り下値に買受、賣同様之儀目論見候に付自然高直に相成、其上百姓方に而は農業之片手間に炭薪商内候儀に可有之處、右様仲買其外直賣不爲致、遠方之間屋迄連行下直に買取候に付、自今在方之もの引合兼候間、依之入少く薪は尺短く成風儀不宣、手廣に賣買は勿論、素人へも直賣不苦旨被仰渡候處、市中は勿論百姓どもまで難有存可申上旨取沙汰仕候』と報じてゐるのを見れば、當時の燃料對策が覗はれるであらう。

當時は極端に物資不足の世柄であつたから、紙屑買や古鐵買が荐りに不用品を買ひ歩いた。淺草紙の産地淺草

三間町の紙屑渡世清兵衛外三名は、紙屑の買ひ締めで罰せられ、其の後數種の細かな漉返し紙の規格が極められたのは驚くほどである。又古鐵買は當時江戸市内に頗る多く、其の元締めたる行事だけでも利兵衛外八十七人もあつたが、其の取締りを嚴重にする爲、『是迄古鐵買に紛數者共有之趣相聞候に付、目印として此度其方共歩行候兩掛之策へ何番組古鐵買誰と認候差札相渡候間、是迄之燒印札は、此度相渡し候新規燒印札と引替相納可申候。途中に而無札之者古鐵買候を見當候は、早速捕押其前之番屋へ預け置、月番へ可訴出候』と申渡してゐる。

地代・店賃も引下げしめたが、家主は地主より給分を受取りながら、新規に店借・地借人のあつた場合に、樽代並に節句錢等を受取り、場所によりては多分の金子を差出さしめ、或は貸家の模様替等をなせしを口述として、店賃を引上げる者もあつたので是を禁じた。併し冷徹な禁止令ばかりは發してゐなかつた。夫れは以前の上り高の見込みにて質金を借り受けて居つた地主共が、地代が格別減じて遂には書入れた地所も貸主に渡さなければならぬ仕義に苦しめる者あるを思ひ、引下げた地代・店賃の上り高相當の家賃に歩合を引直し、證文を書替へしめたことであつた。天保十四年二月の調査に依れば、當時江戸市中の地代・店賃の上り高の合計は、金五十一萬四千九百四十二兩三分餘にして、其の内十七萬二千四百四十九兩餘は公役銀、七分積金、家守給、其の外定式・臨時の町入用となり、其餘は地主・家主の益金であつたと云ふ。

米穀・諸色・地代・店賃を一齊に引下げしめたので、諸職人の手間賃・人足賃も是に准じて引下げしめた。又此の頃奉公人も拂底を告げて其の給金が高くなつたので、『奉公人少なき故を以給金等せり上げ候儀は決して不相

成、武家方中間・町方下男共給金貳兩貳分より三兩迄を限り、下女之儀は壹兩貳分より貳兩を限り、若輩微弱之者は右限之外に取極、萬一定之給金高より餘分を望候はゞ、其段町奉行所へ可申立候。若餘分之給金申受候に於ては、奉公人・受人共夫々替申付、召抱候主人も可爲無念候」と云ふ制限令を發した。

忠邦は此の外物價引下げ策として、從來動ともすれば問屋並に組合が其の決議により、擅に物價又は賃金額を引上ぐるを以て、此の弊を除かんとし、菱垣廻船問屋共が年々壹萬貳百兩の冥加金を上納するのを始めとして、莫大なる運上金を犠牲として問屋・組合の解散を命じ、以て賣買取引の障壁を撤し、又新に商賣を始めんとする者は、何等組合の制肘を受くることなく職業を営み得るやうに、職業選擇の自由をも得させて、失業者に轉職の活路を開いたのであつた。天保十二年十二月の「菱垣廻船問屋共より是迄年々金壹萬貳百兩づゝ冥加上納致し來候處、問屋共不正之趣も相聞候に付、以來上納に不及候。尤向後右仲間株札は勿論、此外共都而問屋仲間並組合拵と唱候儀は不相成候。右に付而は是迄右船に積來候諸品は勿論、何國より出候何品に而も素人直賣買勝手次第たるべく候。是又諸家國産類其外惣而江戸表へ相廻し候品々も、問屋に不限銘々出入之もの共等引受賣捌候儀も是又勝手次第に候」と云ふ觸書及び翌年二月の「今度十組諸問屋冥加上金御免相成、都而仲間・組合等相立候儀は難相成旨被仰出候に付、諸商物手廣く引受直安に商賣致し候條は勿論之事に而、若舊來同商賣致し候者より、新規之故を以差障候共、實に直安に商賣致し候分は差障は難相成、右に准じ湯屋・髮結床を初、諸職人共も直安に渡世相始候者は同様に而、差障相立候筋には無之候——」と云ふ此の二つの觸面に依つて、幕府の覺悟と苦心が察せられる。

忠邦は以上に述べたるが如く、有ゆる精神的倫理的指導と政治的手腕とを以て、此の時代の窮乏打開策を講じたが、又金融對策として貨幣制度の強化、金銀具・古金銀貨の回收、金利引下げ及び密貿易の取締り等を行つて、間接に物價の低落を圖つた。

當時の貨幣制度は頗る複雑にして、幕府の發行した金銀錢の三貨幣と、大名の發行した錢及び特別に認許せられた銀札・米札・酒札等があつた。此の金銀錢の三貨幣は各々相對的價值を有して、金貨が本位貨幣にして銀錢の二貨幣が補助貨幣と云ふ譯ではなかつた。政治の中心たる幕府治下の江戸は金立を用ひ、經濟都市たる大阪は銀立を用ひ、錢は少額の支拂ひに用ひられてゐた。確然と定められてゐた譯ではないが、云はゞ金貨は幕府・大名並に多額の支拂用、銀貨は町人用、錢は庶民用とも云ふべき觀があつた。當時錢價が著しく下落したので、忠邦は先づ錢の買上げを行つて其の下落を防止し、尋で物價を約一割四五分方引下げる爲に、金一兩に付錢六貫八九百匁を元立として相場が定められてゐるに鑑み、「連年錢相場下直にて、諸色直段に相響き、下々致難儀其上周屋・組合停止後は相場不同にて、所により取引釣錢等區々に相成候趣相聞候間、以來金一兩に付錢六貫五百文替之積を以可致賣買候。且仙臺角錢・石卷錢其外諸國より錢相廻候儀、一切可爲無用候。若相背族於有之、右錢取上嚴重之咎可申付候」と觸出して、金一兩に付錢六貫五百匁と釘付けにし、また經濟都市たる大阪にては武家方の窮乏の爲めか或は新金貨の品位を低下せしめたる爲めか、金の値段が下落した爲、「近來上方筋金直段下落致し候に付、をのづから諸色高價に至候趣も相聞候間、以來金壹兩に付銀六拾目内之相場を以兩替いたす間敷、尤六拾目以上之相場相立候儀は不苦候間、其旨兼而相心得一統通用可致候」と令して、金一兩に付銀六十匁と定

めて、金銀錢三貨幣の相対的價値を確立して相場を抑制した。忠邦は斯くの如く銀價の強氣を抑へ、錢價の釣上げ、又金利を貳拾兩壹分(一割五分)から貳拾五兩壹分(一割二分)に引下げて物價の低落を企つると共に、貨幣制度の強化を圖つた。即ち『文政度以來金銀吹直被仰付候處、當時保字金銀壹分銀、貳朱金等を以專世上通用被成置候。右に付而は文政度之文字金銀草字貳分判、貳朱銀、壹朱銀等此度不殘通用停止被仰出候』と云ふ觸面の如く、文政度鑄造の金銀貨を廢し、享保度の夫れを用ふると共に、新に天保通寶・五兩判・小判・一分判を新鑄し、更に大判を改鑄した。此の爲に多くの鑄料を要するので、金箔・金粉類は金座より看板又は鑑札を渡されたる者以外の發賣を禁じ、古金銀具及び古金銀貨の回收を行つたが、其の爲特に金銀具取集懸り名主を置き、初めは屢々此の回收員をして櫛・笄・簪・きせる・多葉粉入等の金銀具を軒並みに取り集めしめ、尋で益々此の回收を擴大強化して器具類に及ぼし、更に身元宜しき者に對し、所持の金銀具類の種類・員數を封書にて書上げしめ、斯くて其の品位・數量に應じ、金座にて新金銀貨と引替へしめた。金銀具は總て質入れ・買取りを禁じ、既に質に取りたる分は帳面に記し、質流れの場合は支配名主より申し諭して取計はしめ、止むを得ず買取る場合には奉行所へ訴へ出て差圖を請はしめた。又古金銀貨の引替へに就きては、持主へ諸入用・手當として、古文字銀は壹貫目に付銀百匁、古貳朱銀は百兩に付金拾兩、通用銀は壹貫目に付銀拾兩、貳朱銀は百兩に付金壹兩を與へて迄回收してゐる苦心の跡が見出されるのにも拘らず、享保以上の古金は百兩に付新金百九拾兩、元字金は百兩に付新金百三拾兩、乾字金は百兩に付新金百兩の割合を以て引替へてゐること等より察して、六代將軍家宣の鑄料不足時代の乾字金以上の良質金貨を鑄造し得なかつたこと等より考へて、當時金銀の地金が缺乏して

ゐたことが想像せられると共に、忠邦の苦心のほどが偲ばれる。夫れかあらぬか唐物技荷(密貿易)の取締りを嚴重にして、金銀銅等の海外流出を防いでゐたことも注意すべきである。

幕府は此の窮乏時代に當り、一方には年貢米の減免、又は問屋仲間等の運上金廢止等に因り歳入不足を來し、他方には却つて錢買上げ・御救米・物價騰貴等に因る歳出の増加を招けるを以て、其の不足を填補する爲、公債政策を取り、大阪地方の町人共に上納金(公債)を命じ、其の分限に應じて納金せしめた。天保十四年七月、勘定吟味役羽倉外記、上坂大阪町奉行よりの達に依れば、上納金高は百拾貳萬四千兩、其の應納者は三十七人に及び、又堺・兵庫・西宮の町人よりの上納金は拾貳萬兩に達せりと云ふ。此の巨額の公債は窮乏時代の幕府に取つては實に容易ならざる負擔にして、爲政者の苦心のほどが察せられるが、下民は爲政者の此の苦心を知らずして、却つて忠邦の大改革に對して怨嗟の聲を放つたのはおぞましき限りであつて、親の心子知らずの觀がある。

天保の改革は、家齊時代の奢侈佚樂に對する天譴とも云ふべき饑饉・洪水・大火等屢々頻發して、物資が極度に缺乏した爲に、好むと好まざるとに拘らず、是を斷行せざるを得なかつたものである。是に對して忠邦は有ゆる方策を講じたが、忠邦ほどの政治家であるから、又生産擴充部面の對策を見逃す筈はなかつた。農村は封建政治の根元を培ふ所にして、殊に關東地方は江戸市民の臺所を賄ふ所なるを以て、此の地方の農民生活には深き注意が拂はれた。奢侈の禁止と儉約の厲行とは、都鄙の別なく發令されたものであるから、此の嚴令が農村にも及んでゐたことは勿論であるが、今特に農村に關する改革問題を取上げて觀ると、先づ農村が都會化して、農民が奢侈佚樂の惡風に感染し、質實にして剛健、正直にして勤勉なる良俗を失ひ、農業を怠り生産を減退せしむる惧

れなしとしないので、在方にて湯屋・髮結・酒食を營むこと、小間物賣り・河原者の村内に入り込むこと、又在方にて狂言・操・相撲・歌舞伎・淨瑠璃等の興行を禁じた。次の農村向けの『在々におゐて神事・祭禮之節、或は作物蟲送・風祭杯と名付、芝居・見世物同様之事を催し、衣裳・道具等を拵、見物人を集め、金銀を費候儀有之由は勿論、其外にも風俗あしき旅商人、或は河原者など決而村々へ立入せ申間敷候。遊興・惰弱よからぬ事を見習、自然と耕作にも怠り候よりして荒地多く困窮に至り、終に其果は離散之基と成事に候間、右之次第を能辨へ候様に可心懸候。依而自今以後遊藝・歌舞伎・淨瑠璃・踊之類、惣而芝居同様之人集め堅く制禁たるべく候』と云ふ觸書は、忠邦の農村に對する意圖を覗ふに足るであらう。忠邦は又農民の間に八州様と稱へて恐れられてゐた關東八州取締役をして、關東地方に横行して害毒を流した彼の天保水滸傳で知られてゐる浮浪人・博徒・悪黨等を追捕せしめて、良民を彼等の爪牙より免れしめ、安んじて農業に勵ましめた。忠邦は生産減退を防止する消極的方策として、本田畑に甘蔗を作ること、男女百姓の餘業に従事すること及び在方より江戸人別に入ることを禁じてゐるが、又一面には積極的に生産の大擴充を圖らんとし、二宮尊徳を召して是に諮問し、江戸市民の食糧を豊富にし、且洪水の禍害より免れしめ、又東北地方より江戸に廻米するの便を起さんとして、下總印旛沼の開墾を企て、水野出羽守(沼津)・酒井左衛門尉(庄内)・松平因幡守(鳥取)・林播磨守(貝淵)及び黒田甲斐守(秋月)の五諸侯に課して其の工事を分擔せしめ、又江戸・大阪兩都の周邊十里四方を幕府の直轄地として、是を兩都の培養地となし、以て兩地の都市計畫を建てたが、惜しむべし此の二大計畫は忠邦の罷免に依つて二つとも水泡に歸して了つた。

忠邦は如何なる對外政策を取つたかと云ふに、所謂モリソン號事件や無人島一件及び幡崎鼎一件等に端を發して、彼の蕃社事件が起り、開國論を唱ふる山手の蘭學者を彈壓すると共に海防を嚴にし、又所謂天保令を發した。夫れは『異國船渡來之節、無二念打拂可申旨、文政八年被仰出候。然處當時萬事御改正に付、享保・寛政之御政事に被復、何事によらず御仁政を被遊度との難有思召に候。右に付而は外國之ものに而も、逢難風漂流等に而食物・薪水を乞候迄に渡來候を、其事情不相分に一圖に打拂候而は、萬國へ被對候御處置とも不被思召候。依之文化三年異國船渡來之節、取斗方之儀に付被仰出候趣に相復し候様被仰出候間、異國船と見請候はゞ得と様子相糺、食料・薪水等乏しく歸帆難成趣に候はゞ、望之品相應に與へ歸帆可致旨申諭、尤上陸は爲致間敷候。併此通被仰出候に付而は、海岸防禦之手當ゆるがせ致し置宜など心得違、又は猥に異國人に親み候儀等は致間敷筋に付、警衛向之儀は彌嚴重致し、人數並武器手當等之儀は是迄よりは一段手厚、聊に而も心弛み無之様相心得可申候。若異國船より海岸之様子をうかゞひ、其場所人心之動靜を試候ため杯に、鐵炮を打掛候類可有之哉も難斗候得共、夫等之事に動搖不致、渡來之事實能く相分り、御憐恤之御主意貫き候様取斗可申候。されば彼方より亂妨之始末有候敷、望之品相與へ候而も歸帆不致及異義候はゞ、速に打拂臨機之取斗は勿論之事に候。備向手當之儀は猶追而相達候次第も可有之哉に候』と云ふ文化令に復したものであつた。尋で又『異國船渡來之節、二念なく打拂ふべき旨、文政八年被仰出候へども、何の別心もこれなき船、風破の難に逢漂來り候類は、格別之御仁恵にてみだりにうち拂ふまじく、よつて武備之儀は彌嚴重に可心懸旨、此度改而被仰出候事に付、諸國之廻船・漁船等船の乗筋を相考、海上におゐて可成だけ異國の船に不出會様可相心懸候。乍然無餘儀場

合にて出會候敷、又は異國の船より些かその船へ近づき、品ものなどあたへ候様成事も有之候はゞ猶更之儀、他領たりとも着岸之節其所の役人へ有體に届置可申候。尤御咎等は無之候。勿論異國人と親しむ事は、前々より御法度に候へば、其旨兼而船方・漁民等相心得堅く可相心得、若親しみ候儀をかくし置、後日相顯候におゐては用捨なく可被處嚴科候。有體訴出候はゞ、一旦同意のものにても御咎は無之、時宜によりては御褒美も下さるべく候間、聊不相包可申出候。其旨相心得彌ゆるがせにすべからざるもの也」と觸れて、船方や漁民の心得方を諭した。老中には堀田備中守正篤の如き開國論者もゐたことであるから、文政令よりは一步前進した外交政策に轉換したことは注目されるべきであらう。

當時の江戸市内の統治状況を觀るに、江戸は幕府の直轄地にして、南北の二部に分ち、其の下に一番より二十一番迄の組と、番外に新吉原と品川、四宿に品川・板橋・千住・内藤新宿とがあり、是を三百有餘の町々に細分し、其の統治機關として上に幕府の任命せる南北町奉行があり、今日の市長と警視總監と裁判所長とを兼ねたるが如き権限を有してゐた。南町奉行所は數奇屋橋門内に、北町奉行所は吳服橋門内にあり、南町奉行は島居甲斐守、北町奉行は遠山左衛門尉であつた。奉行の下には民選世襲の三人の町年寄と、三百有餘人の名主及び多數の五人組長があり、是に地主・家主・借家・店借・裏住等が隸してゐたのである。此の外市内の社寺及び其の門前町は寺社奉行の支配に屬してゐた。尙此の頃は准非常時體制であつたから、特に市中取締懸り、金銀具取集懸り及び物價統制委員とも稱すべき諸色取締懸りが、臨時に置かれてゐたことは大いに注目されるべきであらう。自治制の町内會の事務所として自身番屋があり、夜警番所を兼ねてゐた。其の模様を知るべき資料として、天保十三

年九月十三日附次の如き觸書がある。夫れは「町々自身番屋之儀、近來丈尺相崩、手廣相成候向も有之哉に付、以來は成丈け切狹め、用便相違迄に致し、奥は琉球無縁に致し、造作之儀も都而手輕に致し、家主共夜番之節爐相用候共、炭遣方其外蠟燭・水油・茶迄も申合、心付町入用相減候様可致事」と云ふのである。町内の入用掛高も追々嵩み、市民の負擔が重くなつて、苦情が出たものと見え、屢々町費の緊縮を命じてゐるが、遂に町法改正、町入用減法を令し、町法改正申渡書壹冊宛を各町會に渡して名主共に自肅を促したのである。

忠邦は以上に述べたる如き改革を斷行すると共に、盛んに孝子・節婦・忠僕・義人等の篤行者及び市民にして此の改革の趣旨を體し、自肅自戒したる模範町人、或は此の改革の實行に協力して功績のあつた名主共を表彰し、此の改革に當つて發布した主なる觸書と、此の表彰文とを編纂し、是を「修身孝義鑑」と題し、池之端仲通岡村屋庄助をして出版せしめ、大いに此の改革の趣旨を下達せしめんと企圖したことは、流石に徹底したものであつた。

忠邦はひたすら享保・寛政の治に復し、以て四民を安養せしめんとしたが、餘りにも功を急ぎ、矢繼ぎ早やに嚴令を續發し、市民を嵐の中に巻き込んだ貌であつた。而も夫等の禁令は、單に觸れ置く程度の生優しいものではなくて、必ず其の裏に罰則が控へてゐたにも拘はらず、豪商や武家に對しては除外例を認める等の不徹底なるものがあり、其の初物を禁するや、將軍の好める新生妻が食膳に上らざるを以て、將軍をして遂に是迄及べるかと思せしめたと云ふ。間もなく新生妻と貝割菜は此の禁令から除かれると云ふやうな不手際が暴露し、市民は此の改革を以つて將軍の意に出づるものにあらざるものとなし、忠邦に向つて怨言を放つに至つた。又大奥に隠然たる勢力を張つてゐた女中共は日頃彼の女等の信仰する智泉院八幡・雜司ヶ谷感應寺が廢せられ、堂社を毀

撤し領地を收公して、本尊・什物を本門寺へ引渡さしめたので、痛く彼の女等の柳眉を逆立てしむるに至つた。斯くて忠邦は一旦辭任を申し出たが許されず、却つて將軍の信任を裏書きしたる貌ちとなり、勇氣を出して改革を續行したのであるが、松平大和守(川越)を庄内へ、酒井左衛門尉(庄内)を長岡へ、牧野備前守(長岡)を川越へ轉封を命じたこと、印旛沼の開墾及び江戸・大阪十里四方上納の三事は關係諸藩の不滿を買ひ、殊に最後の直轄地問題に就きては、大小名數百人父祖相傳の土地を離れることとなるので頗る其の反感を招き、遂に忠邦は天保十四年閏九月十三日御勝手取扱不行届きの廉を以て職を免ぜられ、雁間詰を仰付けられ、差控へを命ぜられた。忠邦が役宅引き拂ひの節、改革の爲宿恨を抱ける者どもは、家財持運びにかこつけ、午の八つ時(午後二時)頃より柵にもつこうをかたげて、和田倉・馬場先の御門を入りて西丸下に集まり、夜五つ時(午後八時)頃より數千人鯨波の聲を揚げて門内に石のつぶ手を打ちつけ、邸前の辻番所を打ち壊す騒ぎに、會津藩・古河藩及び西丸大手御番所・桔梗御番所等より人數を繰り出し、鳥居甲斐守も火事裝束に身を固め、同心に命じて是を制止し、四つ時(午後十時)過ぎに至つて群衆は漸く解散したと傳へらる。天保の改革は忠邦の僞邁と果斷とに依つて始めて成されたものであるから、家慶は翌弘化元年六月再び忠邦を老中に復せしめて、彼の播ける種を刈り取らしめることとした。忠邦は前回の功績に鑑み、大いに有終の美を濟さんとし、近臣を遣して信淵に其の策を詢はしめた。信淵が此の破局に瀕せる財政窮乏の際に膺り、是が挽回策として忠邦の諮詢に對へたのが彼の名著の一たる『復古法概言』である。併し此の書が忠邦に達せられざる前に忠邦は罷免せられて、信淵の經濟策が實行せられるに至らなかつたことは遺憾の極みであつた。私は天保改革にこだはり過ぎた憾みがないでもないが、此

の頃信淵は鹿手袋に居つたことになつてゐるが、實は多く江戸に棲んで居つて、此の複雑多岐な世相を直視してゐての對策であるから、此の頃の時代精神・政治・經濟・對外策に深入りして述べた譯である。

一一 母の教訓と父の遺命

信淵は明和六年六月十五日巳の刻、出羽國雄勝郡山村（或は西馬音内前郷とも云ふ）に生れた。此の夜赤氣忽焉として立ちこめ天を貫きしを以て、家人は是を瑞祥なりとして大いに悦びしと云ふ。ときに父信季は四十六歳、母蒲生氏は三十四歳であつた。母は名を貞靜と云ひ、蒲生六郎右衛門清郷の女である。信淵長じて武事を嗜み、又賦詩を能くし、天才超越して神童の譽れがあつた。併し驕兒にして平昔出で、街市を行くや、或は放歌し、或は人を罵り、傍ら人無きが如く、動もすれば馬を競ふ。父信季曾て信淵を誘ひ深山に芝茸を狩る。信淵得る所の芝茸を悉く地に抛つて顧みなかつた。父怒つて是を責むれば、信淵自如として曰く、「僕茸を得て何の益あらんや」と、偶々日暮れて林樾の暗を衝いて狼の傍に到る。腥風忽ち生じ殺氣信淵を凌いで爪牙を逞しうした。耽々雙眼射るが如し。信淵乍ち刃を抜き奮然狼の趾を研つて是れを斃した。信淵大呼して曰く、「百衲狼を斬る」と、而して面色快然として得々としてゐた。又或るときは深山に入りて蛇を殺す等頗る殺を嗜んだ。郷人は遂に彼を呼んで『佐藤の狂漢』と稱するに至つた。父信季深く其の性の慄悍なるを憂ひ、僧に託して其の性を和げんと欲して是れを山寺に放つた。信淵肯て僧事を學ばず、寺僧大いに怒り屢々窺詰すと雖も、猶自若として是を改めなかつた。信淵一日詩を賦し、

山寺清閑遠避喧

溪流斜落水潺湲

楓林秋老紅如染

晝日閒經亦斷腸

の一首を書し、「大丈夫碌々として嚇詐の僧徒とならんや」と、遂に机上の佛書を抛ち、夜に乗じて竊かに寺を逃れ、七高山の頂に至り、神に祈り食を斷つこと十餘日、一詩を賦して曰く、

誓神懇願玉階傍

咫尺紅樓醉艷粧

遠隔山川聞耐羨

粉香靨郁是仙郷

ときに寺僧急書を飛ばして逃亡せることを家に報じた。因つて搜索頗る嚴密を極むと雖も、更に知るものなく、母深くこれに憂ひ、遍く探索して新町村に至り、一樵夫に逢ひ是を問へば、樵夫曰く、「彼の鬼兒ならば七高山の峯にあり」と、母大いに喜び馳せて山に登り、社宇の後より、偷眼して是を觀るに、信淵泰然として高らかに書を讀み餘念なき有様であつた。母是を視て且驚き且嘆じ、出で、「爾何故に茲に來れるぞ」と問へば、信淵母を拜して告ぐるに僧の故を以て答へた。談中日既に暮れしを以て母の傍に一眠せしに、現夢の中に異人忽然として現はれ、信淵を指して曰く、「この兒英雄後ち必らず天下に名を轟かさん。必らず都に誘え、空しく泥中の寶とす

ることなかれ」と、夢醒めて甚だ是を怪しみ、爰に於て家に歸り、夫れよりして志彌々固く學業を勉むること愈々勵み、昔日の驕兒とは別人の如き觀を呈するに至つた。後年信淵が侃々諤々の筆舌を振ひ、其の一度冀望せし所は必ず完遂せざれば止まざる體の雄心は、此の幼少時代の魂其の儘を延長擴大せしものと云へるであらう。

天明元年信淵十三歳のとき、父に隨從して蝦夷地に遊んだことは既に述べた通りであるが、父信季が郷里を逃避するとき、母蒲生氏亭堂より一領の胴衣を携へ出で、曰く、「この衣は紺地に白糸にて縫ひ付けたる文に、

振衣千仞岡

濯足萬里流

とあり、これは先きに不昧軒翁が、遍く諸國を遊歴のとき着したる衣にして、兒孫と雖も、輕々しく與へざりしところの物、いま汝にこれを與ふ。汝必らず勉め必らず慎しみ、その業を墜すことなかれ。いま汝が父は、奸惡の讒を被り、惜しいかな時に遇はず、動もすれば上役人を罵り、持ちまへの狂性を發して大いに疎まれ、辛楚艱難交ふ身に叢まる。然れどもこれも亦厄運分を定むることあるものなり。嗚呼燕雀安んぞ鴻鶴の志を知らん哉。先大人歎庵翁・不昧軒翁はともにその業を果さずして既に英名を鬼録に載せ、顯幽域を異にし、人鬼情を同ふせずと雖ども、靈魂死せずして冥々の中に二翁が魂は定めて鬼の雄たらん。我れもまた隨身して百鬼の雄傑とならん」と言ひ終り、

沈むとも心は清き月影に

うつる姿は千年經るまで

の和歌一首を詠じて奥に至るや否や、忽ち聞く潑然として聲あり、父信季驚き至りて觀れば、則ち蒲生氏既に深井に其の身を投じてしまつた。事卒爾に出で撥くるに術もなかつた。急に引き上げしめたが聲應するなく、伯父式行等百方療治すと雖も遂に蘇らず、父信季喟然として歎じて曰く、「人情各々その父母妻子を愛せざらんや、丈夫いま事既に迫り、我が妻今日死す。人の手に繋拘せられんよりは寧ろ自刃せんのみ」と、決死の覺悟は既に面上に溢れければ、式行頻りに説諭して豁晦せしめた。佐藤家にては歡庵の代より秋田の權門に疎まれ國事に因つて連遭に値ふこと、今回まで四次、是を佐藤家にては四次の厄と稱してゐる。信淵は雙眼に涙を垂れて母が記念の胴衣を押し戴き、急ぎ父に伴はれて郷を逃れ、夫れより諸州の山谷を實檢し、化育の群品を巡覽して山相學を精究し、心魂を山嶽に飛ばして寢食を忘れるほどであつた。遂に足尾の銅山に逗留すること百餘日、既述せる如く不幸にも父信季は暑毒を病み旅亭に臥した。(註二)

信季其の再び起つ能はざるを知り、信淵を枕邊近く招き語けて曰く、「我が家農政の學を修め、經濟の道を精究すること數世に及べり。汝もまた祖先の志を續きてその事を述べよ。夫れ農事は天意を奉り地力を盡し、萬物を豐饒にして人民を蕃息せしむるの業なり。故に先づ天地の經緯を測り、山河の形勢を察し、氣候の寒暖を驗み、土性の剛柔を辨じ、然して後ちに國土の經營に従事すべし。故に一郡一郷の地たりと雖ども、南北は赤道を距る

の度分と、東西は京都を離るの里程とを量つて、精密なる天地合體の地圖を製し、その境内の方向を始めとして山嶽・丘陵・池澤・林藪・平原・曠野・河海の形勢より、城區・寺社・田畑等の町間尺寸までを審かにすべし。この事件を善くせんことを欲せば、歡庵翁の『國土經緯論』ありて、天象の星度と地上の里程とを合體せしむるの法を甚だ明詳せり。また地は赤道を距離るの度分・遠近に従ひ、氣候の寒暖に強弱あり、且つ諸作物に寒地を好むと暖國を好むありて、各々その性に應合の氣候を得て蕃衍するものなり。故にこの差別を察せずして妄りに草木を植るときは、或は蕃生すること能はざるのみならず、その種子までも消失ふことあり、熱知せずんばあるべからず、この事に於いては元庵翁の『氣候審驗錄』ありて、赤道下より北極規までは、六十六度半の間に二十四番の氣候行はれて、萬物を生熟するの天理を精説せり。また大地に壤土・埴土・墳土・塗土・壘土・沙土以上六種の土ありて萬物を發育す。且つこの六土は剛柔・強弱・虛實・輕重の性を異にし、草木の種類多き、土の剛實に宜きものあり。柔虛に宜きものあり。各々その物に適宜なる土を得て生長繁榮するものなり。故にこの理を審に知らざれば、作物を豐熟せしむること能はず。この事には不味軒翁の『土性辨』あり。壤土・埴土・墳土に各々九等の性あり。塗泥・壘土・廣斥には各々七等の性ありて、都合四十八等の級を分つことを明辨し、化育の蘊奥を開示せり。抑々この三書は實に國家を經濟するの至寶なり。いまこれを汝に授く。汝家學を修練するにこの三書を祖述憲章して、沈潜反復造化の神理を精究するときは、他に求むることなしと雖ども當に餘師あるべし、愁めよや。我れ尙ほ洪水横流して田園廬舍の烏有となると、或は旱魃虐を爲し生民の患を作さんことを畏る。故に甲州武田家傳來の水利精要を根本とし、その他種々水防・土功の諸法を採りて枝葉と爲し、間また己が新得諸

件を追加して『隄防溝洫志』を著せり。この法を用ひて力を溝洫に竭さば、水難と旱損の災ひ絶えて無かるべし。故にこの書もまた汝に授與す。且つまた汝に口授すべき大切なる秘訣あり。その仔細は農事を勉強して作物を豐熟せしむるには、雪だに耕耜の精細を盡すべきのみならず、培養もまた懇到を極むるにあらざれば、作物を豐熟して天地の化育を賛くるに足らず。故に耕耜を精密にする法と、糞直を配劑する術とを語つて家傳の秘訣を授けん。抑々我が家四代以來經濟の學を修め、耕農の業を勤めたるを以て、新地の墾闢するには燒化と踈鑿の二法あり。その耕耜には精碎・軟膨・維持・壓鎮の四術あり。その他四時の耕耨及び中耕と耕籽には、種々懇到なる抑揚に差別あり。これを土性を轉換するの法と名づく。また寒氣に傷むものを作るには、寒向・避冷・迎温・閉藏の四方ありて、寒を畏るゝ草木をして冷氣の害を免れて、能くその生熟の功を成し、且つ霜威に凍り腐敗するの患なからしむ。これを氣候を變通するの術といふ。また糞直を配劑するの料には、活物類十二種、生植類十二種、石類十二種、都合三十六種の品物を用ふ。さてそのこれを調煉醱熟せしむるには、みな各々その一品毎に製造するの傳方ありて、これを熟知せざるときは、未だ家學の室に入らずとす。且つそれ我が病必らず起つべからざることを知る。故にいまこの秘訣を汝に口授せんと欲す。その事冗長なりと雖ども、汝勉めて譜記せよ。この秘訣は歡庵翁以來一子相傳の法なり。然るに漸々簡條加はり、いまにては初めの三倍に及べり。故にこれを譜記すること容易ならず。汝能く勉強せよ。我れ曾つてこれを書に筆せんことを欲せしかども、これを書に著はすときは、或は道に明らかならざる士大夫は、その事の汗穢なるを醜みてこれを輕視し、理に暗き百姓等はその業の精密なるを嫌ひてこれを非謗り、動もすれば天地の萬物を發育し給ふ神恩を蔑如にし、農務を過擯にすることあ

らんを畏る。故にこれを口授の秘訣とす。汝もまたなるべき限りは書に筆することなかれ。然れども老いて子なきに及んではまた勘辨もあるべし」と、爰に於て七月十三日より病床に於て日々培養の秘事を講じ、二十四日迄に口授を終つた。信淵乃ち翌二十五日より其の口授の儘に暗誦し、三日の間に誦し畢つたので、信季大いに悦び、我が事是にて足れりと賞し、且つ申命して曰く、「糞直配合法は、農政の學に於いて極めて大切なる奥儀なり。その譯は礬砂と石灰は、これを嗅ぐと雖ども些^{すこ}しの香氣のなきものなり。然れどもこの二物を混合するときは、猛烈鋭利なる香氣を發し、鼻邊に近くるときは絶倒するに至り、これを磁器に貯ふれば直ちにその場を破裂するものなり。また礬硝・硫黄・桐炭の三物を別々に火中に投ずると雖ども、その燃ゆること大なる火勢あることなし。然れどもこの三物を混合し、細末研究してこれを火に焼くときは、天折^{あま}け地崩るべき猛烈の火勢を發す。糞直を配合するの秘法もまたこれと同じく、能く調劑してこれを草木に培養するときは、神變不可思議の妙功を奏す。故に窮髮不毛の地と雖ども、糞培配合の妙を盡すに至りては、作物豐熟すべからざるの理なし。故に水氣寒冷にして稻種不熟の地、或は時候陰厲にして作物凋瘵の年と雖ども、糞直配劑の神法を施し用ふるときは、饑荒の大患を免るゝことあり。汝この培養法を以つて翰墨なる事に思ふことなかれ」と、再三鄭重に警戒を遺し(註二)、且つまた「我れ死するの後に、汝もし徒らに故郷に歸らば、草木と同じく朽ち果てゝ、父祖二世勤勞刻苦せる學業空しく廢滅するに至らんこと必せり。熟^ま汝が爲人を見るに、幼年なれども事に敏し、希くばこれより江戸に出で、博學多能なる師に従ひ、勉めて經濟開物の學を講明し、父祖の宿志を繼いで、先人の事業を述べ、以つて家學を成就せよ」(註三)と遺命し、其の後は昏睡の如き症となつて、八月三日午後遂に卒去した。信淵乃ち銅

山役人と父の遺骸を彼の地に葬送した。爰に於て信淵は獨り異郷の空に取り殘され、是よりは全く天涯の孤客となつて了まつたのである。

註一。佐藤系圖(『佐藤信淵先生誕生之地』第二二頁—第一四頁)。

註二。培養秘録(『佐藤信淵家學全集』上卷第三〇九頁—第三一二頁)。

註三。經濟要錄(同書第六五五頁)。

一一 槐園門下の逸材

信淵は父の歿後少時足尾銅山に留まつてゐたが、七々忌も済んだので、十月思ひ出の地足尾を後にして、父の遺命を奉じ單身笈を負つて一路江戸に上つた。途中日光に到つて東照宮に詣で、やがて江戸に着し、再び父の舊友にして津山藩の中老たる三原金太夫を頼り槐園塾に還つた。信淵は父に伴はれて江戸に出づるや、三原氏に寄り、津山侯の侍醫宇田川槐園の門に入つたが、偶々父の足尾に赴くに及び、師槐園の命に依り父に従つて足尾に到りしに、父を喪ひ其の遺命を守つて槐園塾に歸つて來たのである。信淵乃ち一詩を賦して心境を述ぶ。詩に曰く、

朝辭公廟至東都

啼泣淚痕滿錦裝

從是江山相隔遠

更添秋雨斷心腸

信淵既に父を喪ひ、母一人子一人となつたが、幾山河を隔て、互に夫の死、父の臨終と云ふ人生の悲劇を包んで面語するを得なかつたことであるから、當時に於ける信淵母子の心の苦しみは、如何ばかりであつたか想像に

あまりあるものがある。されば信淵は常に斷腸の思ひを以て我と我を勵まし、母の教訓と父の遺言を胸に締めて心志を鐵石と鍛へ上げ、頭燃を去るが如き思ひを以て師友に従ひ研學に精進した。ときに槐園は正に三十歳、信淵は十六歳の少年であつた。槐園とは如何なる人か。諱は晋、字は明卿、玄隨と號した。槐園は其の晩年の號である。槐園十三歳にして未だ書を読むことを知らず、義父玄叔其の自ら奮ふを待つ。既にして果して學に志すに及び、授くるに『孝經』を以てせしに、精敏衆に超え幾何もなくして『四書』・『五經』の句讀を畢はり、十五歳詩文を能くし、既に等輩學友の間にあつて英才の稱頗る高く、是より家學を修めて醫書を熟讀し、悉く其の蘊奥を究めて大いに發明する所あり、其の説を擴めて數卷の書を著し、早くも年二十にして父に代り醫員の職を掌り治術亦少からず、其の進歩驚くべきものがあつた。此のときに當り、杉田玄伯蘭學を唱へ其の名盛んなるものがあつた。槐園聞いて是を罵り、其の學を以て取るに足らずとなした。二十五歳のとき桂川甫周に見え、席上大槻玄澤と相知り、和蘭の醫説を聽きて大いに感じ、遂に家學を廢して専ら西術を攻めた。槐園博覽強記三年を過ぎずして業大いに進み、天明三年八月二十九歳にして侍醫に任ぜられた。寛政四年『内科選要』を著した。是邦人の手に成れる和蘭内科書の先驅にして、槐園の本邦醫界に及ぼしたる影響は頗る大なるものがあつた。侯大いにこれを嘉し、爲に金を與へて此の書を上梓せしめた。同六年和蘭甲比丹江戸に來り、本石町三丁目長崎屋源右衛門に館するや、外科醫官桂川甫周の斡旋に依り、特に幕府の官許を得、前野良澤・杉田玄伯・大槻玄澤・森島中良等の先輩に伍して、甲比丹と對話を交はした。從來和蘭人對話と稱するは、幕府醫官の中にて外科・眼科・本草科又は天文家などにのみ公許され、其の館に至りて種々質問するを例としたのであるが、今回諸侯の醫臣に

も此の對話が許されたもので、蘭家の最も名譽とする所であつた。是より槐園の名聲は益々隆んとなつた。晩年居を茅場町に卜したが、園中槐樹あるを以て槐園と號した。寛政六年致仕し、同九年十二月十八日四十三歳にして歿した。(註一)信淵の同門には、宇田川玄眞・山村昌永・稻村三伯(海上隨鷗)・橋本宗吉・佐々木仲澤・小石元瑞・木村桐齋等の如き、蘭方又は蘭學を以て聞へたる錚々たる高足秀才が叢まつてゐた。此の賢師此の良友を得ること既に易からざるに、素より偉器を抱ける身の、剩へ家學成就の大任を帯べる信淵のことであつたから、其の切磋琢磨の功、研精の進境著しきものがあつたであらうことは想像に難からざる所である。當時信淵は槐園に従つて、動物學・植物學・醫學・天文學・地理學及び西洋諸史等の和蘭の諸學説を學び、友人木村桐齋からは天文・地理・曆算・測量等の諸術を習得し、山村昌永からは西洋諸史を聞いた。昌永には『増訂采覽異言』十二卷の著がある。盤水是に序し『山村子明、夙耽群籍、純志于大地渾輿之學——其說精詳明備、增續重訂之功、盡白石先生未能盡之地海、坤輿之至大、四方萬國、地形之廣袤、國俗之情態、政治之得失、人類之強弱、物産之怪異、摸蘇牽連、周悉至其極、使人不出戶牖、而爲大虛之觀、擁膝奧突、生遊仙之懷、若夫星曆曆算、輿地技巧之精妙奇絶、非徒弘聞見、亦有少裨于聖化之萬一乎』(註二)と絶讃してゐる。以て此の書の眞價を知るに足るであらう。信淵が西洋の地理・歴史に精通せるは昌永に負ふ所大なるものがあつたことと思ふ。信淵は老儒蕪蕪苑井上潜の門に出入して漢土の經濟學を研め、又大槻玄澤に従つて和蘭窮理の説を學んだ。門人西島俊庵が磐水の日常に就き、『先生出ては官務・診治の旁、午入ては四方同臭の問難應酬と門下弟子の誘導啓發と、連月六次の會講、社弟新著の校正、之を酬ゆれば又至り、拂へば又來る。先生怡然として之を處し敢て謝絶せず。閑

を偷んで筆を執り、汲々として怠り給はず。蓋斯業は獨學の周す可らざることを知り、同志と共に此道を大成せんと欲してなり。然れども百事の輻輳する容易く果すべきに非ず。故に日もつて夜に繼ぎ、春宵の短きをと秋夜の長き燭を来て書室に端坐し、彼此參考して筆硯を廢せず、或は三更に至り又覺へず鶏鳴に及ぶ事あり。實に先生が過絶の大氣力、小子輩の如き怯慢懶生の及ぶ所にあらず。是近日聲譽の天下に轟く所以なり』(註三)と述べてゐる所より察して、信淵が後年の活躍も磐水の影響を受くること大なるものありしこと考へられる。信淵又父の門人たる林子平とは、其の交はり甚だ厚く、屢々相往來して時事を論じ、一度議論が邊防の事に及べば、互に慷慨悲憤、往々夜を徹することも珍らしからざりしと云ふ。

信淵は常に家學の目的とする經國濟民を以て自ら任じ、詩文は幼より好む所なれども、専ら經國濟民の大道を邁進し、徒らに賦詩作文の末技に耽り、又は訓詁に没頭して、眞の道理を把握し得ざる學者を腐儒と罵り、道學の蠹魚と嘲り、聖經の罪人と迄極言して是を排斥した。信淵私かに思ふに、『天下の實學を修めて、天下の實用をなさざれば、何によつて天下に立たん。況んやまた天下をして立たしむるに於いておや』と、斯かる見識を以て、斷然普通の學者と其の見解を異にし、一人卓然と超越して、瘁勵刻苦、干挫にも屈せず萬難にも撓まず、渾身の勇氣を振ひ起し、到底普通人の堪へ得られざる艱難を忍び、晷を以て夜に繼ぎ、精究勉學すること數年、彼の學術は大いに進み、嶄然頭角を顯はして、諸先輩を凌ぐに至つた。其の同輩と共に事を論ずることあれば、其の説く所嶄新奇抜にして、人の意表に出で、而かも其の説たるや、一々其の據る所は精確にして、よく道理に叶へるを以て、人々みな其の説に感服せざるはなかりしと云ふ。若し一度激すれば、舌端火を吐き風を呼び、其の縱横

無盡の論陣には、みな其の英鋒を避けて、敢て敵する者なかりしと稱せらる。而して信淵が爰に達する迄には、勿論刻苦勉勵の結果であるが、其の勉勵は普通の刻苦勉勵ではなく、其の裏面には父を喪ひ貧なる母一人が故郷にあるのみにして、學資を得るに道なく、遂に資に窮して燈油を購ふの錢なく、僅かに線香を焚き、其の光りを以て讀書すること殆ど歳餘の久しきに及べりと云ふ。艱難は信淵の學と才と智とを不壞の白珠と化せしめたのであつた。信淵が語へる、

山川萬里遠辭親

到處天涯如比隣

志業參差存傲戒

隨師不惰早爲麟

と云ふ七絶は、其の頃の彼の生活感情を表現せるものにして、起句と結句に彼の心境を覗ふに足るであらう。

師槐園は信淵が勤勉にして、學徳勝れるを以て深く彼を愛し、醇々乎として教へて倦まず、又彼が佐藤家の家學と云ふ輝かしき大任を負ひながら孤兒となれるを憐み、厚く彼を優遇した。槐園曾て津山侯に語つて曰く、「予が門に佐藤信淵なる者あり、實に當世に得難き非凡の才を有す。後ち必らず大業を成すに至らん」と、弟子を觀ること師に如かず、果して後年其の言に違はず大名を成すに至つたのであつた。

信淵平生槐園が繼母に事へて孝養頗る篤きを觀、母を懷ふの情切々として迫り、師の許しを得て故郷に母を省みた。偶々庭園の藤花、爛熳として老松に蟠り、紫雲翠綠と相映發して高く天空に棚引き、美觀極まりなければ

信淵思はず掌を拍つて是を讚嘆した。母傍より靜かに誡めて曰く、「この藤は曾つて我が祖先の植ゑしところなるも一度も花を開かず。されば郷人これを『佐藤の痴藤』と稱した。不昧軒翁培養の秘術を凝らし、寒中その根側に糟肥をあまた埋肥したるに、三年目に至り果して百餘朶の美花を開き、殊にその房は長く垂れて五尺有餘に及び、爾來いまに至るまで近隣無雙の名花と稱せらるゝに至つた。汝また幼にして狂狷なりしを以つて、郷人みな汝を『佐藤の狂漢』と稱して擯斥せしことは、汝の能く知れるところ、汝よく勤めよく慎しみて大業を成就し、以つてこの藤花に恥づること勿れ」と、信淵この語を聞き、花に對して大いに慚色あり、慨然として大成の二字を誓つた(註四)。蒲生氏の此の教訓は彼の孟母斷機の教へに勝るとも劣らざる機宜に叶へる適切なる名教訓であつた。信淵は慈愛籠もれる此の母の教訓を心に締め、槐園塾に歸つて益々螢雪の功を積んだ。

註一。先哲小傳(第二〇頁—第二二頁)。

註二。磐水存齋(坤第九一頁—第九二頁)。

註三。磐水事略(第二二頁—第二三頁)。

註四。佐藤信淵翁傳(第二〇頁)。

一三 津山藩の弊政改革

天明五年師槐園は藩命に依り歸藩することになつた。信淵は本草學を研究せんことを欲し、槐園に従つて美作國に至り津山に滯留し、翌年彼は獨り津山を去つて西國地方に旅行し、薩摩に至り歸路各地を視察し、信州飯山を経て江戸に歸り、又三原金太夫が家を主とした。金太夫信淵を以て英物なりとし、寵遇頗る篤かつた。此の人は爲人沈毅にして、智略人に絶してゐたが、外貌溫柔にして言ふこと能はざるが如く、且寛厚にして衆を容れ、常に客を會して事理の議論を聞くことを好んだ。故に酒食の費え多く、従つて家計も豊かではなかつた。又己が爲さんと欲することは人に言はしめ、人をして其の事を成さしめるのを好んだ。故に人又みな其の長者なるを貴び、最初は近習より其の頭となり、尋で用人となり、遂に少老に迄昇進したが敢て難する者とならなかつた。

津山藩は越前家の嫡流にして十萬石を領する名族であつた。ときの藩侯松平越後守康哉は、賢明にして士を好み、文武の俊父を森然たらしめんとしたが、幼主相繼ぎたる後なるを以て、國柄は世祿大臣の手にあつて、秀才を教育し、高材を簡拔し、家士の貧窮なる者を惠恤せんと欲するも、執政の評議を経るにあらざれば、僅か瑣細なる恩賜をも施し得ず、且又執政大夫等國家經濟の道を講ぜず、農政の學に通ぜざるを以て、土地を經營し、物産を開發して境内を富實せんことを心得たる者は一人もなかつた。故に家士窮乏し、飢寒に迫る者が多かつた。

康哉侯深く是を憂ひ、憤然として政事を改革せんとし、竊かに金太夫を召して弊政改革を議した。金太夫乃ち「臣が家の客に佐藤信淵なる者あり、年少なれども頗る奇才あり、且よく諸子・百家の書を讀んで、詳かに歴代の變遷に通じてゐる。若し彼を召して古來の事實を講談せしめなば、或は御思案の一助ともなることあらん」と言上すれば、侯は「寡人津山にありしとき、宇田川玄隨が塾に佐藤信淵なるものがあつて、絶世の英物なりと聞き及んでゐる。これを見んことは固より渴望するところである」と仰せられた。爰に於て金太夫と密議し、數日の後康哉侯は不寢の病發と稱し、制外の例を以て、寶講師を迎へるが如く粧ひ、信淵を寢所近く召して、四方漫遊中の珍談・奇話を講談せしめた。金太夫は豫め信淵に内意を含め、最初は國々の奇怪なる珍説を語らしめてゐたが、第三四夜の頃より、諸國の山海・江河の形勢より、水陸運輸の便否及び樞要なる都會、山谿險難の要害を説き、且其の土地の肥瘠、土俗の風習、農業の巧拙、政事の得失、國內の貧富に至る迄、心を盡して講述せしめること十數日を経るに及んで、一夜金太夫其の他近習番頭小島新左衛門・小久保勇記・松波助之進都合四人の外は悉く人拂ひをなし、康哉侯は信淵を近く召されて「今夕の事は、國禁を忌み憚ること無く、汝が心の欲するところを以つて、津山を治むべき大要を論じ、且つその弊政を審かに議せよ。寡人はこれを以つて國家を治むるの心得とせん」と仰せらるれば、金太夫亦是に續き、「君侯の御懇命は、既にかくの如し。吾子決して辭することなく申し述べよ」と、頻りに信淵を促せるを以て、信淵乃ち「國家を治むるの大要は、孔子の説けるところの修身也、尊賢也……抑この九經は、國家を治むるの常道にして、一經を缺くと雖も、完全なるものにあらず、恐れながら君侯僕也に命じて禁令を憚らず、國事を講ぜしめらる。故にこの罪言を發したが、願くは無禮の罪を許さ

れよ」と憚かる所なく述べれば、金太夫等四人は、側に俯伏して顔色土の如く、且息する能はざるものゝ如くであつた。君侯も亦額の汗を拭ひ、近習に命じて酒を運ばせ、大盃をとつて自ら傾け、其の盃を信淵にも賜はり、座右の千里鏡をとつて信淵に賜はつた。金太夫等四人も始めて安心し、みな愉快に飲んで其の場を退いた。其の後三四日を経て、又御前に召され、康哉侯は人を拂つて仰せられるには、「我れ從來放埒なりしは、すべてこれ執政にその人を得ざりしが爲めであつた。いま我れその弊を改革せんと欲す。何を以つてせば宜しきや。願くば子が欲するところを述べられよ」と。信淵乃ち是に答へて、「僕也少年にして知るところなし。況んや國家を経綸するの大法をや。然れども竊かにこれ聞き及ぶに、侯の御家法は御手元金の備へなく、瑣細の御惠みを賜はるにも、必らず執政列座の評定を経るにあらざれば、これを賜はることを得ずと、これ等の法は、庸主・闇君或は放蕩無頼なる暴主等の世には宜しきことあるべきかなれども、當君侯の如く賢明にして國家を隆盛にし、萬民を濟救せんことを欲する英明といへども、平生座右に御備への御手元金ありて、財用の出納自在ならざるときは、貨を輕んじ、徳を尊びて、賢師友を招待せんことを欲するとも得べからず、豈に嘗て賢者を招待して、共に大事を議することを得ざるのみならんや、或は内密に近臣の劬勞あるものを褒賞して、忠勤の誠心を壯んにし、或は遠臣の雄豪にして貧窶なる者を召し、支給を賜はりてその銳氣を養ひ、或は俊秀なる少年に藝古料を與へて、文武の道を教育せざれば、事に幹たるの高材に乏しくして、以後國事を精妙にすることを得べからず。故に手元金を君側に置きて、時々恩惠を賜はり、士氣を振發せざる國は、必ず群臣その君に忠誠を盡すの念薄くなりて、或は執政家に詔護して出頭せんことを期望するもの多し。恩惠のくだるところは、即ち人心の群がることなるを以てな

り。津山の風俗頗るこれに類することあり。不可不察なり。僕也熟々案するに、恐れながら君侯は世々不世生の英主なり。然れども即今の事體にてこれを觀れば、恰も井底に封じ込められたる龍に異なることなし。斯くの如くして年月を送り、宛としてそれ死せば、誰れかその英明と愚闇とを辨ぜん。僕也竊かに一國の蒼生の爲めにこれを惜しむ。三原金太夫は一箇の人傑なり。請ふ君共にこれを熟計せよ。僕年少何を知らん」と、憶する所なく陳べ立つれば、康哉侯是を聞きて嗟歎すること久しうして乃ち宴を賜はりて退下した。其の後一兩日を経て、金太夫藩の役所より家に歸るや、信淵を招きて、無紋の衣服一重を出し、竊かに語りて曰く、「君侯吾子が議論を甚だ御感賞ありて、この服は當座の御謝儀として吾子に賜はるところなり。且つ御懇命あり、今般御改革あるべきに就きて、津山領の弊政を除き、國家を補益し、萬民の爲めに諱み憚ることなく、書き綴りて獻ぜよ」と、信淵再三是を辭すといへども、頻りに請うて止りまざるを以て、覇者の權謀に類することなれども、時務の已むことを得ざるの工夫より、「警三儆策」を作つた。金太夫是を觀て曰く、「貴策、洵に良なりと雖も、執政諸臣この事を評議するに及んでは、半年や一年に決定することを得べからず、この大饑饉の中に評議速かに決せずんば、恐らくは内亂を發するの患ひあらん。これを如何せんや」と、信淵是に對へて曰く、「恃むべきところは君侯甚だ英明なり、僕也侯を勸めて別に行はしむべき爾々の一計あり」と、其の趣きを語りしに、金太夫悦び勇み三策を封じて康哉侯に獻じた。侯乃ち披見して大いに喜び、種々玩弄物を信淵に賜はつた。爰に於て津山領内改革の議が始まり、侯乃ち執政諸臣永見造酒（江戸在番國家老）・伊達與兵衛・小須賀一學・山田主膳・本多左門（以上江戸在番年寄）・三原金太夫（定府年寄）其の他用人村山左仲（定府）・大目付・勘定奉行等を政事所に會し、日

日國政の弊を論じ、是を改革せんことを議した。永見・山田等は温厚和平の人物にて、遮莫の論もなかつたが、小須賀一學は極めて固陋偏僻なる人にて、舊慣に依り先例を用ふるを治國の大法なりと稱して、固く執つて改革を肯んぜず、諸年寄及び目付・奉行等も是に黨する者が多く、其の議多日を経るも決しなかつた。侯是を憂へて金太夫に議した。金太夫乃ち信淵が密言を奏した。一夜侯信淵を召して酒を賜はり、人を拂つて密計を訊ねた。信淵乃ち爾々の計を言上せしに、侯默然として領かれた。其の後月餘を経て、家中の猛士丹羽金左衛門・見玉右仲・平沼平馬・名村運治・大場治右衛門等都合三十八人小澤四郎が藝古所に會合し、小須賀一學を始めとし、改革反對の役人を悉く打殺すべしとの誓盟を結び、其の勇壯狂氣の如く、期するに九月三日を以て事を擧げんとした。此のこと何れよりか漏れけん、執政家の耳に入りて、みな大いに震ひ恐れ、其の翌朝八月晦日の評定に、執政諸役人みな弊を改革すべきに忽ち決定し、國事悉く君侯の自由となつて上下大いに安心し、是より以後は執政大臣等甚だ侯の威權を畏れ、みな能く其の教令を奉り、種々の弊政を改めて許多の華費を減じ、財用の融通頗る開達し、乃ち、群臣の借祿を返し、諸士の困窮を救ひ、四方の諸先生及び諸名士を聘し、共に經濟道を議した。翌七年には侯幕命により滯府となり、姉君本多文之助が母に五百石、弟君金田式部に千石の合力米を生涯贈り、且今年より領内に平準役所を立て、物價を平均にし、稅斂を薄くして百姓を安んじた。みな是「警三假策」の行はれたのであつた。其の後侯金太夫に語りて曰く、「我れ偏に世上の諸先生及び諸名士を聘して、これと國家を経綸するの要務を議するに、何れもみな痴人の夢を談するに似て、一つも取るに足るものあることなし、當世の時務を知るものは、年少なれども佐藤信淵一人のみ、然れども彼れは薄福の相にして英達夙く成れり。惜しむべき

のことには長壽すること能はざらん。故に寡人津山に於いて彼れに百石許りの地を與へ、生涯勤仕を免じ、遠遊することも、またその願ひに任せ、放逸を樂しましめて、我が國に於いて死なしめんと欲す。唯恐らくは彼れが志高ければ、恐らくは我が國に永く留まることなからん。汝信義を篤くして、これを止めて見よ」と、金太夫侯の内意を信淵に告げた。信淵對へて曰く、「僕也少年にして貴國に遊び、國君及び大夫の寵遇を蒙り、何んの喜びかこれに加へん。殊に君侯の御懇命感泣の至りなり。然れどもこの頃世上にて僕也を評するに、若年の身を以つて一國を轉覆したる大山師、永く御國に居るものならば如何なる悪事を仕出かさんも知るべからずなど、甚だ面白からざる取り沙汰多し。僕也が御國に永住するは、足下の爲めにも禍の起る種となること必せり。且つまた故郷に母あり、年六旬に近く、日夜僕也が歸るを俟つ。僕也が大夫を辭し去りて母を歸省せんと欲すること既に久し。謹んで君侯に辭せよ」と、金太夫是を聞き泣然として涙を垂れて曰く、「嗚呼我が君よく吾子が心を知れり。吾子既に斯くの如く決心する上は、愚老止むると雖も及ぶべきにあらず」と、乃ち信淵が決心する所を以て侯に奏した。翌八年二月津山侯の高田の下邸に於て、信淵の爲に、留別の宴を催し、康哉侯自ら臨み、信淵を近く召し寄せ、「若し夫れ寡人を見んと欲せば、何時にても歸參せよ」との懇命を賜はり、且饗儀として金百兩に種々の物を添へて下し置かれ、又家中の諸士も詩歌を作つて其の別れを惜しんだ。爰に於て信淵は津山藩を辭して秋田に歸り、先づ母に金三十兩を捧げて、多年の勞苦を劬り、又錢一貫四百文を投じて米七俵を買ひ、故舊の貧民七人に一俵づゝを贈つて是を賑はした。其の後津山藩にては秀才雲の如く生じ、諸役人みなよく慎みて善政を行ひ、土地漸々開け、物産益々興り、百姓業を樂しみ、國家一時大いに富盛せりと云ふ。信淵が學成り且津山藩の弊政

改革の功を遂げ、錦を飾りて故山に歸れる其の得意、母の悦びは想像に餘りあるものがある。信淵が如何に津山藩の小老三原氏の寵遇を享け、又同藩の侍醫槐園門下の逸足たりしにもせよ、他所者の寄客の身でありながら、且弱冠の青年を以て、而も權謀を用ひて迄も、斯かる大改革を斷行せしめたことに想到すれば、當時彼の學と才とが既に他に超越してゐたことが想像せられるであらう。

註。幕政改革秘話（佐藤信淵家學全集）中巻第八〇七頁——第八一八頁。農政本論中編上及び横澤兵庫宛書翰に據る。

一四 遊歴家としての信淵

佐藤家の家學は國家を經濟する實學であるから、世の多くの學者たちが、徒に書物より得たる眞理の影を追ふやうな觀念遊戯ではなかつた。例へば其の家學の主流を成す所の農學に就いて云ふならば、二つの眼で克明に觀詰めた、地相・氣候・土壤・草木の現實の姿を把握し、饑饉頻發する際であるから、從來の粗笨農法より集約農法に轉換し、生産の増加を計る爲には、人工により草木をして自然のあるが儘よりも、よりよき繁衍の狀態を示現せしめんとする方法論——培養法即ち天功を亮くるの術を發明せんとし、象牙の塔に籠つて自ら高しとせず、自然を科學する心構へを以て、旅に出ては歸り、歸つては又出づると云ふやうに、生涯の大部分を遊歴に送つたのであつた。是は歎庵翁以來傳統の一つであつた。即ち歎庵は凡そ四十年四方を漫遊し、元庵は物品を探索すること四十餘年三十三州を遍く採集し、不昧軒は諸州を遊歴すること三十八年足跡殆ど天下に周く、玄明窩は四方に遊歴し講究すること四十餘年に及び、信淵亦父祖に繼ぎて五十八年、笈を負うて四海を遊歴し、諸國の通邑、大都は論なし、深山幽谷等を潛行して諸種物産を探索し、足跡の及ぶ所凡そ六十餘國、周く爰に語り、詢つた。父祖二人迄も旅中の悲命に殞れてゐる。佐藤家は實に旅の家とも稱すべきであらう。旅人として知られてゐる貝原益軒が各地に名所を探り、松尾芭蕉が、詩材を尋ね廻つたのとは、日を同じくして語られぬほど、佐藤家諸翁

の旅は眞剣なものであつた。農學以外其の他の學問にしても、廣く展開せられてゐる自然界又は社會の實相を觀察せずして立論すれば、動ともすれば管見・偏見又は獨善に陥つて、机上の空論に墮するを免れ得ざるべく、普遍安當性を缺失する恐れなしとしない。而して事實又斯くすることが、頗る危険と困難とを伴つたにもせよ、當時科學する者にとつては、最も勝れた研究法の一つでもあつたのである。

信淵の旅行を記せるものには、『信淵遊歴記』・『四海遊歴記』・『南遊紀事』等があつたが、屢次の祝融に焼亡したるものか、又は散佚したものか今は傳はらない。現存するものには『遊歴記事』があるのみである。信淵の旅行の跡を知るものには、此の外に『佐藤家譜略記』・『横澤兵庫宛書翰』・『經濟要録』等の遺著中に散見するが、其の経路等に往々喰ひ違ひがあつて、其の詳細を知り得ないのは遺憾である。

信淵は十三歳にして始めて父に伴はれて蝦夷に遊んでより、十五歳江戸に遊學する迄に東日本の大部分を旅行し、又師槐園に従つて美作に赴きし序を以て薩摩地方に迄遊遊し、西日本の幹線路を通過してゐるから、十八歳迄には日本の主要部分を其の脚下に踏み締めたのであつた。

信淵學既に成りしを以て、愈々家學大成に邁進するの第一歩として資料蒐集の爲、西國地方觀察の壯途に上つた。ときは寛政二年にして信淵が二十二歳の雄心勃々たる頃であつた。先づ北陸道の各國を巡歴し、尋で山陰道に入つて鳥取・松江等を漫遊して、石見國津和野に至り、此處に祖先及び親族の靈を祭り、又龜井侯に傳はる水戰法を探索し、夫れより長門に出で、長崎奉行平賀式部少輔貞愛に従つて豊前の小倉に渡り、長崎に至つて少時滯留し、夫れより西海道・南海道の諸國を漫遊して筑後國久留米に越年した。此の行小倉・福岡・長崎・佐賀・

熊本・薩摩・低肥・今治等の各地に於て野島・印島・久留島等の多くの水戰法の軍書を手に入れた。翌三年正月長門に渡り、長州侯の近臣馬屋原氏は江戸にて交はり厚かりしによつて、暫く彼の家滞留し、昔中村若狹守隆安の作りし所謂隆安流砲術の旋風・明頭の二臺を得んことを欲し、古老に尋ね問ひしに、周防國三田尻（三田尻）浮野村の熊谷丹次郎直利は、世々郡司が砲術を修めし家なれば、或は傳書あるべしとのことに、直ちに三田尻に赴き熊谷氏を訪ひ、流義熱心の實情を訴へしに、熊谷氏信淵が秋田より遙々尋ね來りし篤志を悦び、交態隆遇言語に絶し、僅か十六七日の間に家傳の秘書を出して悉く信淵に附屬し、且語つて曰く、我が家の砲術は信に天下一なれども、長州の人は絶えて是を學ぶ者なし。然るに今吾子千里の遠きより來りて我が家の法脈を嗣ぐ。古人の所謂道東矣とは即ち是なりとて、信淵が去るに及び、祖先以來の藏書・雜像等迄を出し、みな悉く是を信淵に授けた。熊谷丹次郎直利は長州侯の連枝毛利内匠の臣にして、三田尻の陣屋に勤め、此の直利が砲術の傳は父七郎右衛門直充より、直充は其の父勘左衛門直久より直久は即ち郡司源太夫信之が外甥にして信之より隆安流の砲術を傳へたのであつた（註一）。信淵三田尻にありしとき、偶々長州侯の三田尻の開作工事を視察せしに、度々隄を築き立てて海手を塞ぎしも、大風吹くときは忽ち其の隄破れ潮水侵入して止まり難く、其の處置に困苦してゐた。信淵乃ち家傳の勢子石を置く法を教へた。是によつて其の後は如何なる難風あるも、堤防の絶えて損傷することなく、初めは鹽燒濱と爲して土地を固め、漸々新田を開發して耕作を始めしに、次第によく豐熟して夥しく米穀を生じ、十八萬石計りの新田興り、鹽を燒き出すことも廣大なるに至つたと云ふ。（註二）尋で藝州に入り御鹽問屋吉右衛門宅に病氣にて二月あまり滯留中、大島の人河野四郎左衛門通廣と云ふ人と懇意になり、彼が家に傳ふる船軍法

と佐藤家の火術傳とを交換した。夫れより山陽道の諸州を遊歴して大阪に至り、砲術師坂本孫八郎俊登に従つて萩野流増補新術の砲臺周發の極意を受け、又河州に遊び海濱を巡覽せしに、開作すべき場所あるを以て、其の事を傳達せしに、大阪の町人鴻池善右衛門信淵が教へに従つて二萬石餘の新田を河州に開いた。是より表日本の各國をめぐる、尾張に至つて越年し、尾藩の學館に於て開作の事を講じ、喜多郡及び宮より佐谷川邊を開作すべき趣を説きしかば、信淵が教へを聞いて欣然として是に従事したと傳へられる。信淵は夫れより東海道を通つて、翌四年の春三年越しに江戸に歸つて來た。

文化二年には三度西國地方に遊歴して長崎に渡り、其の地の胡桃館に滯留して司馬江漢が「蘭學大道編」を手寫し、夫れより薩摩に至つて歸つた。同四年には徳島藩の招きにより阿波に赴きて數多の大砲を鑄造し、翌々六年讃岐・播磨・大阪・京都・宇治・奈良・伊賀・伊勢等の各地を歴遊して江戸に歸り、又文化の末年より文政の初年にかけて、信淵は意を決して遠く關東・東北を巡遊し、再び蝦夷の旅に上つた。蝦夷は祖父不昧軒及び父玄明窩の二翁が開拓を企てたが、何れも中途にして挫折し、兩翁とも空しく悲命に殞れた。殊に信淵は父に連れられたる蝦夷を探検し、其の一大富源を開拓して、父祖の宿志を果さんと的一大勇猛心を發したのであつた。其の途次關東・奥羽諸國を巡察して、古老や博學の士を訪ひ、高名大家の門を叩き、到る所國を經め民を濟ふの策を講じた。先づ下總より常陸に出で、水戸侯に謁して富國策を上り、大いに天下の形勢を論じて、時運を一變すべきを説き、農を勵まし商を興し、以て大いに文武の道を擴張しなければならぬ所以を陳べた。其の云ふ所侃々諤々と

して、一世を濟救し富國強兵の實を擧げずんば止まざるの概があつた。又會津に至つて、父祖の門人に農政の本源を講説し、培養・耕種の法を授けた。米澤に於ては、藩主上杉彈正大弼治齊侯に見え、侯の令弟治廣の爲に、經國濟民の策を獻じ、大いに弊政を改革して、奢侈を誡しめ、物産を興して、百姓を撫育し、堤防を築きて水旱に備へ、文武の道を勵まし、以て萬世の大利をはかるべきことを陳べた。侯深く其の言を嘉納し、教化を布き、實業を獎勵し、仁政を施し、文武の道を勵んで、風俗醇良、文化燦然として大いに觀るべきものあるに至つた。今日に至る迄、祠を建て、信淵を祀る所は、實に是に基因すと云ふ。信淵は此の旅の道すがら出羽國雄勝郡の故郷を訪れたが、ときに郷人は、彼を目するに狂奴を以てし、其の相手となるを好まず、親戚も亦彼を江戸の痴叟と稱へて、敢て面會することを避け、共に談ずることを恥づるものゝ如くであつた。郷關を辭して遠く異郷にある者の寸時も忘るゝ能はざるものは、實に故郷の空の懐かしさである。鎮守の森、小川の流れ、幼な友達は、陰の形を追ふが如く我にまつはり、嬉しきにつけ悲しきにつけ、常に心の奥に徂徠する此の故郷に今歸つて來て、郷人の此の冷遇に、彼は寂しき微笑を浮べ、千萬無量の思ひを胸に秘め、撫然として菩提寺たる寶泉寺の祖父不昧軒翁の墓前に額づき、誓つて父祖の遺業を大成せんことを告げ、仰いで雲際に聳ゆる靈峰鳥海を拜し、俯して清流御物を瞰下し、幾度か低徊願望して去る能はず、記念として合歡の木（此の老木は數年前枯死して今はなし）を其の墓畔に植ゑ付け、路傍に嬉々として遊び楽しむ兒女を顧み、貨物を與へて是を慰め、附近の田圃に耕せる農夫と語り、悵然として立去り、是より久保田（今の秋田市）城下に至り、親しく藩内の政教を觀察して、憂憤措く能はず、慨然藩侯に其の挽回策を上らんと欲したが、友人某氏の諫言によつて是れを止め、奥山・小野

岡・關口等の諸友と、詩酒歡談以て僅かに旅情を慰めた。斯くて久保田を後にして阿仁の銅山に至り、父祖の門人等の諸公により、銅鑛を驗して、其の良否を辨別する法を教へ、又土人に牧畜の法をも授けた。後に此の地方より良馬を産するに至りたるは、信淵の此のときの指導によるものと云はれてゐる。夫れより津輕の青森に至り、熊とアイヌとの物語りに名高き曾遊の懐かしき蝦夷に遊び、東西蝦夷より北蝦夷等の沿岸を周遊し、幼時の記憶を辿りては、ありし日の父を偲びつゝ、普く蝦夷地の形勢を觀察し、其の經緯度を測量し、且氣候・土性より人情・風俗等に至る迄、詳しく視察調査して歸り、大いに得る所ありしと云ふ。又一説には此のとき信淵は、蝦夷開拓策を處の役人に上りしに、其の納るゝ所とならざりしのみならず、却つて生塗壁の土藏内に拘禁せられ、漸く釋放せられて歸ることを得たとも傳へらる。其の後天保時代に至り、信淵は伊豆の葦山、三州の田原、沼津領の駿河・伊豆・三河地方、南部等の各地に遊び、綾部行の際は七十二歳の高齡にも拘らず、東海道より伊勢に入り、伊賀・奈良・京都を経て丹州綾部に至り、綾部領七郷六十八ヶ村を悉く巡察し、但馬・丹後をも漫遊し、京都を経て歸東したのは最後の大旅行であつた。此の外信淵は江戸と秋田、上總と江戸、上總と秋田、房總各地、江戸と鹿手袋等を往復すること幾十回なるかを知らず、尙相州三崎や八丈島等に遊んだ記録もある。

信淵は、稀なる旅行家であつたが、又勝れた地理學者でもあつた。其の世界地理の知識は、山村昌永の『増訂采覽異言』や箕作省吾の『坤輿圖識』及び嶺田楓江の『海外新話』等の影響を受けたるものと思はれるが、『西洋列國史略』・『防海策』・『宇内混同秘策』・『椿園秘記』(寫本)等に於ける彼の識見もさることながら、其の北米合衆國や沿海州の沿岸地理に審かなりしは驚くべきものがある。其の日本地理に至りては、所謂「居ながら

にして世界を知る」體の第二次的な書物學者としての地理學者にあらずして、全く殆ど日本全土に其の足跡を印し、又二つの眼を以て我が國の自然と社會とを直接觀察して廻はつた體験に基く記録其のものであるから、其の精詳なることは云ふ迄もない。其の政治地理學的識見は、是を『薩藩經緯記』・『責難錄』・『鳥羽領經緯記』・『日向經緯記』・『紀州藩御分國經緯略記』等に是を觀るべく、又其の經濟地理學的識見は、彼の『經濟要錄』・『農政本論』・『草木六部耕種法』等に是を認め得るであらう。殊に信淵の此の方面の研究に就いて注意すべきは、其の國土經營論であつて、信淵は是を「抑々國家を經緯して萬物を富饒にせんことを圖るには、約て其の要を撮と雖ども、必ず三事六要を脩めざれば功を成すこと難し。所謂三事六要の制は、我が高祖父歡庵翁以來數世の工夫にて建たる説にて、頗る便良なる法なり。三事は即ち國圖を製し、氣候を審にし、土性を辨する是なり。此三事は國を建るの基礎なるを以て、唯國君と大臣のみ精く考覈して此を熟知し、以て領内を經略すべし。中人以下には知らしむべからず。六要は即ち水土を平げ、農政を精くし、山澤を開き、河海を理め、百工を興し、賈人を轄す是なり。此の六件は上國君より下萬民に至るまで、皆其心力を一にして俛強せざれば、國家を建ること能はざるなり」(註三)と述べて、國土經營上三事六要の極めて重要なことを強調してゐる。

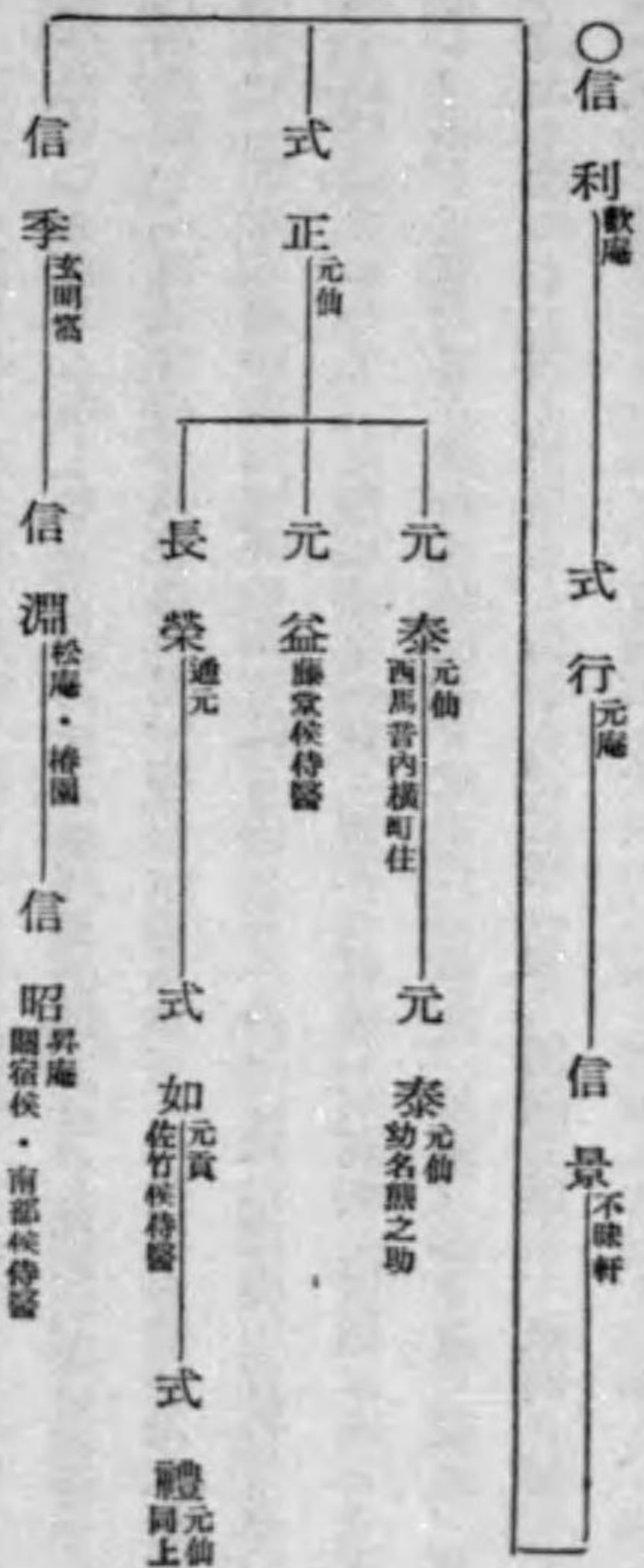
註一。三統用法論中卷(第二丁—第二二丁)。

註二。土性辨(『佐藤信淵家學全集』上卷第一〇二頁—第一〇三頁)。

註三。別本經濟提要(同書中卷第五九三頁—第五九四頁)。

一五 醫人としての信淵

高祖父歡庵が湯澤城主佐竹美作守に逐はれて床舞村を退き、貝澤村海藏寺の傍に移住し、大久保村佐藤元春の門に入りて刀圭の術を學び初めて醫となり、爾來子孫永く是を世業と爲すに至りしことは既に述べたが、歡庵以後醫人と成りし者の系譜を示せば左の如くである。



佐藤家の醫方は歡庵以來漢方であつたが、伯父式正は眼科を以て世に佐藤流と稱せられ、其の術の久遠精妙な

る世の眼科者流と異なり、眼目の内景を詳諦にし、師を追うて禹穴を浪華にさぐり、笈を負うてカスバル流(Casper)を東都に窺うて關方に轉じ、始めて解剖するの術を究め、治術益々精妙にして治を遠近に施した。從兄元泰は家を繼ぐべき人なるが、分家せんことを欲せしも、式正多年外にありしを以て病用を勤めてゐたが、後許されて西馬音内前郷横町に住して醫を業とした。其の子元泰は實は父元泰の長女源の子にして、幼名を熊之助と云つたが、入つて元泰を嗣いだ。又元益は東都に到り、藤堂佐渡守の醫官八尾半庵の嗣となり、尋で侍醫となつた。三子長榮家を嗣ぎ通元と稱した。其の子式如は幼名を英吉郎と稱し、信淵に從つて學び、後東都に出で、眼科を究め、眼科を以て佐竹侯の侍醫となつた。其の子式禮實は式如の弟なるも兄子なきを以て、其の嗣となり、秋田藩の本帥會頭を命ぜられ、尋で醫學頭に任ぜられて醫學館に洋學を講じた。

信淵は箕裘の業を嗣いで漢方を修めたが、槐園に從つて關方を學び、其の醫友には小石元瑞・宇田川玄眞・高野長英・新宮涼庭・竹内玄順・大野清庵等があり、門人としては佐藤式如・息昇庵・山本淡齋等がある。

信淵寛政四年春、西國地方の旅より歸るや、京橋柳町なる鹿島清兵衛が持地に於て、二十四歳のとき始めて醫業を開いた。尋で加納侯に仕へて上總一官に赴いたが、翌年復歸つて醫を業とせしに、大いに盛行した。同九年上總國大豆谷に退去し、農を營みて農學の實驗を爲すと共に、家傳書を校訂増補する傍、醫業を營んでゐた。文化三年復江戸柳町に於てもとの如く醫師となり、同四年阿波の行があつたが、翌々六年歸東するや、自走火船の教へを乞ふ者門前市をなす有様に、禍の身に及ばんことを恐れ、大豆谷に逃れて以前の如く著述と醫と農とを兼ねて生計を立てゝゐたが、同九年隣村臺方村に移り、翌十年復江戸に出で、日本橋富澤町忠兵衛店を借り受けて

専ら醫を業としたが、名醫として醫業大いに流行した。「神道方吉川源十郎不束之取斗いたし候一件吟味」に、信淵が上州群馬郡倉賀野宿本陣八左衛門の病氣を診断した一節に、「去亥（文化十二年）七月十一日江戸表に用事有出府いたし候途中、武州板橋宿に而與風二の腕痛、次第に募り難儀いたし候節、途連に相成り候もの右之様子承り、富澤町に罷在候佐藤百祐と申醫師功者に付、爲見候方可然旨申聞候間、江戸表へ着之上、右百祐方へ尋参り、知人に相成様子相見候所、全く瘥之所爲に可有之、逆も念に者治申聞敷、歸宿之上得與療養いたし候方可然、併氣遣敷儀者有之間敷旨申聞」云々と記録されてゐる所から見ても、又此の頃信淵には八九人の家族の外に、佐藤英吉郎（式如）と勝馬伊織の親戚にて松平大膳大夫家中の厄介人田中静馬と云ふ二人の寄客迄も置いてゐたほどであるから、醫業も相當繁昌してゐたことが想像せられる。信淵は醫人として何を得意としてゐたかと云ふに、大豆谷の古老に尋ねても、もと「百祐の灸」と云ふ灸術書があつたと云ふ傳説以外には何も残つてゐないが、鹿手袋での古老の話によれば、信淵は眼病や腫物や癩病などに就いて、特別な秘方を藏してゐたと稱せられてゐる。文化三年江戸に出たときは外科醫を開業してゐるか、蘭家としては然あるべきことにして、信淵は又外科をも得意としたことが判かる。現に永堀家に信淵愛用の蝕ばんだ百味箆筒が残つてゐるが、其の底には今も墨痕鮮かに「享和元歳酉四月吉日本郷春木町三丁目伊勢屋太郎兵衛」と記されてゐるのが、醫人信淵の名残りを留めてゐる。享和元年は信淵が正に三十三歳で、彼が大豆谷で盛んに醫業を営んでゐたときに、生薬屋から寄贈されたものであらう。此の百味箆筒の引出しの中には、尙陳皮や柘榴皮其他數多の草根・木皮が何が何やら判明せぬ位に腐蝕して残つてゐる。尙近來迄残つてゐた白膏は非常に特效があつたと云ふ。信淵は特に眼科に勝れ

てゐたと云ふが、是に就いては上野山下の雁鍋で、彼手づから女の眼球を解剖したと云ふ怪奇な逸話が傳へられてゐる（註一）。信淵は寛政五年二十五歳のとき、熊田大炊介に従つて絶世の奇法たる本朝傳人體術を學んだといふが、是は古河藩の河口信任が行つたやうな、純日本式の解剖術であつて、前述の逸話は夫れを實地に試みたとと思はれる。信淵が醫家としての秘帖（註二）中にある數條を擧ぐれば、

多血強壯質は、血絡系統の機轉強盛にして、血液造爲迅速且饒多なり。而して顔面赤く脈搏強實、體溫富盛にして、自餘の諸運管皆強健なり。故に此質は血液聚積或は出血或は瘡衝病に罹り易し。

虛弱質は、脈動軟弱にして收壓し易く、體溫僅微、其他の諸運管特に意識に隨ふ官能虚脆にして、動作に因て疲憊し易く、呼吸困難を致し易し。食餌及び新鮮氣を以て數々生力を補益せんことを欲し、感覺不調にして或は過少或は過甚、分泌機轉も亦強弱一定し難し。故に此質は虚性病・瘵塞病・過度の脱泄病等に罹り易し。

神經質は、神經系統の機能鋭敏にして、身體の觸動・觸覺及び精神感動共に旺盛し、其餘の諸況常に變換して定規なし。故に此質は瘵瘵及び神系諸症に罹り易し。

強固乾燥質は、纖維の收力強固にして乾燥し、全身肥腴ならず、分泌排泄俱に少く、尿色常に濃く大便硬澁して稀れに、皮膚乾燥し毛色緒褐なり。此質は血液の積滯閉塞、病時に内臟閉塞及び實症病を患易し。

弛緩海綿様質は、纖維弛縱筋肉柔軟にして、其質海綿の如く、身軀膨大皮色灰白、體溫微少毛色大抵黃黒なり、此質は當に感冒し、頭腦・腹内の諸分泌を司る諸器内に於て、粘液蓄留し易く、沴已及び淋瀝の鬱積、或は滲

出其他流泄病・瘰癧病、病毒分利の不全、慢性病等に罹り易し。
淋澀粘液質、是前症同一なり。

腸胃質・胆汁質・黒胆汁質、腸胃質の人は、化穀・大便俱に不整にして全からず、故に常に化穀機の妨碍、腹部内臓の壅塞・依剝昆的里に墜り易し。胆汁質の人は肝臓の刺衝機不正にして、瑣細の誘因に遇ふも、胆汁過甚の溢出若くは反流を催起す。黒胆汁の人は皮膚黄色尿色曇暗にして、大便閉澀疾等の癖あり。

儂麻質斯質・聖京儂質は、皮膚の機能虚弱にして、病的の感覺を具ふ。故に蒸發氣微少にして、動もすれば壅塞す。是を以て儂聖病に墜り易し。

疥癬質は、皮膚の分泌補充共に缺損す。是を以て皮膚居恒に不潔にして、皮膚潰瘍を發し易し。又疾病若くは病毒分利に方り、皮膚官能の妨碍を受易し。

靜脈質及び痔病質は、靜脈系統の機轉過盛にして、血も亦多し。小腹内の靜脈は特に然り。故に門脈系統に血液充盈し、以て痔脈の鬱積を爲し易し。

癆瘵質は、體格長身長頸、平胸肩膊翼張す。而して成長甚速にして、脈管刺衝に感じ易く、脈亦常に數々、頰色紅粉を點するが如く、食後手掌熱灼する等なり。此質は血質の沸騰及び聚積に罹り易く、又勞動に因て呼吸困難し、終身肺病・肺癆衝・咯血・肺癆等に墜り易きこと甚し。

卒中質は、項頸短ふして太く、恰も肩上に蟠するが如く、體格亦都て短大なり。此質は腦患及び卒中の素因を胎す。

等の如く、體質又は氣質より、其の罹り易き疾患を記せるものにして、當時の醫人として斯かる新知識を得てゐたものは、蓋し信淵の如き蘭家の先覺を知友に持つてゐた者にあらざれば、知るを得ざりし所であつたであらう。

信淵は鹿島清兵衛・豊田彌太郎・竹川彦三郎・竹口喜左衛門・同作兵衛等の如き豪商連に甚だ知己が多かつたが、是は始め信淵が是等富商を其の患家として持つたのが、次第に懇意になるに連れ、信淵は或は信用を得或は其の才學を認められるに至つたものであつた。斯くの如く富商連が信淵を醫師として招聘した所より察すれば、醫人としての信淵の名が相當高く、其の伎倆が評判となつてゐたことと思はれる。

信淵は其の後も或は大豆谷に或は鹿手袋に於て、著述の傍ら醫業に其の生活を救はれてゐた。醫業は彼の生命線であつたのであるが、從來彼は農政經濟學者としてのみ知られ、其の世業たる醫學方面は餘り知られなかつたのである。

信淵は祖父不昧軒が醫道から經濟學に轉じた動機に就きて、「我先祖は出羽國雄勝郡に家し、世々醫と農とを業とし數多の年を送れり。然るに祖父不昧軒に至り、數々饑饉に遇て國中の人民多く死たるを悲しみ、歎息の餘り竊に志ざしを興し、男子世に生て生涯軒岐の術を精究し、疾病を治するといへども五十千百の人を救ふに過ぎざるなり。願はくは四海の人民を救ふべきの大道を明らかにせんと、於是經濟學を志ざし、熟々自ら思慮するに、今の世に當て天下の諸侯國政の善なるも、無きにあらず。然れども大抵財用の給らざるに困窮するよりして、食

物を蓄積する事能はず。故に僅一兩年の不作にも百姓を餓死せしむるに至る。然れば先づ萬物を盛に發育し、衣食を富贍するの根本を講明すべしと。於是農業物産の學を精究せり」(註三)と述べてゐる。玄明窩も信淵も此の精神を繼承して家學成就の大道を藝進し續けて來たが、世業が醫道であるから、信淵は屢々其の説明に當り、醫學上の用語を用ひて頗る適切洽當する譬喩を試みてゐる。則ち草木の培養に就きては、『草木六部耕種法』に、『凡そ草木耕作の法を精しくして天地の化育を賛くるは、其事全く醫師の人身を補益して多子を産育せしむるの術に同じ』と云ひ、又『——醫師の病者を療する心持に成つて、懇到を極め心力を盡して此を經營するものならば、窮乏の國と雖ども廢置すべきに非るなり』ともいひ、その家學に就きては、『經濟要略』に、『我家の經濟學は——和漢神聖の經典より淘汰したる精粹にして、皆悉く國家衰耗の病根を除き、萬民貧窮の苦痛を去るの無上良藥なり。唯恐らくは其味の極て苦きを以て、能く服用して効を得る者鮮からんことを。若能く此を用ふる者あらば、其國家の元氣を強盛にし、國體の羸瘦を肥饒せんこと五年は俟さるべし』と云ひ、或は封建財政の窮乏に就きては、同書に『良藥は苦く忠諫は逆ふが故に、多くは阿諛諂佞を喜ぶ者なればこそ、國土は懸磬の如く借金は丘壑の如く、年中財用に手窘まりて、罪も無き家人の祿等を減じ、頻りに金借出すことに奔走して當年を送る家も有る者なり。凡そ家の規則を持崩して右様壞症と爲たる國は、一旦苦烈の良法を用て嚴く制度を改正せざれば、濟せば八百とやら云ふ俗諺の如く、如何なる奇妙の計策を行て數多の金銀を借入ると雖ども、悉皆燒石に水を温すの勾當にて、貧窮を免るべきの際限なく、永々借金^{しわき}の淵に沈む者なり』と述べてゐる。又秋田藩の大夫疋田松塘に呈した封事には、『宮殿・樓觀を廣大にし、車馬・衣服を華麗にし、賈人の眼目を眩耀して其金錢を借出し、以

て皮膚之臭瘡を覆ひ被成候事の如きは、是皆舊來庸愚之常態而已。右様の事にて心腹之病根治瘵可致候哉』と頗る奇警なる言辭を用ひてゐる。是醫人にして農政經濟學者たる彼の一面を窺ふに足るであらう。

醫人信淵の著述として擧ぐべきものには、『西洋藥物考』・『同補遺』・『佐藤家傳法』・『強神丹方劑』・『神經熱治法』・『內證診法引經次第』・『小兒診法附妊娠』・『熱病論附齒斷癩病』・『藥法集』等があるが、就中『西洋藥物考』及び『同補遺』は、其の論證正確なる名著として、杏林界の推稱して措かさりし所と傳ふ。

信淵の息昇庵は、父に學んでより後其の師事せし所を詳かにせざるも、文政十二年二十二歳の弱冠にして關宿侯の待醫に拔擢せられ、天保十二年には南部侯の侍醫として聘せられた。信淵が餘りにも偉大なりし爲、月明らかにして星稀なるの觀なしとせざるも、蘭學を講ぜしほどの倚器であつた。

佐藤家は歡庵翁以來、一族十餘人の醫人を輩出し、其中四人迄は雄藩の侍醫となりしほどの醫人一家であつた。

註一。佐藤信淵翁傳(第二〇四頁)。

註二。備忘錄(彌高神社所藏)。

註三。物價餘論(『佐藤信淵家學大要』第四四六頁—第四四七頁)。

一六 大豆谷に於ける信淵の生活 (一)

寛政四年信淵京橋柳町に居を定め、始めて醫術を開き、傍ら小松原剛治に従つて、格物致知・誠意正心の道學を學んだ。

ときに上總國一宮藩主加納遠江守久周侯は、幕府の若年寄格にして、白河樂翁侯・奥州泉藩主本多忠籌侯と共に寛政の三忠臣と稱せられし名主なるが、信淵の聲名を聞き是れを召した。依つて信淵は加納侯に仕へた。此のとき信淵偶々眼病を患ひしを以て、療養の爲侯の領地一宮に至り、君侯の持ちなる地引網の世話を爲してゐた。

偶々一宮の老職政を失ひ、將に百姓一揆起らんとせしを以て、信淵君侯の命を受けて是を綏撫せしに、其の所置よろしきに叶ひ、恩威ならび行はれて、其の首謀者五十餘人みな自首して罪を乞ひ、無事鎮定して君侯の恥ぢを隠すことを得た。

一宮より北へ二里ほど隔たりたる所に岩川村と云ふがある。此の村の里正に白井喜右衛門と云ふ者があり、號を磐水と稱し、甚だ篤農家にして早くも信淵の農政・經濟の大家なるを聞き、其の門人となり信淵の實地指導を受けた。此の人は恐らく信淵最初の門人であらう。信淵西國旅行のとき、肥前國島原より持ち來れる煙草の種を喜右衛門に授けて、其の培養及び手入れ等、悉く薩摩の國府の法に倣つて是を作らしめ、翌年其の葉を刻みて

是を吸ひ試みるに、其の香氣馥郁として味ひ辛烈なること、國府の産に異なる所なかりしと云ふ。

九十九里沿岸の漁夫等が、其の氣風、漸く懦弱となり、放蕩の弊風に陥り、漁業日に衰微して、窮民日に増加するを憂へて、親しく漁村維持の良法を教へ、以て漁村を富ますべきの策を講じ、其の他種々計畫する所多かりしが、權臣の爲に忌まれ、動もすれば不測の禍ひに陥らんとせしを察し、同五年致仕して江戸に歸り、京橋柳町に於てまた醫を營んだ。

寛政六年淺草雷門の日音院、信淵を以て畸人と爲し、其の兄上野東叡山寛永寺の坊官岸本法師の末女にして、日音院の姪なる笹原氏、名はいせを以て信淵に妻はせた。ときに信淵は二十六歳、笹原氏は二十歳であつた。

信淵既に妻を迎へて伉儷睦まじく、醫業も亦盛んなりしを以て、老母を秋田より迎へ、孝養を盡くして安んぜしめんと欲し、同七年故郷に歸り、母を江戸に伴ひ來り、多年艱苦に惱みし慈母と、始めて一家團樂の樂しみを共にし、夫妻共に奉養甚だ厚きものがあつた。

其の後慈母偶々病に罹るや、信淵百方醫療を盡し、日夜寢食を忘れて看護に盡せしも、藥石遂に效なく空しく黄泉の客となつた。ときに寛政九年四月二十一日にして、壽を享くること六十二であつた。

孝心深き信淵は、母を喪つて悲嘆の極み、心は萎へ身は瘦せて骨立するに至つた。斯くて空しく徒死せば、父祖の遺業を斷絶せんことを恐れ、同年岩川村の里正白井忠藏を請人として、上總國山邊郡大豆谷村(千葉縣山武郡東金町大字大豆谷)の豪家木村久右衛門を頼りて此處に移住し、農民生活を營みて家學を實地に驗しつゝ、父祖の遺稿を校訂増補し、傍ら醫業を開いてゐた。

此の大豆谷と云ふ村は、九十九里濱に近く、太平洋の怒濤の音の聞える所で、高き丘に登れば、遙かに白砂青松の彼方に、眞帆片帆、風に孕んだ白帆の行きかふさまを眺め得べく、近くは丹尾杉たんのおしぎといふ筋のよい針杉が谷間に轟々として茂ひ繁り、山高く水清く、幽邃閑雅なる閑村である。東には東上總第一の名邑にして、俚諺の茂右衛門や小兒薬の一角丸を以て知られた東金があり、附近には信淵の著書の中に観ゆる臺方・小西・餅木・瀧・瀧澤等の諸村がある。石高二百七十五石餘、戸數六十、旗下の士筑紫權之丞・田邊条之丞の知行所であつた。村内には神社四社あり、各社には備社料の神田あり、其の作得米を年々十餘石貯蓄し、四季の祭禮には五戸づゝの當番を定め、その祭禮の諸費用は、此の作得米を以て賄ひ、濁酒を醸し赤飯を炊き野菜を煮て、祭禮毎に酒宴を開き飲食を楽しむ。村内の男女三百人は大いに酔ひ、笛や太鼓に和して歡呼舞踊し、一日の樂しみを極めて百日の勤勞を忘るゝと云ふ有様であつた。故に大豆谷の百姓にして他國に出でたるものも、祭禮の近づくときは、祭禮の面白さを思ひ出して他郷に滯留することを得ず、みな歸郷して鎮守の祭禮を見、酒食歌舞すると云ふやうな郷土色豊かな平和郷であつた。

信淵が頼つて行つた木村家は、當時非常なる豪家にして、廣大なる屋敷を構へ、多數の下男・下女を召し使ひ、頗る村内に勢力を張つてゐた。傳ふる所に據れば、木村家の近くに法道寺と云ふ空寺があつたので、信淵は一時そこに落付き、食事は木村家より運びしと云ふ。其の後間もなく、惣吉と云ふ百姓の北隣りに移り住んだ。此のとき信淵は二十九歳、妻笹原氏は二十三歳にして、當時信淵は雙髪に帶刀と云ふ扮装であつた。

信淵が大豆谷に移住したのは、家學を大成するに於て、農耕・樹藝を實際に試験し、其の結果に基きて

歡庵翁以來四翁の家傳書を校訂増補するのが主目的であつた。されば信淵は農業を営む爲に、下男・下女をも備へ入れたので、家族は五、六人であつたやうである。

信淵が家の前方一町ばかりの大松おほまつく下と云ふ所に、其の空洞に數人の人が入り込めると云ふほど大きな巖着たる一大老松が盤聲してゐたので、信淵は殊の外此の老松を愛し、是に因みて號を松庵と稱し、其の居を萬松齋又は盤松齋或は松齋と稱へ、又是を別號ともした。

信淵は家傳書を校訂する爲に、農耕・樹藝を營み、其の經驗又は成績を參考にしてゐたが、夫れは形ばかりの試験場の如きものにあらすして、地所を買ひ求め、本格的に大規模な農業を營み、すつかり大豆谷の百姓になりきつて、前述の鎮守祭にも出て、萬民率育法として民衆娛樂を研究してゐたことは、彼の著述に依つて知られる。信淵が大豆谷に於て大百姓をしてゐたことに就きては、其の著『草木六部耕種法』・『開國要論』・『經濟要録』・『農政本論』及び『經濟提要』などに記してゐるが、今畑作と稻作とから、一つづゝの例を取つて示すと、畑作に就きては、『草木六部耕種法』に、『愚老先年上總の大豆谷に於て、稷と黍を各一段づゝ作りしに、四月上旬に蒔いて、六月二日に至りければ、黍は豐熟して穗端はぼろ／＼零るゝに因つて刈り採れり。稷また大いに蕃衍つて、地に委るに至れり。然れども黍よりは少し後れて、六月十六日刈り採れり。乃ち籾きて米と爲せしに、稷は六石一斗、黍は五石八斗ありき。故に頗る利潤の厚き作物なり』(註一)と記してある。黍や稷を各一段づゝもつくつたといふのであるから、畑作も相當なものであつたことが知られるであらう。また稻作に就きては、『農政本論』に、『予先年中田四段を同郷の農夫に貸して作らせたりしに、大同年々六七石の米を生ずるのみにて、豐

熟の年にも八石以上の米を得たることなし。因つて其の田を取り揚げて、予自から此れを作りて試みたり。其の法先づ其の刈跡を正月より縦横に深く耕し、蒸腐れたる廐肥を籠に入れ、耙錯て土を調和し、三月上旬より水を泄し、乾田と爲しまた縦横に犁返し、太陽に晒らすこと五、六十日許り、五月の初めに水を灌ぎ精細に耕し、糞草を多く用ひて混合し、而して後ちに苗を刺し、培養と耘籽に懇到を盡したりければ、其の秋は十二石八斗餘の米を得たり。翌年は別して耕耙を精しくし、糞養を厚くして手入れを細かにせしかば、十三石二斗餘の米を生ぜり。是より以後年々十二、三石を下だることなし。然れば百姓を富ます法は、取箇を低くするの謂にあらずして其の實は全く耕種の術を精密にして、農業を勉勵するに在ることを察すべし』(註二)と述べてゐる所より察すれば、佐藤家の農業書が、漢土の農書の翻譯や机上にて捏つち上げた空論にあらずして、みな尊き實驗の成果なりしことが知られるであらう。

信淵は研究心の頗る旺盛なる學者なりしを以て、凡百のことに亘り、深く注意して研究を怠らなかつたが、殊に農業は其の家學の根源を爲すものであつたから、事農業に關する限り一小瑣事と雖も、見逃さずに研究してゐた。例へば大豆谷の信淵が住んでゐた近くで、村民が新池を掘つたことがあつた。信淵もそこに行つて色々村民を指導して居つたが、偶々土中より蓮の實が出て來たのを拾ひ上げ、是は少くとも一千年位は土中に埋もれてゐたものと思はれるが、未だ慥かに生活力があつたので、早速家に持ち歸り、其の殻の兩端を少し切つて、是を自分の庭園の池の中に植ゑて觀た處、果して十餘日にして芽を出し葉を生じたのは、非常に珍らしいことだと述べてゐる。又此の新池の洞中より鹽藥が夥しく出たとも云つてゐる。而して此の物を垂れ汁とし、熱して水分を蒸

發せしめ、冷却せしめるときは、結晶して石の如くなり、是に礪砂を混じて蓬砂を作れば、其の用途は頗る廣大なるものがあると云つてゐる。この池を掘つてゐた百姓連には、何が何やら判らぬ中に交つて、最新の知識を持つてゐた彼は、斯かる仔細なることにまでよく注意して、科學者の本領を發揮してゐた。

七葉樹トウモロコシの實を餅にすると、良いものが出來ると、古來諸書に見えてゐるので、信淵も自分で是を製して食して見たが、其の味はひが、極めて苦かつたので、夫れを灰汁で煮ること七、八度、更に乾して粉末と爲し、其の上澄みを沈澱せしめること數十度、斯くの如き面倒なる手間をかけ、餅をつくりて試みしに、尙苦味が去らなかつた。信淵は「古人の説も實驗して見なければ、信用することは出來ぬ」と云つて、飽くまで一々實驗して觀た結果にあらざれば、信用しない所などは、實に學者的態度が偲ばれて奥ゆかしき限りである。

東金に住んでゐた友人の鶴澤市右衛門と云ふ者が、紀州より蜜蜂を取り寄せて飼育せしに、三、四年の間に蕃殖して數十箱にも及んだ。然るに蜜蜂は蜻蛉を畏るゝこと甚だしく、又蜜蜂を飼へば、蜻蛉の集まること夥しきものなるに、友人は是を放つて置いて、面倒を見ざりしを以て、毎日蜻蛉の爲に、蜜蜂の喰ひ殺されるもの甚だ多く、蜜蜂は是を畏れ、其の一族を率ゐる巢箱を捨て、他方に移り、跡には箱のみ残るに至つた。信淵が住んでゐた大豆谷は、東金よりは蜻蛉の少き土地なりしを以て、蜜蜂が此處にも逃れ來り、數箇所に巢を營んだ。信淵は此の經驗より考察して、蜜蜂を飼育するには、山岳や深林等の、田畑の少き所が適してゐると稱して、斯くの如く普通の人には氣の附かないやうな昆蟲の動靜にも深い關心を走せてゐた。

信淵の住んでゐた所には、蛇が多く棲んでゐて、青大将が家の中に迄來て、梁や米櫃のまはりなどを這ひまは

るほどであつたと云ふ。然るに信淵は少しも蛇を恐れず、是を捕へ好んで食したと云はれる。さればにや信淵の住んでゐた所は、今に至る迄蛇屋敷と稱せられ、信淵の蛇食ひ物語が傳説として残つてゐる。

信淵は大豆谷に居りし頃、大豆谷の附近を始め、房總の各地を旅行しては、農業・物産等に就きて視察し、又寛政十一年正月下旬に故郷に歸り、仙臺より雪を踏んで秋田に踰えたが、其のとき小安の山中にて、野蠶の白繭數十個を採集して是を持ち歸り、其の中四十餘個を煮て絲を取りしに、極めて強く且光澤あり、其餘は鳥籠の中に容れ置きしに、四月に至り蛾が繭を破つて出で、其の大きさは燕の如く甚だ美麗なものにして、卵を生むこと蠶より少なりしと云ふ。其の卵を温めて毛子を取り出し、是を葦簀圍ひの中にて飼育し、繭を作らしめ絲を取りて試みしに、其の絲は光澤もなく其の質は弱く、眞綿をつくるより外に用なかりしと云ふ。是は云ふまでもなく、野蠶が家に飼育し得らるゝや否やを實驗したるものにして、其の不可能なることを證明したものであつた。信淵は斯くの如く大豆谷にありて、農耕・樹藝と醫業を營み、且父祖の家傳書を校訂し、又各地へ遊歴の杖を曳いたことは既述せる如くであるが、此の外寛政十年には久留米藩主有馬玄蕃頭頼徳侯老臣有馬播磨の爲に『農政本義』を著して贈り、文化三年約十年間住みなれし大豆谷を去つて江戸に出た。ときに信淵、正に三十八歳の男盛りであつた。

註一。草木六部耕種法(佐藤信淵家學全集)下卷第二八二頁。

註二。農政本論(同書第八二頁—第八三頁)。

一七 兵學家としての信淵 (一)

文化三年信淵は三度京橋の柳町に居を構へ、此の度は外科醫を開業し、業餘『西洋藥物考』及び『西洋藥物考補遺』を著はした。此の書の定評に就いては既に述べて置いた。翌年二月には、先考玄明窩の遺著『土性辨』の校訂が成つた。

同年四月二十三日露西亞船がエトロフ島に冠し、内浦の我が番所を焼き、尋で舍那港に上陸して、守兵の陣營・官庫及び舍那の町屋・神社・佛寺等を悉く焼き拂つた。此の報一度幕府に達するや、直ちに盛岡藩主南部信濃守利濟侯を始め、奥羽の諸藩主をして各々兵を蝦夷地に出さしめ、又海濱の諸侯に命じて、各々自國の海岸を防備せしめた。是に依つて國內頗る騒然たるものがあつた。

偶々信淵の友人箕浦次郎左衛門の紹介により、阿州徳島藩主松平(蜂須賀)阿波守治昭侯の重臣集堂勇左衛門と會見する機會が與へられた。集堂翁諱は惟寅、字は伯玉、弘道と號し、阿藩の少老なれども英物にして功勞極めて多きを以て、治昭侯の禮遇最も崇く、阿波・淡路二州の政事悉く此の翁一人の意によりて決斷し、彼の國老たる稲田・加島等は唯だ其の上席に坐するの有様であつた。翁信淵を觀て其の學識勝ぐれ且各種の技能によく精通せるに驚き、信淵を聘して其の幕僚と爲し、寵遇頗る篤かつた。信淵は此に依りて其の好める兵學研究に精進

し、大いに其の全能力を遺憾なく發揮して聲譽一時に揚がり、農政經濟學者としてよりも、兵學者として我が八紘一字の肇國精神を昂揚し、興亞の大先覺として其の名を高からしむるの端を發したのであつた。此の年集堂翁は歸藩することゝなつたので、信淵も隨從して徳島に赴いた。

是より先き三十九年前明和六年の夏露西亞船蝦夷地に來り、同八年阿波國海部港に漂着し、滯泊すること數ヶ月、船を修繕して立ち去つた。則ち此の事に就きては、文化元年露西亞の使節レサノツトが仙臺の漂民四人を送つて長崎神島に來り、交易を求めた際、林大學頭就及び柴野栗山等の三博士に外交を議せしめたときの評議書に、『明和八年ハンベンコロと申もの、蝦夷地シムシリ島に參り、夫より阿州へまはり船掛り仕候に付、阿波守方より固め之人衆指出候處、書付一通殘置出帆いたし、何方へ歎罷越候事有之候。右書付一向文字分り不申候に付、紅毛人へ爲見候處是も一向辨不申候。内壹人ヲロシア文字心得候もの有之和解被仰付候處、カムシカツトカより仕出し船に而、他國へ加勢を頼罷越候使者に有之候由、其節武術御秘事に而、世上に委細存候もの無之候』とあるのがこれであつて、此の度も亦露西亞人が阿波國に來寇せずやとの風説が頻りに立ち、殊に海部の住民は深く是を憂懼してゐた。

そこで集堂翁は信淵に向ひ、『吾子は地理學を修め、固より西洋の事情をよく知り、且つ軍事にも通ぜり。今海濱警備の急なるものあり。本藩の防海策は、如何にすればよきか。願くばその説を聞かしめよ』と訊ねたので、信淵乃ち是に答へて、『貴藩及土佐・紀伊の三國は、實に皇畿の南屏なり。海防・邊備最も嚴ならずばあるべからず。彼滿清國の強大にして密邇なる萬一狡猾の主の出ること有らば、第一番に殃災の罹るべきは皇國なり。防海

豈西洋夷狄に備ふべきのみならん哉。今の世に方りて護國第一の利器は大銃カヌーに勝るもの無し。然れば數多の大銃を鑄造し、點放術を精究すべきこと專要なるべし。且其武備の極て嚴重ならんことを欲せば、軍船を多く製し水戰法を熟練すべし。大銃の點放を精究し、軍船の周旋を熟練し、軍令を嚴明にし、精悍なる者を頭目として軍卒を愛撫し、各其部下の士卒を振はしむること最も肝要なり。僕不才其他の策を知らず』(註一)と言へば、翁深く信淵の説に感じ、まづ『阿淡兩州の鐵砲を検せしめたが、三匁彈以下の小銃は極めて多けれども、十匁彈以上の中筒は其の數甚だ少く、百匁彈以上の大筒に至りては、實際發砲の用に勝へたる者は僅か三四座に過ぎず。其の他は所謂子母砲ハブ一名佛郎機と稱する砲十餘座あれども、寶珠も無き疎略の製にて、烟氣の漏るゝこと甚だしく實用に堪へなかつた』(註二)。そこで新たに大砲を鑄造すべきの議が起り、令を藩内の砲術家に下して、大砲鑄造の規則を獻せしめたが、砲術には種々の流派があり、諸流派に夫々一長一短ありて、其の何れを採用すべきかに迷はざるを得なかつた。翁再び信淵に、大砲の基原より、各流派の長短得失、其の製造技術等に就き問ひければ、信淵乃ちハルトルチヌスが子母砲を發明せしより、アーレルスが砲身を改造せし其の製法及び其の後變遷せし大砲の寸尺を明らかにして、大砲鑄造の原理を精究して、『鐵砲窮理論』二卷を著はして集堂氏に呈した。

翁此の書を得て大いに喜び、早速徳島城の南郊富田の二軒家町に大砲鑄造方官署を建て、大砲の鑄造に妙技を有する築田秀太郎を其の奉行とし、萩野流の砲術家坂本正平を監官とし、信淵も亦日々此處に會し、和泉國堺の鐵砲鍛冶惣右衛門及び大阪の鑄物師五助を抱へ入れ、徳島に住はせ、大小の大砲を數多製作せしむることゝした。爰に於て翁は、其の操縱法を明らかにするやう信淵に求めた。抑々大砲には、昔より其の用途によりて、行軍砲・

防守砲及び水軍砲の三種類に分たれて居る。信淵は是を三銃と稱してゐる。三銃は各々其の用途により、砲身・砲臺の製法も異なり、又各流派により、其の製法に多少の相違があつた。佐藤家は元來武家であつたから、祖先以來武事を重んじて來たことは勿論であるが、歡庵翁より代々砲術書を集め、是を珍藏してゐた。信淵も諸國遊歴の際諸流派の砲術を學んだことは既述の如くであつて、信淵は極めて多くの大砲の雛型を所蔵してゐた。併し是等を觀れば、みな一得一失ありて、直ちに其の儘採用し難きものがあつた。と云つて信淵が新らしく工夫せし大砲を製せんとすれば、多額の費用を要するので、是を集堂氏に諮りしに、其の費用の如きは假令多額に及ぶとも、敢て惜しむべきにあらざるを以て、最も勝ぐれたる大砲を鑄造せよとの命であつた。そこで信淵は自分の工夫考案せる砲身と、砲臺を作ることとなり、同年の十二月には行軍砲數門が鑄造せられ、又是を据え付ける爲に、信淵の工夫せし砲臺と戰車が出來し、翌五年二月上旬より鮎食河原に引き出し、數ヶ月の間此處に出張して其の進退操縦を練習し、且又日々數十發づゝを打發することを試み、終に信淵がかねて考へし如く、火薬を用ふる多少によりて、其の彈丸の飛走する距離に、平射しても亦仰放しても、其の間に自ら一定の彈道あることを確めた。是は信淵が又、非常に勝れた數學家でもあつた爲であつた。此の發見は専門家の激稱してゐる所であるが、信淵自身は、『鐵炮窮理論』に、『日々數十發づゝ打ち試み、終ひに予が念願の如く、火薬を用ふる多少に因り、其の彈丸飛走する所の町着に、平射も仰放も、共に各々自ら定例の類あるを究極することを得たり。實に是れ集堂翁の賜物なり』と云つて、其の功を集堂翁に讓つてゐる所は、勝氣な信淵には珍らしき謙遜である。飽く迄研究心に富める信淵は、周到なる注意を以て、此の時打ち試みし大小四種の彈丸の目方や、火薬の分量並びに平射と

仰放との着弾距離、命中率等を綿密に記録し、表を作りて集堂翁に呈し、且此の結果に基きて『三銃用法論』の上巻即ち行軍砲の巻を作り、是を集堂翁に贈つた。翁深く是を喜び、厚く褒賞を賜ひ其の勞をねぎらつた。

行軍砲は又是を野戰砲とも云ひ、是を砲臺の戰車に載せて、近邊は云ふに及ばず遠く他國迄も持ち運び、野戰と攻城とを撰ばず、頻りに發射して強敵を打ち挫き、勝利を得べき大砲を云ふのであるが、從來の大砲は運搬に不便なりし爲、防守には適せるも、進んで敵を追撃するには不向きであつた。然るに信淵は、長門國萩の隆安流の大砲鑄造師郡司讚岐守信久が傳と、和蘭の砲臺軍とを參考して、新に進退自由なる一種の戰車を工夫發明し、是に大砲を載せて試みしに、其の進退回轉共に自由自在にして頗る便利なるものであつた。そこで信淵は翁とはかり、其の戰車を鮎食河原に推し出して操練せしに、阿波は砂地にして車輪のぬかること甚だ深く、是を回轉することが出來なかつた。依つて更に工夫して一箇の車輪を造り、是を用ひて沙漠を押し回はすに、重荷を載せて快走せしめし所、ぬかる患ひは更になかつた。翁是を觀て大いに喜び、稱讚して此の車輪を妙輪と名づけた。信淵の發明せし此の行軍砲は、是を新製戰車に載せて、攻城と野戰とを撰ばず、手痛く敵を打つて雌雄を決せんとするものなるを以て、重過ぎる大砲は其の取扱ひに不便なる爲、砲身に一寸ばかりの彈丸を裝ふものを附け、又從來の大砲は多く先込めであつたが、信淵は特に考案して本込めとしたものであるから、其の發射することの早きことは、小銃を發射する如く速かであつた。從來とても本込めの大砲がなかつた譯ではなかつたが、其の製巧みならざりし爲、烟氣が洩れ或は反動の爲後部が破壊し易かつたので、信淵は家傳の冶金術により頗る堅硬なる合金を以て砲身を作り、且又其の後裝法に改良を加へたのである。此の爲に信淵は、『大銃鑄造金合法』・『彈藥後裝

『炮秘訣』の二書を著はしてゐる。信淵の造つた此の行軍砲は、是を戦車の中央に載せ、左右に箱楯を備へ、前面に箕楯を釣り垂れ、又左右に別に二箇の羽翼楯を施し、此の箱には半圓形の矢狭間を開きて、助銃を發射するに便せしめてゐる。此の羽翼楯は其の開閉自由自在なるを以て、接戦のときは是を開きたる儘を前面より覗れば、恰かも甲蟲の形狀に酷似してゐる。此の戦車は大砲一門を載せ、別に助銃四挺又は六挺を備へ、戦車一輛に小頭一人、砲手八人、車夫四人、遊卒二人、都合十五人あれば心の儘に進退馳驅し、強敵に對して劇しく是を發射し、敵を沈黙せしめ得るに足る頗る優秀なる新兵器であつたのである。又此の行軍砲を以て遠く他國を征伐するときには、是を増強する爲に、更に助銃二挺、遊卒二、三人を増加して二十人とするもよいと云つてゐる。彼の箱楯の中には、彈藥を始め二十人十日分の食物、其の外衣服の類等を悉く積み納めて進軍し得られるので、長陣でなければ別に小荷駄を出す必要もなく、甚だ便利なる戦車であつた。近代戦に於ける戦線の魔物として、又第一線の花形として語はれ、鐵獅子と稱せらるゝ快速なる戦車の先驅をなした信淵の此の戦車は、昔獨逸のアンバルト皇帝が、世界の戦術を一變せしめた銃陣隊を打破る爲に、今より百三十餘年前に我が國の信淵によつて發明せられしものにして、第一次歐洲大戰以來世界各國に於て用ひられてゐる實に坦克の前身である。信淵は更に進んで、此の戦車の戦法に就いても研究してゐる。則ち此の戦車十輛を以て一組と爲し、是に組頭一人を置き、指揮に長ぜざる者を以て是に任じ、萬事みな其の指揮命令に委せる。而して此の戦車を組みならべて戦場に進撃し、激しく敵と雌雄を争ふに當りては、假令寡兵なりとも、敵兵の我が備への後方に廻はられることを避くる備へが必要である。何んとなれば、大砲は五町七町の間にて二段三段に重ね備へることを得ざるを以て、必ず一文字か又は山形・

鋒矢・灣月・雁行等の一重備へを組み立てざるを得ざるを以て、若し後方より敵の急襲を受くるときは、不利に陥る虞れあり、されば組頭は必ず八手飛伏はてつかまりを帥かまりて、其の後方よりする敵に備へしめるのである。此の八手飛伏と稱するは、佐藤家の秘術とする陣法にして、一人毎に十匁彈・二十匁彈の鐵砲に、切彈を數多裝填したるものを持たせ、三人宛を一組としたるものにして、八組を合はせて合計二十四人を一隊としたものである。此の飛伏は八手に分かれて戦車一組の後ろに備へ、常に遊軍と爲りて非常を警護するのである。若し敵兵が不意に我が戦車陣の後方に襲ひかゝるときは、組頭は直ちに此の八手飛伏を指揮し、切玉を以て嚴しく是を打ち撲はしめるのである。是等の事は、機を觀、變に應じて神速火急にせざるときは、不慮の大事を惹起するを以て、組頭には必ず軍事に老練なる者を撰任せしめる。此の行軍砲一隊の總人數は、組頭一人、小頭一人(大砲の射手)、飛伏小頭八人、飛伏十六人、助けの銃手六十人、車夫四十人、遊卒四十人、其の他組頭の從者、諸々の人夫二十五人、都合二百人と定め、鎗・長刀・鎌・熊手等をも持たしめて、敵の急襲を受けたときの用意に備へしめるのである。此の信淵が新に造れる行軍砲を戦車に載せて進撃するときには、先づ第一には敵兵が甚だ強盛にして、弓・鐵砲を多く備へ、勇み進んで襲來する敵に、此の戦車陣をならべ備へ、味方側より進撃して是を打破り、第二には味方の先鋒か或は何れの手の味方にも、戦ひに利を失ひて、將に敗軍に及ばんとするときには、即刻此の戦車を最先に進出せしめ、勢ひを盛り返して、敵を壓倒し、第三には二夜か三夜の野陣、或は急に野陣するときには、此の戦車を八方の外圍りにならべ備へて、惣構への陣形と爲し、第四には前後左右に敵を受けて重圍に陥りしとき、此の戦車を周圍にならべ備へて、先づ味方の戦士を休息せしめ、靜かに様子を窺ひて進退し、第五には此の行軍

砲に數多の火箭を仕掛けて、敵の居城・屬城等を焼き陥し、或は敵の陣營を焼き拂ふ等、其の威力は實に恐るべきものがあるのである。信淵は此の行軍砲の完成したるとき、鮎食河原にて毎日其の射撃演習を行ひしが、文化六年二月十九日蜂須賀侯にも見物を請ひ、大砲の點放を行ひて、其の業績を公開した。先づ集堂翁と議し、鮎食河原の打場に於て、南八町の地點に材木を柱として八間四角の板の二箇所に造り、一貫目彈の大砲二門を備へ付け、右は荻野流の師範役坂本正平、左は徳島藩の家老加島多門を打手として、其の競射を爲さしめた。彈丸は各二十五發づゝ打たしめることとした。正平は十七發、多門は十五發の當りであつた。多門は多年の打手、正平も亦一流の師範にして、互に主君の見物せらるゝ晴れの場所なるを以て、必死となりて打ちしが、多門は六割の當り、正平は六割八分の當りであつた。距離八町、大きさは八間の間に於て、七分の當りを得るに至らなかつた。陸上の動かざる的に對しても、此の成績なるを以て、海上の動搖する船と船との戦ひに於ては、是以上に當りの少きものと考へ、信淵は此の實彈射撃の成績に基きて、遠距離を射撃することの無益として、彈丸を無益に費すのみなることを認め、成るべく敵に近寄りて射撃することの有效なることを力説した。

行軍砲の完成せし後、集堂翁は信淵に命じて、更に防守砲を造らしめた。防守砲は又海岸砲とも云ひ、城郭の石垣・土居・柵形等の上に備へ付け、近寄り來る敵を打撲ひ、或は軍船の入港する際に海岸に備へて、寄り來る敵船を打碎くべき大砲を云ふ。此の防守砲は行軍砲と異なり、或る場所に備へ付けし上は、他へ持ち運ぶ必要なきを以て、極めて大なる大砲を備へ付け得る利益あり、且其の重きを厭はざるを以て、砲身は厚く丈夫に鑄造し得る特質を有する。故に信淵は義弟勝間伊織(正義)が、鐵の鍛煉の法に精しきを以て、翁と議し、伊織をして

一門を鑄造せしめた。此の大砲は籠城第一の武器なるを以て、城に數多是を備へ、彈藥も多く且其の用法に熟練すれば、敵の襲來することあるも、決して恐るゝに足らぬのである。而して其の用法は、防守砲を城郭に備へるからには、必ず砲臺を築造しなければならぬ。此の臺場は高さ二、三丈とし、大砲一門に付廣さは間口六間、奥行五間とし、城によりては五門も七門も備へ、其の外小人數の近き敵を打つ爲に、大砲一門につき助砲四挺を据ゑ付け、又別に銃眼より打出すべき狭間銃と云ふ小銃四、五挺をも備へ付け、一臺場に二十人を配備せしめるのである。佐藤家の砲術は、是を大衍流と云ひ、其の始祖は藤井治郎左衛門光治にして、信淵は其の第六世である。伯父式正も火術を好み、大圓流の砲術を研究練磨して、工夫製作三四回、歴試して當流の深秘を定めてゐる。信淵は此の大圓流や大衍流等を參案して自ら天然流と稱する一派を案出してゐるが、佐藤家の秘傳には、調子打ちを修練することを以て要訣とし、勝手に銘々が亂射することを嚴禁してゐる。信淵は以上の各銃砲の外に、今日の迫撃砲の如き烽火砲・木砲・紙砲等の用法をも述べ、又今日の焼夷彈の如く敵陣に火災を起さしめるもの、或は「烽火も毒火加はるときは、烟氣を嗅ぐ者みな暈倒して氣を失ふ」所の、恰も今日の毒瓦斯彈のことを説いてゐるが、信淵を單なる老農位にしか考へてゐない人々は、信淵が斯くの如き最も進歩的なる科學者であつたことを聞かば、みな驚嘆せざる者はないであらう。又信淵は此の防守砲は、優良なる砲臺がなければ、覗ひ打ちすること難く、且又早打ちをすること能はずと云つて、砲身を上下左右に自由自在に旋轉するの必要なる所以を説き、昔より此の回轉自在なる砲臺には、隆安流の旋風・明頭の二臺がありしこと、藤堂家に獨輪車のあつたこと、武衛・荻野・自得・渡邊・安盛・安見・中島・大衍・淺香等の各派砲術家に傳はる摺臺、荻野流の自由臺、坂本天

山の要臺・周發臺等があるが、是等の中で、寛政三年周防國三田尻の浮野村に於て得たる隆安流の旋風臺は、風の吹くにも旋はると云ふ意味で名付けられたるもの丈けに、頗る回轉自在なる摺臺なるが、砲口が左右上下に動いて、動揺する海上の軍船を打つには、今一研究を要するものがあつた。そこで是に据付けてある算盤車に工夫を凝らし改良を加へて、新案の摺臺を發明製造して是を試みるに、一婦女子にも自由に回轉し得るほどの至極便利なるものであつた。因つて是を集堂翁に示せしに、翁痛く是を喜び、夫れに命名して如意寶臺を名づけた。信淵は又銃砲彈の飛走する原理即ち彈道を精究し、必ず命中する度を定め、盲射・亂射を固く戒しめ、存分敵を近寄らしめ、充分射程内には入りたるときにあらざれば、火蓋を切つてはならぬと云つてゐる。是は無益なる砲彈の浪費を避け、敵を有効射程内に引き寄せて、是を全滅せしめんとしたる戦法であつた。

信淵は又此の防守砲に裝填して發射すべき紫金鈴と再震雷と云ふ恐るべき威力を發揮して、敵兵をして驚倒せしむる秘彈を發明した。此の再震雷と云ふ彈丸は、外より見れば普通の彈丸と異なることなく、唯一つの小なる孔あるのみにして、是を五貫匁玉砲に込めるのは、直徑五寸の銅丸であるが、是を大砲に込めて打出すときは、普通の砲丸の如く震動雷鳴して、城樓・陣營・敵船等を打ち抜きて其の中に入り、少時して再び雷鳴して、其の丸は無數に分かれて散發して、實に畏るべきものなりと云つてゐるから、今日の榴散彈の如きものであつた。又紫金鈴と稱するは、是其の形狀は再震雷と同じく、直徑五寸の銅丸であるが、敵船・城樓等を打抜き、中に入るに及んで少時すると、毒火を燃やし毒煙を吐きて雲の如くひろがり、其の氣に當りたる者はみな悉く昏倒し、其の火勢猛烈にして物を燃やす力甚だ熾んにして、是も亦最も畏るべきものなりと稱してゐる。是は恰かも今日の燒

夷彈と毒瓦斯彈とを兼ねたるが如きものにして、頗る猛威を逞しうしたる、實に恐るべき秘彈であつた。此の二箇の秘彈は、信淵の發明にかゝるものであるが、其の特徴は西洋の船艦の如き堅固なるものを打ち抜くには、從來の燧烙彈の如きもろく軟かきものにては、逆も是を打破ること能はざるを以て、是が爲には砲丸を銅を以て鑄造し、且砲丸中に仕掛けを施し、敵の城樓や船艦の遠近に従ひて、其の爆發緩急の差をつけ、我が心の思ふが儘に爆發せしめ得られるやうに造りしものなりと云ふ。而して此の二箇の秘彈は、防海に用ひるのみならず、野戦にも是を用ひて敵の旗本なる主將の本陣を覘ひ打ちし、或は敵軍の都市・城樓・堅陣其の他敵の重要據點を砲撃粉砕するに用ひて、其の威力を發揮せしむるに頗る妙なるものとし、此の二彈は、極めて大型の大砲即ち重砲を以て發射すれば、恐るべき猛威を發揮するを以て、大軍を帥ひて出征する際には、重砲をも持ち出して此の秘彈を用ひよと云つてゐる。此の二箇の銅丸はもと同一の物であるが、其の製造の機巧に少しの工夫を凝らしたるのみにて、二の妙用を發揮するに至るものにて、是を紫金鈴と名付けたるは、彼の有名なる『西遊記』の中にある文殊菩薩が乗る所の獅子は、胸に三箇の鈴を掛け、是を紫金鈴と云ひ、其の中央のものは猛火を發し、右方なるは猛煙を吐き、左方なるは熱砂を降らし、此の火・煙・砂の三毒を鈴の中より爆發せしめて、孫悟空を苦しめたと云ふ奇談より取りて、是に名付けたるものにして、又再震雷と稱するは、其の名の如く二回に互りて爆發するを以て、斯くは名付けたものであつた。信淵は火藥學を精研してゐるので、此の秘彈を發明したのである。彼の火藥に關する著述には、『硝石製造辨』・『遠照玉火製造秘訣』・『提硝秘要概略』・『雷粉強水法』・『提硝新論』・『火藥法』等がある。

是より先き本年正月十四日『防守砲用法論』即ち『三銃用法論』の中巻が出来上がったので、是を集堂翁に呈上したる處、翁大いに歡び厚く賞を賜はり、且つ續いて水戦砲の用法を研究すべきことを命ぜられた。因つて信淵は海部浦に至り、毎日船に乗りて水戦の工夫を凝らすこととなつた。水戦砲と稱するは、是を軍船に載せて大洋に航ぎ出し、船中よりは是を發射して、敵船を打挫くべき大砲のことにして、即ち軍艦砲のことである。軍船も西洋諸國の如く廣大堅固なるものなれば、車臺・摺臺等に大砲を載せて、縱横自在に發射し、水戦の軍威を猛烈にし、激しく敵兵を打破ることを得るが、皇國には軍船の廣大堅固なるもの無く、稍々大なるものにて、辨財天造りの檣垣樽船等の荷船のみにて、且其の製法は、甚だ手薄にして、至つて重き大砲を載せて自在に發射することを得ず。従つて萬一外寇のありし場合に、此の船を航ぎ出して蟹虜と雌雄を決するを得ず。海岸に砲臺を築き大砲を備へ付けて、海防を嚴重にするも、敵は大船に乗りて自由自在に東西南北に急航するので、砲臺を築き大砲を据ゑ付くるも、其の砲臺より五里乃至七里も隔たり、大砲の達せざる所に船を寄せて上陸せられたる際には、如何ともすること能はず。さりとして林子平が『海國兵談』に説けるが如く、海岸全線に悉く砲臺を築き、大砲を以て皇國全土を取り圍む譯にも行かぬ。されば海岸の軍備を堅固にせんとせば、砲臺のある所には必ず數多の軍船を備へ置き、常に軍船に大砲を載せて洋中に漕ぎ出し、船上より大砲を點放することを練習して、是に熟練せしむることが肝要である。而して萬一にも外國船が來寇せし場合には、我が方よりも直ちに軍船を乗り出し、是を海中に邀へ撃ちて、敵の軍船も撃沈しなければならぬ。斯くの如く猛威を振つて、皇國の武威を輝かさざれば、蟹虜の魂魄を奪ひ、敵の心膽を寒からしむることは出来ぬ。

海防の武備を完からしむるには、砲臺を築造して大砲を備ふると共に、幾多の軍船をつくり、水戦を訓練して外寇に備へなければならぬ。因つて信淵は其の趣きを集堂翁に告げた。すると翁は信淵に向ひ、『阿波・淡路の兩國は、ともに海國にして大小の漁船極めて多く、また運漕の大船も少なからず、これ等の船舶にては、軍用に適せざるや』と問ひければ、信淵乃ち『漁船の大いなるものは、古來軍事に用ひしも、荷船の大なるものは、戰艦に用ひて如何なるものにや。例へば軍船ありとも、波濤の逆巻く大洋に乗り出して、銃砲の船打ちを練習し、水戦の法を操練することこそ肝要なれ』と答ふれば、翁も是に賛成し、斯くして是を實行することゝなれるを以て、信淵更に翁に向ひ、『貴藩は海國なれば、士大夫が乗船に馴れ居ることは、他國に勝されるものあらん。併し僕熟く察するに、この城下近邊の海は、内海と同じく波穩かにして、且つ大阪まで五六十里の間は、一つの内海なり。海部郡の南方の海は、格別の大灘なれば、その波濤の勢ひは、この邊のそれとは比較すべくもない。大夫若しその武備の精銳ならんことを欲せば、よろしく南方の海にて試みなされては如何に』と云へば、翁是を以て一理あるものとなし、船打ちに馴れたる勇士五人を撰び出し、信淵に従ひ海部郡に至りて、船打ちを行はしむることゝした。爰に於て信淵は、五人の勇士を率ゐて大里に至り、大なる漁船に乗り組み、十八挺櫓にて海中に押し出し、三四町も沖へ出でしに、西南の風起り、其の船忽ち漂蕩せられて動搖すること甚だしく、進行するに従ひて風益益強く吹き募り、南海の大浪は恰かも銀山の崩るゝが如く、其の壯絶快絶なる様は到底筆紙に盡し難きものありしが、船に慣れざる信淵等にとりては、今にも船が轉覆せずやと云ふ憂懼に、胸迫る思ひであつた。そこで信淵は水手に向ひ、『風浪斯くの如く荒れ狂ひては、甚だ危険なりと思はるゝが、差支なきや如何に』と問へば、水手

等みな笑ひて、「我れ等はこれより十里も沖に出で、毎日魚を漁るを家業とせるものである。何んの危きことあらん。大海の波濤は年中斯くの如し」と異口同音に答ふ。少時して信淵は、頭眩を起して眼を開くことさへ出来ぬ有様であつた。徳島より來れる五人の勇士達も、みな船酔ひを催し、いづれも嘔吐すること甚だしく、起きてゐるだに困難なる始末なりければ、鐵砲を打つどころの騒ぎではなかつた。是を觀たる水手等は、みな大いに驚き、共に信淵等の看病に力めた。やがて信淵は稍々元氣を恢復せしを以て、水手等に向ひて、「汝等はこの船中にて鐵砲を打ち得るや」といへば、水手等はみな口を揃へて、「我れ等は鐵砲を打ちしことはないが、只彼の梶前の與三郎は、鐵砲打ちは大好きなり」と答へるので、信淵は六匁彈の銃を與三郎に渡して打たしむるに、與三郎は或は立放し、或は居放し等、其の動作の敏捷活潑なること、陸上にて打つと何等異なる所がなかつた。信淵更に其の他の打方を知らざる水手等に打たしむるに、其の銃を頬に付けて種々に打つ眞似をなし、或は十匁彈の銃を執りて、片足立ちになりて打つ眞似をなし、船の上を進退奔走すること、恰かも陸地に於て動作すると、何んの變はりしこともなかつた。徳島より來れる勇士等は觀て大いに憤起し、己れも鐵砲を打ちて觀ばやと起き上がりしが、みなよろめき頭暈して打ち倒れ、立つことすら出来ず大恥をかき、終に船を引き揚げて徳島に歸つた。信淵徳島に歸りて、此の趣きを集黨翁に告げれば、翁は大いに歎息して、水軍訓練の急務なるを認め、是より水軍訓練の議が起つた。

註一。三銃用法論上卷(第二丁)。

註二。家藏寫本經濟要錄卷一(第七丁)。

一八 兵學家としての信淵 (二)

此の頃毎年三月中旬より九月上旬まで、下總國銚子港を去ること二里許りの海上に、黒船二艘或は三艘來りてそこに滞留し、鯨を捕らへ、其の捕りし鯨に印として白旗又は赤旗を立てるが、數多立てならべたる其の紅白の旗が翩翩と風に翻へる其の美しさは、恰も花を活けたるが如かりしと云ふ。我が方の漁船が是に近けば、色々の珍らしき物など與へて、我が國の様子を窺ふものゝやうであつた。

西洋人は次第に東進して、印度より南洋・印度支那・支那等を侵略し、遂には前述の如く捕鯨にかこつけて、我が國の様子を窺ふやうに爲つたが、さすが我が國に未だ手出しを爲し得ざるは、曾つてマルコポーロが記せし如く、古來我が國の武威の盛んなるを畏れてゐたからであつた。されば我が國の武威を示して、彼等を戰慄せしめることは、護國第一の良策であつたのである。然るに砲術家世に多しと雖も、古來防海の武備を論じたる者は、大野宇右衛門武矩一人であつた。武矩の説に従へば、百七八十石積より二百石積迄の船脚の早き荷物船を二艘つなぎ合はせ、其の上に角材を敷きならべ、上に土俵並に土俵止めを丈夫にし、更に其の上に眞土を厚さ五寸許り置きて平地の如く平らにし、周圍に欄干を作り、其の上に一貫目彈の大砲二門を動かさざるやうに固く据付け、乗り組みの人數等、總て法を定め、敵船を去ること五、六町迄に近寄り、船を回轉せしめて大砲を敵船の胸腹の水

際を覘つて打貫き、以て敵を打破らうと云ふのであつた。

信淵大野武矩が大砲船の造船法と其の水戦術を詳しく集堂翁に語れば、翁信淵に向ひ、「武矩が法を行へば、外寇を防禦するには、大抵事足ると思はるゝも、尙此の上にも良法なきか」と問へば、信淵熟考の上是に答へて、「夫れ兵は社稷存亡・人民生死に係る所にして、一國の事務此より大なるは無し。故に紛骨碎身しても其精銳を究極すべきは、國家に長たる者の要務なるべし。故に外寇の來るときは、貧國の臣子は甲冑・兵器無しと雖ども、竹竿・木棒を振ひて寇を打倒し、鉞・鍵・薙刀を執て敵を斬殺し、命の有らん限りは焉んぞ君父の國を敵人に併せしむべきの理あらんや。然りと雖ども寇に勝つこと能はずして其力の及ぶ所を盡し、國事に死するときは此また足るのみ。今夫翁は大國の執政なり。然るに防海の武備を堅固にせんことを欲して、大野武矩が大砲船打及火矢打・梁箭の働にて其事足れりと覺悟を極め、其外を求めざるの決心あるときは此亦足れるのみ」と云へば、集堂翁乃ち錯愕して曰く、「我言を失せり。豈武矩が説にて足れりとせんや。願くは吾子が欲する所を致して、本藩の武備の足らざる所を補益せよ」と、信淵答へて曰く、「大野が海寇を防禦し蠻船を打碎くの諸法皆是先哲未發の仕方にして、善なることは善なり。然れども僕未安心せざる所あり。何んとなれば彼が説きたる如く二百石積の荷船に大砲を載て、敵艦を打碎かんと欲すと雖ども、海上漂蕩する船中より波濤に漂蕩する敵艦を覘打することなるを以て、五、六町迄も近寄ざれば必中は期すべからず。然らば其必中の場所まで漕寄んとするときは、彼船軍に老練し居る蠻猪等大砲の小船に中難きは豫め能く知て、本船より大砲を打出さずして、必數多の小舟を卸し、小舟を以て小迫合の水戦を始ること、近來西洋諸國の戦法なり。然るに大野が仕方にては、唯一圖に大砲を以て

本船を打碎を旨とし、小舟拵合に血戦を勵べき用意絶て無きが故に、小舟拵合と爲に及では、味方に利の少きこと論ずるに及ばず。又火矢打の法も亦指矢位の規打なれば、當ることも有るべくして面白けれども、頻に筒先を仰向して高く空に打揚て落し掛けにする仕方なるを以て、適宜船の上のみ落すことも亦覺束無きの至りなり。其の仔細は鐵炮に大小あり、火矢も亦然り。且火藥にも強弱有りて、其の矢倉の高低も筒毎に同からざる者なるを以て、大小數十挺の鐵炮を据臺に仕掛けて船上に並べ一時に此を打出し、其矢を悉く望みの處に落すことは期すべきの業ならん乎。且西洋船の堅固にして其手當の行届ける假令火矢の五本・三本其上に落たりとも、急に大火と爲りて此を燒沈めんことを欲するは、實に難得の微幸ならずや。又梁箭の如きは其工夫は巧なれども、其實不可爲の業なり。唯此中に於て火矢の一策は、或は用ふべき處の有るべき者乎。抑二千石積の荷船は頗る大なれば、漫に海には乗出すべからず。若敵方大砲の規となるときは、只一發にて微塵と爲すべし。此等の事を熟思するときは、僕未だ安心せざるを以て、大野武矩が法のみにて、貴藩の武備は足れりとも思れざるなり」(註一)と進言せしを以て、集堂翁は、信淵が云ふ所實に至れり盡せるに深く感服し、「吾子が欲する儘に従はん」とて、造船の計畫を信淵に一任せんとせしが、信淵は更に、「僕が欲するところをなさんとするには、莫大なる費用を要するが、それに就きては如何にせば宜敷しかるべき」と云へば、翁は「國家の武備を堅固にするに、何んぞ少しの財用の費ゆるを吝まんや、唯吾子が意の儘に任せん」との返事に、信淵は喜び勇みて、海部郡に赴くことに決した。爰に於て、信淵は海部郡大里に赴き大砲の船打ちをなさんとして、翁に一貫目彈の大砲を漁船に載せて南海に乗り出し、是を打試みたき旨を願ひ出でし所、翁は其の大砲を海底に沈め失はんことを慮りて、夫れを許さん

とする氣色が見えなかつた。因つて信淵は自分の費用を以て鑄造せし一貫目彈の鐵筒を船に載せて津田口より海部に廻はし、先きつ頃同行せし五人の勇士等も信淵に従つて大里に至り、日々船を南海に乗り出せしに、波濤にも馴れ風浪の爲め船暈を發することもなく、大砲の船打ちを猛練習することが出来た。

信淵獨り熟し思ふに、集堂翁は大いに軍備を精銳ならしめんとあせつてはゐるが、太平既に二百年、風俗奢侈に流れて慢性病の如くなり、徳島藩の軍備も急速に完備することは出来得べくもないので、武矩が法を始め諸流兵術家の主張する如き、大規模の軍備は悉く是を廢し、萬一不意に外寇のありし場合に、頗る敏捷にして效果の確實なる戦法を行ひ、一舉に蠻虜の魂魄を奪はん工夫もがなと、百方苦心慘膽の結果案出したのが、小舟に大砲を載せ、西洋船の近き所迄漕ぎ寄りて、敵船の胸腹を打ち貫くべき工夫を爲し、一種の異風砲と異様船とを作らんとして、是を翁に謀りしに、翁は先づ一艘を作り是を試みよとの命ありしを以て、信淵大いに喜び、早速是に取り掛かることになつた。信淵は和漢古來の兵法にも達し、又歐米近代の兵法にも通じて居り、更に古今の戦史をもよく知れるを以て、先づ古來の水戦の例を観るに、小船は大砲の規ひにかゝること稀なると、又、武矩等が説く所の如く、大船を多く作ることも、一概に悪いと云ふ譯ではないが、是には多大の軍費を要するので、費用も少額にて濟み、且是を作るにも、多くの年月を要せずして、效果の確實なる此の異風砲異様船の發明を思ひ付いたのであつた。そこで信淵は、大砲鑄造奉行築田氏と密議し、釜師五助と惣右衛門とに命じて、鑄製の砲を鑄造せしめた。其の大砲は、直徑六寸の鐵彈を發射し得るものにして、砲身の長さは四尺八寸、彈藥を裝填する所は極めて厚くして一尺二寸とし、砲先きは九寸、砲尻も同じく九寸とした。砲は全長六尺三寸の鑄筒にして

後裝式となし、彈藥は砲尻より込め得るやうに作つたものである。船は長さ四丈八尺の丸太を組み集めて作りしものにして、船首と船尾は細く中倉を太くし、其の太き所にて幅一丈八尺とし、舷は作らず恰も水船の如くし、其の舷とも稱すべき所の下に、船首より後ろ一丈二尺の所より三丈六尺迄の間に、八尺おきに左右各三箇所づつ、一丈あまりなる細丸太を刺し込み、是を鰭と名づけ、荒波の激しきときは、船の轉覆を防ぐ爲の装置であるが、波の穏かなるときは、是を抜き去り置くのである。船の上面には適宜に曲りたる大丸太三本を撰びて、是を蓋の如くならべ組み合はせて船梁となし、其の中央の丸太に大砲をくゞり着け、上には急勾配の屋根を作り、荒波頻りに打掛かりしときにも、少しの水も溜らざるやうにし、此の形は中高にして上面は恰も龜の脊の如くし、船首より船梁の中丸太一丈五寸、龜の脊の所に大砲の耳を据付くるのを以て法と爲し、又其の全船の首より更に一丈二尺の所より尾に至る迄、左右二丈一尺前後より三丈三尺の間を悉く格子の矢倉とし、此處を戦士や水夫の活動の場所と爲し、矢倉の左右及び後ろに、各三櫓を丈夫にして、舳櫓十挺、偏櫓十四挺を備へて船を進退せしめるのである。愈々此の十貫目彈の異風砲と長さ四丈八尺の異様船を作り、砲も船も既に成就したるを以て、さて此の大砲を發射して見んとせし處、誰も是を打ちて見んと云ふ者もなき有様に、集堂翁に對して大いに面目を失ひ、數日當惑してゐたが、幸ひに義弟勝間伊織・門人後藤喜右衛門・鈴木平四郎・信淵の家來木村新太郎・同吉松及び友人阿波の人山岡郷右衛門・河瀬誼之丞・鐵砲の鐵具師金助の八人は、みな俠骨極めて強く死を懼れざる勇猛の士なりしを以て、信淵と同じく毎日此の異様船に乗りて海上に漕ぎ出し、種々工夫して船打ちを修練し、二十一日間是を續行して、遂に其の船の操縦と大砲の發射法とを會得し、自由自在に發射し得るに至つた。爰に

於て集堂翁は大いに喜び、厚く右の各士に賞賜を贈つた。而して此の船にて大砲を發射することは、船の全長が僅か四丈八尺なるに、六尺三寸もある重き大砲を載せてゐるのであるから、頗る六ヶ敷きものなるにも拘らず、そこは前述の如く信淵が特に苦心して研究したる秘術によるものなるを以て、特別なる人より外には教へなかつた。此の船の特徴とする所は、其の八、九分通りは海水に沈みて見えざるを以て、敵の軍船に近寄りても敵に見せらるゝこと少く、又小船なるを以て、敵砲の覗ひ打ちに罹かることも、甚だ稀にして、又荒波の激しく打掛かり來るときにても、海水の溜まる心配もなく、又例の鰭を出して難波を避けて進行し得るを以て、船の轉覆する恐れなく、又大砲は船梁に金物を以て堅くくり着けあるを以て、假令船が轉覆することありとも、決して大砲を海底に落し失ふ患ひなきも、唯其の船打ちの操練に熟達することが最も肝要である。さて其の船打ちを練習するには海岸の浪の當たる磯邊か、或は小島の崖下等の波打ち際に、五間四面の板的を作り、中央に二間四方計りの黒星を畫き、此の船を十町ばかりも沖に漕ぎ出し、彼の的の方に漕ぎ寄りて、的場より五、六丁も離れたる浪の頗る荒き所にて、毎日十發づゝ放つて、其の技を磨きしに、十發の中八、九發は中たるやうに上達することを得た。斯くなる上は最早敵の大砲を的に打つならば、殆ど百發百中間違ひなく中たると云ふ自信を得るやうになつた。さて又此の異様の砲船には、大砲頭一人、與頭二人、打手四人、手傳戰士二十人乗り組み、百目彈以上の銃三挺、十匁銃十挺、二、三十匁狭間銃、三挺も配りて、敵より小船迫り合ひを仕掛け來りたる時の備へとなし、四十八挺櫓で押し出して、寄せ來たる敵を追ひ散らし、敵の大船目掛けて突進し、此れを撃沈する仕掛けであつた。又別に關船二艘を助船として出し、敵船に近寄る迄の間は、此の二艘の助船を以て異様船を曳航し

て、速かに敵船に近寄ることを肝要とする。是大砲船は、荷脚の重きを以ての故である。關船も周圍を厚部を以て二重に圍みて防禦設備を施し、大砲與頭二人、戰士三十人乗り組み、三百目彈大砲二挺、百目銃四挺、十匁銃十六挺、二、三十目彈狭間銃三挺、其他、弓・矢・鎗・長刀・熊手・長篙・鈎繩等の船軍用具を悉く全備し、手傳遊卒十二人乗り組ませ、四十八挺櫓にて押し出し、大砲船と行動を共にせしめる。以上の大砲船一艘、關船二艘を以て一組と爲し、都合三百人ばかりは、みな大砲頭の支配に屬するのである。萬一外寇の押し寄せ來りたるときは、斯かる船隊を幾組も作りて、是を押し出し、敵船を逐へ打ちて手痛く敵を打惱まし、蠻虜の魂魄を奪はんと云ふのである。當方より斯くの如く小船を出して敵船に近寄るときは、西洋人は船軍によく馴れ、大砲は小船に當り難きことをかねてよく心得居るを以て、彼も亦數多の小船を卸して、小船同士の小迫り合ひが始まることは、西洋人の船軍の法なるを以て、其の時味方の方にも、關船はいづれもみな大砲船と分れ、敵方の小船に向ひて直ちに戦ふのである。敵船は小なれども三四町にも及ば、三百匁彈の大砲を以て、頻りに是を覗ひ打ちを爲すものである。敵を近き處迄引寄せから打てば、中たりはよきも、西洋人は小船にも二、三斤彈の大砲を載せて打放すを以て、若し味方が彼等より先きに打掛けらるれば、或は後手になりて、戰士達の氣後れを生ずるを以て、彈藥を吝しむことなく、次第に近くなるに従ひて、百目銃をも打放し、十匁鐵砲の打合ひとなる頃合ひをよく見定め、狭間銃に數王をこめて、一船の蠻人を只の一發にて皆殺しにしなければならぬ。總て狭間銃及大小鐵砲に數彈を込めて、打放すを始めとして、五百目彈以下の銃砲は、彈打ち、火矢打ち共に、其の筒先きを左右上下に廻轉して、自由自在に早打ちすることを得ざれば、充分に其の火力を發揮して、敵を打破ることは困難であ

る。そこで信淵は、此の船打臺をも發明工夫して、至極便利なる銃座を作つたのである。そして此の船打臺を澤山に作つて、どの軍船にも七、八座づゝならべ備へて、鐵砲を仕掛け置き、大小の蠻船を覘ひ打ちし、片端より片端迄へし打ちに打碎き、夷狄等を海水に溺れしめようと云ふのである。此の上下左右廻轉自由自在なる銃座を多數仕掛け置きて、早打ちをなさんと云ふのであるから、今日の機關銃の如く急連發して大いに火力を發揮せしめんとしたのである。是に就きて一つの面白き挿話があるが、夫れは信淵が此の小銃臺を作りて、撫養港の近藤利兵衛が宅に止宿せし頃、利兵衛と共に堂浦より大鳴門の邊を遊獵せしとき、小船の中に此の銃座を載せ、七十丸彈の狭間筒に、一丸ばかりの切り玉三十粒ほどこめて、鴨などの多數遊ぎ廻はれる所に打放し、一發に鴨十九羽を打ちとめ、三日間に七、八十羽の鴨を捕り、歸りて集堂翁に贈りし處、翁は大いに驚歎して、是を君侯にも献上したと云ふのである。

信淵は海部郡にあつて、毎日鐵砲の船打ちを修練し居る際に、又、餘り大金もかゝらず、且是を作るに長年月日を要せずして作り得る簡單にして便利なる上に、其の威力の絶大なる火器を發明せんと欲して、著りに苦心研究を重ねたる結果、自走火船と稱する新兵器を案出した。發明は多く偶然より起ると稱せられてゐるが、信淵は毎日此の鐵砲の船打ちを爲し居る中に、何とかして簡單にして蠻船を焼き拂ふ方法はなきものかと考へ、幸ひ戦史にも通ぜる彼は、從來の火船は風力や水力を利用したるものなるが、彼は是を火力に代へんとし、煙火の流星が恐るべき威力あることに思ひ付き、是を火船に仕掛けて、從來の火船の缺點を補ひ、且是よりも猛烈なる火力を發揮せしめんとしたのである。そこで信淵は集堂翁に向ひ、『大夫若し僕をして邊鄙の海岸に閑居して、僕の欲

するところを恣にすることを許さるゝならば、蠻船を焼き攘ふべきの工夫あるも如何にや。それは流星といふ花火は、三百丸ほどの竹筒を中天に上げらしむるほどの力あり。故にこの流星の火薬の力を用ひて、波の上に船を走らしむることを訓練し、その業の成就するに至りて、更らに數多の古船を集めて火船を製し、その船中に廣大なる火薬・燒草・烽烙筒等を備へ、七艘づゝを一連と爲して、幾連も作り、各々大なる流星を用ひてその火船を走らしめ、西洋船の集まりゐるところへ、小脇から火船を漕ぎ出し、沖の方より西洋船を取り圍み、一齊にこれを焼き打ちするときは、いかに蠻虜が狡猾なりとも、塵にすることが出来ると思ふが、これまた大夫が憂國の苦しみを安んずるに足らん。願くは大夫をこれに明察せよ』と、熱心に憂國の至情をこめて説けば、翁は信淵が此の奇想天外の妙案に、兩手を擧げて大いに悦び、信淵を三拜して感賞した。爰に於て舊來集堂翁の恩顧を受けてゐる板野郡撫養港の地士近藤利兵衛に命じて、信淵の指圖に従ふべきことを下知し、數多の財用を賜はりて、其の研究に従事せしむることとした。兵法も佐藤家の家學の科目であり、殊に兵學は信淵が頗る好む所であり、徳島に赴きてより集堂翁の信賴極めて厚く、よく信淵を寵遇して其の云ふ所聞かれざるなく、其の説く所容れられざるなく、信淵は恰も船艦・兵器・銃砲・火薬の製造所長でもあるかの如き觀を呈し、彼が苦難の八十二年の生涯中、此の阿波に於ける約三年間の活躍こそは、最も得意にして又最も樂しかりし時代でもあつた。そこで信淵は早速撫養の近藤氏の家に寓居し、毎日内海に於て小舟を流星の火薬にて波浪の上を走らせつゝ、次第に大きな船を走らしめて、堂高以上の船を走らしむることに成功した。爰に於て更に、船中に松木筒に十貫丸彈を裝置したるもの數十座を備へ、是に夥しく燒草と火薬を積み載せ火を付けて焼き試みるに、甚だ猛烈至極なる火攻

器となつた。信淵は此の研究を始めてより僅か二月餘りにして、此の偉大なる火攻船を完成することを得た。今迄の諸發明と云ひ又此の東西古今前代未聞の此の大發明と云ひ、彼が如何に發明工夫の創造の奇才に富み、又彼が此の方面の技能に秀いでゝゐたか、覘はれるであらう。今迄世人は信淵を單なる農政經濟學者としてのみ認め、てゐたのであらうが、實は其の方面の家傳書を大成する以前に斯かる兵學者として驚くべき業績を残してゐたのである。信淵は此の火船を完成したので、夫れを具現すべき精細なる圖三枚と其の説明書を作り、徳島に歸つて是を集堂翁に呈した。翁は是を觀て大いに悦び、乃ち是に命ずるに自走火船の名を以てした。此の自走火船は、口徑六寸の松木筒を發射しつゝ、其の反動によつて反對の方に進む大砲即ち退走砲とし、小船は此の松木筒一本で是を走らせ、且其の船中に十貫目彈の燒烽烙を裝置したる木筒を二十座づゝ備へ、その他燒草・火藥並びに船ごしらへ等、みな夫々を調べ、水手八人以上にて是を漕ぎ出し、中船は退走砲二本、烽烙筒三十座、水手十二人以上にて漕ぎ出し、又百石積み以上の大船には、退走砲三本にて走らせ、燒烽烙を打出すべき木筒六十座を備へ、水手二十人にて漕ぎ出すのである。此の自走火船は、七艘づゝを以て一連と定めるのであるから、大小船舶を取交せて組合はせ、船と船との距離は各々二十四、五間づゝとし、是を大繩一本、中小繩十本を用ひて繋ぎ連ね、大繩・小繩には浮木を附して置くのである。而して其の費用は、船は何れも古船を以て作るのであるが、船と其の他の雜費用を入れて、小船が一艘三十兩、中船が五十兩、大船が百兩にして、大船一艘、中船二艘、小船四艘とすれば、凡そ三百二十兩と成り、是を六、七連も作れば、其の總費用は約二千兩ほどを要すると云ふのである。而して其の用法は、七艘一連づゝが一備へと成りて漕ぎ出し、先づ沖の方より敵船を包圍して推進し、敵船を去

ること四、五町程に至り、會圖を定めて一連七艘の退走砲の導火線に一齊に火を點じ、其の退走砲より火を吹出し、其の火勢にて船の走るを觀るときは、即ち又會圖を定めて各々みな火船より下りて、別の傳馬船にすばやく飛び移りて速かに逃げ歸るのである。火船は忽焉として飛走すること箭の如く、一瞬にして數百歩の速きに走り出で、其の機を發するに及びては、猛火大いに燃えあがり、數連の火船みな蟹船を取圍みて燒くが故に、紅蓮の炎は天に沖し、黒煙海を覆ひ、數千の烽烙は一時に爆發し天地も震動し、海水沸騰するが如く、神風旋回して毒煙烈火至らざる限もなく、矢倉燒け船梁爛れ、浮城の如き軍船も一時に燒け崩れ、乗り組みの蟹房は悉く猛火に燒かれ、或は海中に溺れて一兵も残さず殲滅して餘類なからしむると云ふ、實にもこの凄き大火攻器である。信淵此のことに就き『自走火船圖説』に自述して、『此自走火船を始めて製せしは文化四丁卯の歲なり。其後天保九戊戌の年和蘭國カピタン尼胡瑞なるもの江戸に參勤し、人に語て曰、西洋一千八百十九年に入爾馬泥亞國の人、始めて火藥にて車を走らすことを工夫して、其後は舟をも火藥にて波の上を走らしむることをなすと云へり。西洋の一千八百十九年は本邦の文政三庚辰年にあたり。然れば予が工夫し得たるより十三年の後なり。是によつてこれを觀るときは、則西洋人も本邦人より格別穎敏なるにもあらず。故に赤心報國の至誠を以て國家を利せんことをはからば、尙善法も多かるべし。西洋人のたのみとする處は、軍船の廣大堅固なると大砲あまた利害なるのみ。日本武士の強猛なるを以て雄略を振ひ彼れと戦ふときは、打破らんこと必せり。且我これを聞けり、近頃エギリス人火藥を以て大船を走らせて、日に數百里の海を渡ると。然れども彼は海を渡るを知るのみ、未だ戰艦を燒くことを知らず。故に予是を用て堅城の如くなる大船を一時に崩し、彼の賊の魄を奪はんことを欲す』(註二)と云

つて、日本人の爲に大いに氣焔を吐いてゐたことは痛快極まりなきものであつた。動もすれば日本人は模倣性に富むも、發明創造の能力に乏しと爲すが、今より百三十餘年前に於て、信淵が斯くの如き言をなせるのみならず、其の實を示せるが如きは、彼に恥づることなしとせずや。文化六年の春、海部郡に於ける船打ちの操練も既に終はりしを以て、五人の壯士を徳島に歸し、又板野郡に於ける自走火船の研究及び其の實驗により確信を得たるにより、將に集堂翁とはかり、徳島の近海に於て此の法を行ひ、藩主蜂須賀治昭侯に此の火船法の實演を一覽せしめんとせしに、徳島より集堂翁の急使來り、告げて曰く、「我が主人は、一昨夜君侯より不慮の氣色を蒙り、登城を差し止められ、且つ急に江戸に歸へることゝなれり」と、信淵是を聞きて大いに驚き、其の譯を問へば、使者更に曰く、「先生も内々知らるゝ如く、去る幕拜借金不調の爲め、一藩の士大夫は我が主人を恨むこと甚だしく、且つまた先生は遊歴者の身を以つて、我が主人に尊敬せられ、軍備の事件に就きて種々議せらるゝに就き、藩中の兵衛家はみな先生を嫉妬せざるものなく、種々の流言頻りに行はれ、先生を以つて他國の奸者なりとし、相共に讒奏して遂に主人を陥れたるを以つてなり。故に先生もまた早く覺悟を極められよ」と、信淵乃ち一貫目彈の鐵銃を海底に投じ、砲臺船・船打臺及び狭間筒臺を焼き捨て、砲銃の彈丸と火藥を尾裝にする大砲の火門を焼き毀ち、夜撫養の近藤利兵衛が家を辭して徳島に歸り、集堂翁に見えて、翁の寵遇を謝し、辭し去らんとするに、翁は信淵の勞をねぎらひ、五十金を出し贖として與へた。信淵固く是を辭すれども、聽かざるを以て遂に是を受けて訣別した。斯くて信淵は急ぎ旅裝をとゝのへ、其の日のうちに徳島を去り、義弟勝間伊織及び門人後藤喜右衛門・同鈴木平四郎・家來木村新太郎・同吉松の主従五人と共に、芝生より四足を越えて、讃岐の金毘羅に至り

三日滯留して是迄の勞苦を癒やし、其の後丸龜より船に乗りて播磨國の高砂に渡り、夫れより京都に至り、朋友の家に留まること一月に及び、又徳島に滯留中宇治の茶師神林春章の代なる大澤某の請ひにより、宇治に至りて神林春章を訪へば、大いに悦びて是を迎へ、信淵此處に逗留すること數日、春章信淵を饗應すること甚だ篤く、且信淵に向ひ「茶に人糞を用ひざれば、絶えて上葉を生ぜず、併しながら、今上皇帝及び御靈屋に奉供の茶に、人糞を用ふることは甚だ恐れ限りのありである。何卒清浄なる肥料を以つて、人糞とその性效を同じくするものあらば、願はくばこれを教へられよ」との請ひに依り、信淵乃ち曾祖父元庵が著はせる「十字號糞培例」によりて是を教へしに、春章是を聞きて喜ぶこと限りなかりしと云ふ。夫れより奈良に遊び、伊賀越えして伊勢の山田に至り、皇大神宮に參拜し、六月下旬江戸に着き、三年振りにして京橋柳町なる懐かしの我が家へと歸つて來た。

信淵が阿波に滯留してゐたのは、僅か二年有餘に過ぎざりしが、其の間に於ける彼の業績を顧みるに、年齢四十歳前後にして心身共に壯、兵學の素あり、且西洋の事情に精通せるにもせよ、二百有餘座の大小各種の銃砲の改良鑄造、戰車・摺臺・異風砲異様船・紫金鈴・再震雷・船打臺・自走火船等の發明及び其の他各種の兵器・軍船の改良工夫を爲し、自らはを操練して其の實效を驗し、是を書冊に編して「武備一家言」五卷、「鐵炮窮理論」二卷、「三銃用法論」三卷、「籌海新書」五十卷、「自走火船三枚圖說」二卷を著はした。是れ到底他の空想にも等しき海防論者の夫れと目を同じうして語るべからざるは論ずる迄もなく、而して是等の書が今日尙ほ貴重せられ居る點より觀て、我が國防上併に戰略上に示唆を與へたること頗る多く、爲政者・軍政家は固より有識者の國防思想を啓發したる功績は、決して没すべからざるものがあつた。信淵は夙に内外古今の兵書に精通せる丈けに、

西洋の新式兵器・軍船及び彼等の戦法を撃破する爲に、有ゆる苦心努力を傾注して、彼等に優越せる兵器・舟艇及び戦術を案出し、且我が國情に即應して國防計畫を講じたのであつた。彼の阿波に於ける兵學研究に就きて特に注意すべき點は、火器の威力を極度に發揮せしめんとしたること、戦車の如き新兵器の器械化に着眼したること、又四面環海の我が國防計畫として海軍の大いに必要なる所以を認め、大艦巨砲主義を理想としつゝも、我が財政状態を顧念し、且急速に製艦し得る利點及び小艇が砲彈の命中率の少きこと等より考察して小艇巨砲主義を採り、今日の水雷艇にも比すべき自走火船、快速艇にも比すべき異風砲異様船を案出したること等であるが、自走火船は又海上に於ける火焰放射器とも見らるべきであらう。信淵の阿波に於ける著述には、前述の外に『西洋列國史略』二卷及び『防海策』二卷がある。前者は我が國人の手になれる最初の西洋歴史書にして、後者は邦人が昌平の久しきに馴れて、柔弱に陥れるを匡正して、本來の敢爲進取の氣象に還元せしめ、且我が國に於ける天恵以外の福利を獲得せんが爲、遠く世界各國に渡航して貿易を營むべきことを論じ、又我が國策として北進論及び南進論を説けるものにして、若し彼の論策が既に實現せられたらんには、今日我等は別の世界觀を有するに至つたであらう。信淵は阿波に於て、短時日の間に前述の如き實に驚嘆すべき業績を挙げたが、此の外更に餘暇だにあれば、阿淡兩州の各地を視察して、家學の本領たる農政・經濟方面の研究をも怠らず、徳島藩の弊政改革にも意を注ぎ、殖産興業の術を教へた。就中青藍栽培の改良の如きは、其の最も成功したるものとして傳へられてゐる。藩侯も大いに信淵の説に聞く所あらんとせしも、『大木は風に折られる』の譬へに洩れず、集堂翁と共に權臣の忌む所となり、遂に徳島を去らざるを得ざるに至つたのであつた。

註一。三銃用法論下卷(第一六丁—第一九丁)。

註二。自走火船製法(第十三丁—第十四丁)。